

令和2年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和2年12月16日（水曜日）

議事日程第1号

令和2年12月16日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第77号 八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 第5 議案第78号 八峰町長の専決処分の指定に関する条例制定について
- 第6 議案第79号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第80号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第81号 八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第82号 八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について
- 第10 議案第83号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第11 議案第84号 八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第12 議案第85号 物品の取得について
- 第13 議案第86号 物品の取得について
- 第14 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第88号 損害賠償の和解について
- 第16 議案第89号 損害賠償の和解について
- 第17 議案第90号 令和2年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第18 議案第91号 令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第92号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第93号 令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）

- 第21 議案第94号 令和2年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第95号 令和2年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第23 陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情
- 第24 陳情第9号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情
- 第25 陳情第10号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情
- 第26 陳情第11号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	山本 望	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
新型コロナウイルス対策室長	石上 義久	八森子ども園長	大坂 江利子
峰浜ボンボ子ども園長	秋田 裕紀子		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船 山 厚 子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和2年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長よりご報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る12月8日、議会運営委員会を開催し、11月10日付けで議長から諮問のあった令和2年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から18日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、会期中に審査され報告となる場合は、改めて議会運営委員会を開催し、議事日程等について協議することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から18日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から

18日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

本日、令和2年12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、秋の火災予防運動について申し上げます。

11月1日午前7時から、石川地区において消防総合訓練を実施し、今年は新型コロナウイルス感染防止の観点から住民の参加を求めないこととし、消防団による火災防ぎょ訓練を行いました。今回の訓練は、11月に入り好天が続き乾燥注意報が継続的に発令される中、石川地区で建物火災が発生し、延焼の可能性があるとの想定で行われ、周辺の第5、第6、第7、第8分団がいち早く駆け付け、水利から火災現場まで距離が離れていることを踏まえて、団員同士が素早くホースを連結させて放水するポンプ連結操作の訓練を行いました。

ご協力いただいた各消防分団員、消防署、交通指導隊など関係者の皆様には心から感謝を申し上げますとともに、これから暖房機器等の取り扱いが増える季節を迎えることから、住民の皆様と一体となって火災予防運動を展開し、無火災を目指してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

世界においては現在も急速に感染が拡大中であり、12月13日現在、感染者数は7,000万人以上、死者数は160万人以上となっており、感染者数は毎日約65万人、死者数は毎日約1万人増えています。

我が国においては、11月下旬から1日の感染者数が2,500人を超える日がたびたび現れるなど、急激に感染が拡大し、「第3波」が到来していると認識しています。八峰町におきましては、感染拡大の動向や国や秋田県の動きを見据えながら、節目節目に「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、町民への感染リスクをできるだけ少なくする

ことを第一に対応してまいりました。

現在、国や県は、新型コロナウイルスと共存しながら経済活動を推進する政策を進めており、また、町内において大きなダメージを受けた観光宿泊業等が、国の「Go To Travel」や「県のプレミアム宿泊券や飲食券」、町の「宿泊助成」などにより持ち直しの動きを見せているところですが、町として町民に対しましては、年末年始を迎えるに当たって帰省や感染拡大地域との往来には最大限の注意をお願いするとともに、「マスク着用」「三密の回避」「人と人との距離」「手洗い」など感染防止対策の基本を守っていただくよう、町の広報等を通じてお願いしてまいります。役場職員には、役場職員関係者からは町民へ感染させないという強い考え方に立って、やむを得ない理由で感染が拡大している首都圏等へ行った際の現地でのより慎重な行動、移動届の提出及び感染防止対策の徹底などを申し合わせております。

八峰町ではまだ一人の感染者も出ていないということは、町民の皆様の真面目な取り組みの成果であると感謝していますが、経済対策の推進による人の移動が多くなっている最中でありますので、感染者数がいまだゼロという本町であっても何が起きても不思議でない状況にあります。町民の皆様とともに感染予防対策を徹底しながら、引き続き一人の感染者も出さないよう全力で取り組んでまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について申し上げます。

「事業継続臨時交付金」については、建設・建築業35件、漁業33件、サービス業31件、産直施設23件、飲食・小売・食品製造等39件、農林業・製造業を含むその他事業32件、延べ193件の個人・事業所に対し、総額3,780万円を支援いたしました。また、「雇用維持臨時給付金」については、11月末時点において4法人事業所に259万円を助成し、町内在住者の雇用の維持を支援しております。さらに「宿泊施設感染予防対策事業」については、町内9カ所の施設に総額225万円を助成し、宿泊されるお客様に対する感染予防対策に万全を期していただくようお願いいたしました。また、東北4県の宿泊者を対象とした「宿泊助成事業」については、11月末時点において8カ所の宿泊施設に延べ1,043人の利用があり、518万8,000円を助成しております。町民に配布した無料の入浴クーポン券については、11月末時点において、延べ1,690人の利用となっており、好調に推移しています。

しかしながら、新型コロナウイルスへの感染拡大が今なお続いており、第1波よりもはるかに高い第2波よりもさらに高い第3波が到来し、特に、現在の支援対象から外れ

ている様々な分野の個人事業所等への影響が出てきておりますので、6月補正予算に計上し実施した「事業継続臨時交付金」の支給基準を一部見直ししながら、現在の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の中で、「第2次事業継続臨時交付金」として対応していくことを検討しております。

なお、小・中学校や役場庁舎などへの非接触型検温システムの導入を図ったほか、段ボールベッドや感染予防保護テントなど、避難時に必要となる物品の備蓄等についても順調に進んでおります。

次に、中浜地区中心地整備事業について申し上げます。

まず、先の9月定例会で中間報告したアンケート調査の最終結果を報告します。

対象とした20歳から40歳の住民899名のうち、52.9%にあたる476名から回答をいただきました。「津波の浸水が想定されるような地域には住みたくない」と答えた方が272名、57.1%、「津波の浸水が想定されるような地域であっても避難対策がとられていれば住んでもいい」と答えた方が133名、27.9%となりました。地区別に見ますと、峰浜地区では、「住みたくない」が176名、66.4%、「住んでもいい」が47名、17.7%となり、八森地区では、「住みたくない」が96名、45.5%、「住んでもいい」が86名、40.8%となりました。

今回のアンケート調査は、津波リスクに対する若者の意識を知りたいということで実施しましたが、若者全体では津波リスクについて敏感に感じている方々が多くおり、地区別に見ると、津波リスクのエリアが少ない峰浜地区で「住みたくない」が圧倒的に多く、津波リスクのエリアが多い八森地区では「住んでもいい」が峰浜地区の2倍以上となっていることが分かりました。

中浜地区中心地整備事業については、これまでの議会における一般質問に対する意見交換やこのたびのアンケート調査、さらには先般作成した町が所有する遊休施設等に関する基本的な考え方を定めた「八峰町公有財産利活用基本方針」などを総合的に勘案しながら熟慮してまいりました。その結果、津波リスクへの備えに十分配慮しながら、一定の規模があり、また子育て環境に恵まれ、定住移住に繋がりやすい遊休地である旧八森町役場跡地の有効活用、私が進める政策のメリハリをつけるための3本の柱の1つである「若い大人を増やす」取り組み、高齢化が進んでいる中浜地域の活性化などの観点から、今年2月5日の町議会全員協議会で説明した内容を一部見直しした内容で、令和3年度当初予算に提案することを決断いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、「町内巡回バス」の利用状況について申し上げます。

10月8日に第2回八峰町公共交通会議を開催し、公共交通アンケートの結果を報告するとともに、巡回バス試行運行計画（案）を説明いたしました。バス事業者や住民及び利用者代表をはじめ、秋田運輸支局、能代河川国道事務所、山本地域振興局、能代警察署、秋田県交通政策課の方々から様々な意見が出されましたが、いずれも試行運転は大事ということとなり、11月2日から12月25日まで、土・日、祝日を除く平日に6ルートの試行運転をすることといたしました。

11月末までの利用状況につきましては、いずれも延べ人数ですが、大久保岱・水沢ルートが30人、大槻野・目名瀉ルートが4人、大信田・横内ルートが20人、石川・畑谷ルートが11人、稲子沢・内荒巻ルートが13人、岩館ルートが49人となっており、いずれのルートも週2回運行ですが、合計で127人となっております。

また、「道の駅みねはま」で待機中の利用者の方々から乗り継ぎに対する感想等について聞き取りを行っているほか、12月からは利用者アンケートも実施しております。

今回は新型コロナウイルス感染症の影響により試行運転の時期が遅くなってしまいましたが、令和3年度においては、もっと早い温暖な時期に試行運転を実施しながら、住民の皆様が利用しやすい地域公共交通システムの構築に向け、取り組んでまいります。

次に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生連携協定締結について申し上げます。

9月15日、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生連携協定締結式を行いました。この協定は、町とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社とが、それぞれが有する人的・物的・知的資源を有効に活用しながら、地域や暮らしの安全・安心、防災・災害対策、観光や農業の振興などに関する地域課題に協働で取り組み、地方創生の実現に資することを目的に締結したものであります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、行動指針の一つに「地域密着」を掲げ、地方公共団体や地域金融機関が各地で進めている地方創生への支援を通じ、地域社会への貢献活動に取り組まれている企業であります。今回の協定締結を機に、様々な分野の住民サービスの向上に繋がっていくものと期待しているところです。

次に、横浜市との再生可能エネルギーに関する連携協定締結について申し上げます。

10月29日、横浜市との再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定締結記念式典を、町役場と横浜市庁舎とをオンラインで結んで開催いたしました。この協定は、相互の連

携を強化し、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの活用を通じた取り組みを推進するために締結したものであります。

このたびの協定締結は、八峰町の強い風を利用し発電を行う峰浜風力発電所の「浜」と横浜市の「浜」との「浜」繋がりでのご縁でありました。これにより、峰浜風力発電所の電気が横浜市内の6事業者7施設に供給されることになりました。今後は、電力供給だけでなく、様々な分野における地域間交流を促進してまいりたいと考えています。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会について申し上げます。

11月17日、再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」の初会合が開催されました。八峰町及び能代市沖は、7月3日に、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき「有望区域」に選定されており、本協議会は促進区域の指定や促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議や情報共有を行うため設置されたものであります。

初会合には、私や能代市長、秋田県産業労働部新エネルギー政策統括監、秋田県漁業協同組合と八峰町峰浜漁業組合の役員及び秋田大学と秋田県立大の教授の10人の委員が出席したほか、経済産業省と国土交通省、農林水産省の課長等、日本内航海運組合総連合会審議役、東京大学客員准教授の5人の委員がオンライン参加し、本協議会の運営について確認したほか、事務局からの概要説明を受け、意見交換を行いました。

各委員からは、漁業への影響のほか、電力の地産地消、地域活性化の明確化や地域への波及効果の検討など様々な意見が出されたほか、私からは、洋上風車のブレードの音や振動などによる漁業への影響に関する知見を持ちたいこと、漁業者や地域住民における洋上風車設置による影響が想定できないことによる不安を少しでも和らげるような、分かりやすい漁業振興策や地域振興策について協議していただきたいことを申し上げます。次回の協議会では専門家を招く予定となっておりますので、知見をお伺いしながらできるだけ漁業者や地域住民の不安を緩和できるような意見交換に努めてまいりたいと考えています。

次に、秋の行政協力員会議について申し上げます。

11月24日、峰栄館において開催し、各自治会から出された側溝の改良や蓋掛け、集会施設の補修工事への助成などの要望36件について、それぞれ町の考え方を示しし意見交換を行いました。住民の皆様が快適に暮らせるよう、すぐ実施できるものは早急に改善することとし、その他の要望についても、実施可能なものはその実施時期などを地元

自治会と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、自主防災組織について、令和3年度から組織の立ち上げ及び防災活動に要する経費への助成を検討していることを報告し、全自治会での自主防災組織設置に向けてご協力をお願いしたところであります。

次に、子育て世代包括支援センターについて申し上げます。

このセンターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、国の「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、今年度末までに設置するよう要請されております。町でも設置に向けた準備を進めておりましたが、母子保健事業部分を「子育て支援センターあいあい」から一部移管して福祉保健課で担当することとし、「子育て支援センターあいあい」と情報共有を行いながら、連携して包括的子育て支援サービスを提供することといたしました。この体制準備のための経費に関する補正予算を本定例会に提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「道の駅はちもり」の移転計画について申し上げます。

本年3月の町議会定例会において、「ハタハタ館を道の駅に指定できないか」との一般質問があり、ハタハタ館を中心とした御所の台エリアは、八峰町を元気にするための大きな拠点になる所であり、そのエリア全体から考えた場合、「ハタハタ館」を道の駅にするという思いは強くあり、今後国や県の関係機関との協議を進めてまいりたいとお答えいたしました。

令和2年度に入り、秋田県山本地域振興局へ相談した後、本庁道路課との三者で道の駅の移転が実現可能か、そのためにはどのような整備条件が必要なのか等について話し合いを行いました。その後、秋田県と国土交通省の関係機関との協議や調整を経て、「道の駅の移転については、道の駅としての機能を満たすことを条件として認められる」との回答をいただいております。

今後、道の駅「はちもり」を現在の「お殿水」の所からハタハタ館エリアへの移転に向け、ハタハタ館エリアの整備内容等を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、今期のハタハタ漁について申し上げます。

9月に解禁された沖合底曳き網漁の状況がよくなかったので大変心配しておりましたが、当初予定されていた12月3日前後を10日以上過ぎても、待望のハタハタの群れがまだ八峰町の磯に押し寄せておりません。現在のところは、昨年好調だった県北部と男鹿

北部が極めて低調で、昨年大変な不漁だった男鹿南部と県南部にそれなりに接岸しているという状況となっています。一昨日の月曜日に隣の能代港で約18kg揚がっておりますので、間もなくだと期待していますが、一日も早く活気あふれる八森地域になってほしいと願っているところです。

次に、令和3年産米への取り組みについて申し上げます。

県では、県産米の価格の安定を図るため、平成30年産米から県産米全体の「生産の目安」を提示し、各市町村は市町村段階の「生産の目安」の提示を行ってまいりました。県産米の需要は堅調であるものの、全国的には米の需要量が年々減少してきていることや、新型コロナウイルス感染症の影響もあってさらなる需要の減少が想定されることなどから、県は生産者へ早めに情報提供するため、令和3年産米の「生産の目安」を例年より1カ月前倒しして提示することとし、11月6日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を今年産米の目安より1万5,000t少ない「39万t」とすることを決定し、公表したところです。

これを受け、八峰町農業再生協議会では、町としての目安の算定作業を進め、今月21日に再生協議会臨時総会を開催し、生産の目安を決定していただき、方針作成者へ提示する予定であります。

次に、今年の冬の除雪業務について申し上げます。

八峰町除雪会議において、除雪体制や実施基準、その他注意事項の確認を行うとともに、事故防止に最善を尽くすよう委託業者へ依頼しました。

前年度は、極端な暖冬少雪により委託業者の経営に大きな影響を及ぼしたことから、特例で当初の委託契約を変更し、他市町村の補償制度を参考にしながら、路線ごとに一律で補償対応いたしました。しかしながら、八峰町内であっても路線によって降雪量に差があり、稼働時間が多い業者から不十分という考えが示されたことから、より実情に合った制度を構築することといたしました。このため、町内除雪路線ごとに過去10年の平均稼働時間をもとにゼロ時間から100時間まで6段階の補償時間を設定した「除排雪業務最低補償制度」を運用したところです。

また、町所有の除雪車輛については、「1.3m級、小型ロータリー除雪機械」1台を新たに購入し、除雪体制を強化いたしました。

今シーズンにおいても、幹線道路はもとより交差点付近や狭隘な生活路線なども適宜に除排雪作業を行い、きめ細やかな対応に努めながら、冬期間における道路交通の安全

を確保してまいります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、「峰浜ポンポコ子ども園」について申し上げます。

「峰浜ポンポコ子ども園」は、園舎工事に続き、外構工事も9月末に完了し、10月3日には、工事関係者、町議会議員及び保護者代表の皆様をお招きして落成式を開催いたしました。10月5日から62名の園児で新しい園生活をスタートしたところであります。今後は、来年4月からの幼保連携型認定こども園の開園に向けて準備をしてまいります。

次に、小・中学校の修学旅行について申し上げます。

修学旅行については、新型コロナウイルスへの感染が拡大している中、各校において、児童・生徒、保護者の意向を十分に踏まえながら対応いたしました。峰浜小学校は、目的地を県内とし、9月3日、4日の1泊2日の日程で、横手市、仙北市、北秋田市へ行ってきました。八森小学校は、10月15日、16日に、例年どおり1泊2日の日程で函館市へ行ってきました。八峰中学校は、例年の東京行きを取りやめ、10月14日に日帰り日程で湯沢、横手方面へ行き、ゆざわジオパークやふるさとの自然や文化について学ぶことができました。

次に、スポーツイベントについて報告いたします。

10月18日に、体育協会と公民館主催の「第15回シーサイドロードレース大会」が開催されました。町内の小・中学生を中心に128名が参加し、親子の部、2kmの部、5kmの部に分かれて健脚を競い、秋晴れの海岸道路を駆け抜けました。

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

9月に横手市で開催された東北学童軟式野球新人秋田県大会において、「峰浜スピリッツ」が見事3位に輝きました。また、10月に開催された高田宮賜杯第40回記念全日本学童軟式野球マクドナルドトーナメント秋田県代替大会において、「八森ブルーウエーブ」が見事準優勝に輝きました。両チームとも、全県大会では保護者だけでなく地域の皆さんも応援に駆け付け、子どもたちの活躍を見守っておりました。

また、「八森はたはたスポーツクラブ」に所属している「八峰バドミントンクラブ」の子どもたち6名が、10月に花巻市で開催された第26回東北小学生バドミントン大会に出場しました。特に、各県大会を勝ち抜いた20組が出場した4年生以下男子ダブルスでは、八森小学校4年生の後藤優月さんと三輪直汰さんペアが見事優勝を飾り、1月に開催される全国代替大会への出場を決めました。全国大会においても活躍されますよう期

待しております。

「峰浜スピリッツ」「八森ブルーウェーブ」「八峰バドミントンクラブ」の子どもたちの活躍は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの日常がまるで違う世界になってしまった町民の皆様に元気と希望を与えてくれた見事な活躍であり、選手や関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

次に、第15回町民文化祭について申し上げます。

10月30日から11月3日までの4日間、ファガスと峰栄館で行われた展示部門には、書道、絵画、俳句、写真、生け花、手芸作品など、約1,270点の出品があり、800人以上の方々から作品を鑑賞していただきました。

11月1日に八峰中学校体育館で開催された芸能発表会では、中学生によるパフォーマンスや和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど、12団体、165名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表しました。また、当日は、特設テントにおいて、峰浜小学校4年生によりラベンダーのサシェ（匂い袋）と、八峰中学校の生徒が考案したお弁当やおにぎり、スイーツをはじめ、町内の特産品が児童生徒により販売されました。児童生徒たちは、自らが企画し作成した商品などを大きな声でPRしながら販売し、物を売る楽しさや喜びを味わっていました。

一方、芸能発表会に先立ち、「第7回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を挙行了いたしました。県北地区の小学校を対象に作品を募集したところ、町内2校を含む3校から213点の応募があり、審査の結果、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞など14点が入賞し、うち当日出席された10名を表彰いたしました。

10月31日にはファガスを会場に歴史講演会を開催し、文化財保護審議会副会長で文化財保護協会顧問の工藤哲弥さんから、「民具に学ぶ」と題してご講演いただきました。講演では、工藤さんが自宅に保存している実際の民具を手に取りながら、一つ一つユーモアを交えて解説され、集まった約80名の参加者は、時折笑いに包まれながらも熱心に耳を傾けていました。

次に、令和2年度成人式について申し上げます。

令和2年度成人式については、新型コロナウイルス感染症の影響により、8月から1月に延期しておりましたが、1月開催について成人式実行委員会で慎重に協議したところ、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないこと、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されることなどの理由から、来年8月に再延期することとしました。

なお、来年度は2学年の成人式を行うこととなるため、開催方法について今後調整してまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第77号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部改正に伴い、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における公費負担の範囲等について、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第78号、八峰町長の専決処分の指定に関する条例の制定については、地方自治法の規定に基づき、町長が専決処分することができる事項の指定について、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第79号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定については、町が設置するコミュニティセンターに大久保岱地区コミュニティセンターを追加するため、条例改正しようとするものであります。

議案第80号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について条例改正しようとするものであります。

議案第81号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定については、令和3年4月から峰浜ポンポ子ども園を幼保連携型認定こども園へ移行し、併せて3歳未満児の保育料減免措置を令和6年度末まで延長するため、条例改正しようとするものであります。

議案第82号、八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定については、八峰町農林水産物処理加工施設を普通財産に変更し、町内加工業者等へ貸し付けできるよう条例を廃止しようとするものであります。

議案第83号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、「能代市山本郡養護老人ホーム組合」が令和3年4月から「三種・八峰養護老人ホーム組合」へ名称変更することに伴い、規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更については、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第85号、物品の取得については、感染防止プライバシー保護テント購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第86号、物品の取得については、水循環システム及び屋外シャワーキット購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号、公の施設の指定管理者の指定については、大久保岱地区コミュニティセンターの指定管理者に大久保岱自治会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号、損害賠償の和解については、8月26日、町の管理下にあるケヤキの大木から枝が折れて落下し、和解相手方の車両のルーフを破損させた事故について、損害の賠償について和解するにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第89号、損害賠償の和解については、9月3日、町の会計年度職員にエンジン式刈払い機による草刈り作業を実施させた際、意図せず飛び石が発生し、和解相手方の車両のリヤガラスを破損させた事故について、損害の賠償について和解するにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、4,475万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を75億1,852万4,000円とするもので、歳出の主なものは、給与改定に伴う人件費の減額のほか、町内路線バスへの運行費補助金の追加及びふるさと納税寄附金の増による返礼品等事務経費の追加などであります。

議案第91号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、6万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億6,291万5,000円とするもので、国保事業報告システム改修業務委託料の追加であります。

議案第92号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、2,761万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億8,051万1,000円とするもので、介護給付費の追加であります。

議案第93号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、44万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,100万6,000円とするもので、給与改定に伴う人件費の減額のほか、老朽化した待合室エアコンの更新費の追加であります。

議案第94号、令和2年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、28万7,000円を減額して、収益的収入及び支出の予定額を2億3,017万4,000円とするもので、給与改定に伴う人件費の減額であります。

議案第95号、令和2年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、658万5,000円を減額して、収益的収入及び支出の予定額を3億8,863万円とするもので、給与改定に伴う人件費の減額であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は19議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第77号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第77号についてご説明いたします。

議案第77号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について。

八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に合わせて条例制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例案の全文でございます。

本年6月に、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大することを目的に公職選挙法が一部改正され、12月12日に施行されました。これにより、町村長選挙及び町村議会議員選挙における選挙運動用の自動車、ビラ及びポスターについて、公費負担が行われることとなりました。特に町村議会議員選挙については、これまで禁止されていた選挙運動用ビラの頒布が解禁されております。

条例案では、第2条から第5条までで選挙運動用自動車の使用契約の届け出、公費負担額及び支払手続等について、第6条から第8条までで選挙運動用ビラの作成契約の届け出、公費負担額及び支払手続等について、第9条から第11条までで選挙運動用ポスターの作成契約の届け出、公費負担額及び支払手続等について規定しております。

なお、自動車、ビラ、ポスターのそれぞれの公費負担における単価上限につきまして

は、公職選挙法第141条第8項、同法第142条第11項及び同法第143条第15項において、公職選挙法施行令で定められた金額に準じて条例で定めることとされております。

説明資料といたしまして、条例案に基づき算定した公費負担額の上限額の一覧を提出しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この文章の中には供託金というのが入ってませんけれども、一般のお金の出し入れの中に町が介入してないということだと思うんですが、供託金制度も当然入ってくると思うんですが、没収する場合、没収された場合、これはどこに、一般会計に入るんですか、どこの所にお金が入ってくるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

このたびの法改正では、ただいまご説明した町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大とともに、町村議会議員選挙における供託金の導入が図られております。ご質問につきましては、供託物の没収についての規定に関するご質問だと思いますが、供託金は町に帰属することとなっておりますので、この場合、一般会計に収入されるものと理解しております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 供託金のことは分かりました。それと、ビラが町議会議員の場合、1,600枚というふうにこう限られてますけれども、これも印刷会社を明記しなければならないとか、そういう決まりがあるんですよね。で、どこにお金を支払うのかということ当然出てくると思うんですけれども、これはあくまでも支払先がはっきりしたところ、例えば会社とかそういう事業とかそういうのははっきり明記した所でないと駄目なんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

選挙運動ポスター、ビラのご質問だと思いますが、条例案の第8条におきまして、「八

峰町は、候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額」ということで、作成業でございますので主に印刷業の方になるかと思いますが、この方にこの金額の上限に応じて直接お支払いするという制度になってございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対討論を行います。

供託金というのは、財産のあるなしにかかわらず泡沫候補を防ぐためにそもそもつくられたもので、議員への立候補の乱立を防ぐために国がつくったものですけれども、町村長の場合、昭和37年に乱立がなくなったということで、これが供託金制度が廃止されました。で、全国町村会の議長会でも、この供託金が高すぎる、女性や若者を立候補しやすいためには、金額のハードルを設けなくて立候補しやすいようにしなければならないというふうなことが議長会の中でも話されています。で、ビラに関しても、規制することとはこれはやはり住民の、住民に対する立候補者が自分の政策を訴えるっていう場合にこれを制限することとは、民主的な選挙方法ではないと考えます。

以上のことから、私はこの改正による条例制定には反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

換気のため、5分間休憩いたします。11時3分より再開いたします。

午前10時58分 休 憩

.....
午前11時03分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第5、議案第78号、八峰町長の専決処分の指定に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、八峰町長の専決処分の指定に関する条例制定について。

八峰町長の専決処分の指定に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を指定するため、条例制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例案の全文でございます。

町の義務に属する損害賠償案件が発生した場合、これまでは議会定例会において議案を提出し、議決を得て処理しております。損害賠償案件としては、被害者所有の自動車に対して損害を与えた事例が最も多く、被害者は速やかな修理を望んでおられますが、議会閉会直後に発生した案件については、被害者への損害賠償への支払いを直近の定例会まで待つていただくことになり、事故発生から支払い完了まで約3カ月の期間を要しておりました。このような事態を解消し、損害賠償を速やかに終結させるとともに、事由の緊急性を考慮し、慣例的に専決処分としてきた選挙費や、緊急性があり、かつ変更割合が低い議決を要する契約の変更契約についても、地方自治法第180条の規定に基づき町長が専決処分できる事項として指定した条例を新たに制定しようとするものでございます。

それでは、条例案第2号の各号についてご説明いたします。

第1号及び第2号につきましては、原則として金額が50万円以下の損害賠償の和解及び予算補正につきましてはを指定事項とし、第1項後段の但し書きで、保険金等で賠償金額の全額が財源補償される場合は、金額の上限を撤廃するものでございます。

第3号につきましては、解散、欠員等の事由による選挙費の補正について規定しております。

議会の開催につきましては、主に衆議院の解散が想定されますが、公職選挙法により

解散後40日以内、欠員が生じた場合における補欠選挙につきましては、地方公共団体においては50日以内に選挙を行うこととされております。いずれの場合も速やかに執行体制を整える必要があることから、規定に加えたいと考えております。

第4号につきましては、議会の議決を要する工事請負費の変更契約について、緊急性があり、かつ10%以内の増減、金額を500万円以下に限定して規定するものでございます。

現在、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約は議会の議決に付すこととされておりますので、仮に5,000万円の契約ですと10%は500万円となります。契約金額が大きくなりますと10%相当額も比例して大きくなりますが、増減額の上限を500万円とすることにより、より変更割合の低いものに限定されることになると考えております。

なお、地方自治法第179条に基づき行われたこれまでの専決処分との違いであります。法第179条による専決処分は、処分後に議会へ報告し承認を受けることとされておりますが、本条例により指定された事項については、専決処分後に議会へ報告のみとなり、承認は不要とされております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 第2条の解散、欠員の事由に基づくという選挙費のことですけれども、これはたびたび今まで行われてきて突然の解散とかあったと思うんですけれども、それは専決処分として出されて今まで来たはずですが、これをわざわざ条例に入れなくちゃいけないのかどうなのかということと、それから500万円の、まあ10%の上限を出るっていうことに対する緊急性とかまあありますけれども、これを条例化してしまえば、まあ500万円まではいつでもこう変更できて契約も簡単にできるんだっていうことになりかねない、常態化してしまうことになりかねないので、その辺の規制っていうものは議会に対する後での報告ということだけですので、この点どういうものかと思えます。こういう例とか今まであったんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

選挙に関する補正の規定を加えたことにつきましては、議員ご指摘のとおり、これまでいわゆる法第179条による町による専決処分で処理しておりました。今回この条例に加えたことにつきましては、先ほどお話し、ご説明いたしました但慣例的に行われていたものですので、この条例ですすね明文化して、はっきりこれについては専決処分ですやらせていただきたいということをお願いしているところでございます。

なお、次のですすね契約に関する件であります但、確かに議員ご指摘のとおり、その変更について議会の議決を経ないで常態化するのではないかというご心配であります但、この緊急性について十分に庁内で判断をいたしまして、この緊急性というのが条例で定めている、いわゆる恣意的に使われないための規定でございますので、こういったところ十分に判断した上で、金額が該当するものであっても緊急性のないものについては、これまでどおり議会にお諮りして議案として決定していくということ運用してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと今の説明では、ちょっとやっぱり常態化してしまう恐れがありそうだっていうことを私は感じます。こういう場合は臨時議会を開くとか、専決処分というのは前にはやむを得ない議会が開かれるのが困難な場合とかありましたけれども、それは改正されましたけれども、やはり専決処分というのは、こういうふうに条例で決めるべきではなくて、その都度議会に報告して承認を得る、これが必要だと思います。500万円があるから、また緊急性だからということたびたび専決処分にやられると非常に困ると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決され

ました。

日程第6、議案第79号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町が設置しているコミュニティセンターに、大久保岱コミュニティセンターを追加するため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

町では、町内の自治会施設について、老朽化の程度を判断しながら順次建て替えを行っております。今年度は大久保岱地区コミュニティセンターを建築中であり、令和3年2月の完成を予定しておりますことから、条例中の別表で規定する町が設置するコミュニティセンターに追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第80号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） それでは、議案第80号についてご説明いたします。

議案書の11ページでございます。

議案第80号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

次のページは、条例を改正する改正文です。

内容につきましては、別に提出しております税務会計課提出議案説明資料をご覧ください。

資料1番の改正する理由についてです。

議案の提案理由でも述べましたが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたました。国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることになりました。このため、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があり、本12月定例会において提案するものでございます。

資料2の改正内容ですが、このたびの改正では、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、対象となる所得の基準について2点変更があります。国保税の軽減措置は、世帯主及び国保加入者の所得が基準より低い場合に平等割と均等割を軽減する、そういう制度であります。八峰町では、7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置を行っております。

1つ目の変更点は、基礎控除額が現行の33万円から43万円に引き上げる内容です。これは、平成30年税制改正において、令和3年1月から個人所得課税が見直しされた関係です。給与所得控除や公的年金控除が10万円引き下げられ、その分、基礎控除が10万円引き上げられることになりました。これに合わせて、国保税の軽減所得判定の算定でも基礎控除分を10万円引き上げるものであります。

2点目は、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金を受ける者の数の合計から1

を乗じた数に10万円を乗じた金額を加えるという内容です。これも基礎控除の10万円引き上げにより国保税の負担に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするための措置です。世帯に一定の給与所得者や公的年金受給者が複数いる場合に、基礎控除の引き上げ分を人数分みないと軽減措置に該当しない、そういう場合が出てくる可能性があるということでこの改正となっております。

例えば、給与所得者が2人いる世帯の場合、この場合は給与所得控除が2人分の10万円、1人の10万円ですので20万円引き下げることになります。ということで所得は20万円高くなります。国保税の軽減については世帯で計算しますので、1点目で説明した基礎控除の33万円から43万円の10万円の引き上げだけでは、その世帯の所得は改正前よりも10万円高いことになってしまいます。結果として世帯の人数や収入に変わりがない場合でも、改正前には軽減対象であった世帯が改正後には軽減対象にならない場合が出てきます。このために給与所得者と公的年金所得者の人数に応じた基礎控除引き上げ分をみないといけないので、給与所得や年金所得者の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えるという調整を行うものです。

(2)番は、改正する条項と内容をまとめております。

資料の3番は、新旧対照表です。

改正部分の条項について、改正前が左欄、改正後が右欄、そして改正部分には下線、アンダーラインを引いております。後でご覧になってください。

この改正の施行期日は、令和3年1月1日ですが、改正による国民健康保険税の算定は、令和3年度からになります。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 年金者と給与者と複数いた場合、複数を加算して金額を出して、それで見込み収入額っていうのが出て、それに対して10万円を超えるかどうかっていうふうな計算方法だと思うんですけども、その給与所得者と複数年金者2つある場合は、それで申請すればいいんですけども、例えば年金者だけ、年金者だけだと、年金一本だけだと、これは所得が増えますよね。65万円から55万円だっけか。今まで年金者が70万円、60歳未満の人は70万円控除されてたのが60万円になりますよね。それで、年金者

だけとか、それから給与所得者だけの場合は、結局所得が上がるわけですよ。これ複数の場合、家族がいたり、それから給与と年金が二本立ての場合は申請すれば下がるんですけども、結局これは所得が減額が少ないということで所得が上がるんですけども、国保ってというのは所得に対する算定ですので、結局国保税が上がるということになりますよね。その辺いかがお考えですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 今の質問にお答えします。

今のお話で、給与、それから年金両方ある場合、これはどうなのかっていう話がまず一つ。

○7番（見上政子さん） そうじゃなくて、それはいい、分かる。

○税務会計課長（今井利宏君） ああ、いいですか。

○7番（見上政子さん） 一本だけの場合。

○税務会計課長（今井利宏君） 一本だけの場合は、当然その分が給与所得控除が下がるので、その分は基礎控除が上がるということで、10万円所得から下がって10万円後から引くので、結果、所得は変わりません。

○7番（見上政子さん） えっ。

○税務会計課長（今井利宏君） 変わりません。今回の10万円を人数を加えるっていうのは、基礎控除33万円から43万円に上がった分のが1人分しか見てないので、もしその所得がある人が世帯に2人、3人いた場合に、1人の分は見てるけれども、もう2人、3人の分を見るために、その人数から1を減じた数に10万円を乗じて所得を控除するということになります。そのために、所得の額は変わりません。

以上です。

○7番（見上政子さん） 違うんじゃないですか。

（「手挙げてしゃべれって」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 例えばひとり暮らしの場合、ひとり暮らしの年金者、年金者がまあ80万円の年金だとすれば、80万円だとすれば、今までは70万円引かれて10万円の所得になりますよね。あれっ、あれっ。公的年金の場合、公的年金の改正前の場合は、控除される金額が70万円でしたよね。で、今度はこれが60万円に、控除額が60万円に引き

下げられることによって所得が上がりますよね。70万円から60万円に変わる。10万円変わるんでしょう。新しい制度では。いいですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 今の年金所得控除のお話でしたけども、年金所得については、65歳以上であれば現在120万円の控除です。これが110万円に引き下げられると。10万円引き下げられると。そのために基礎控除が10万円引き上げられるということで、70万円控除というのはちょっと私理解してないんですけども。

○7番（見上政子さん） 60歳未満の人、未満の人と以上の人。

○議長（門脇直樹君） 挙手をして質問してください。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私、今言ったのは60歳未満の人で70万円から60万円。それから65歳以上の人で120万円から110万円。これ変更になりましたよね。で、その変更する場合に、複数の収入がある場合、収入がある場合は、その年金の収入と、それから複数の収入を合算して、それで10万円を引いて、それが10万円以上になれば計算するっていうふうな方法になると思うんですけども、それは複数の場合であって、例えば年金収入だけの場合だと、140万円の年金の人が今までだと120万円引かれて20万円の所得になりますよね。それが今度、110万円なので30万円の所得になりますよね。で、30万円の所得になると、あと引かれるものがないので、その所得によって国保税が決まるわけですよね。複数の場合は、複数収入あった場合は特典があるかもしれないけども、その一本だけの収入の場合、所得が上がらないのかどうなのか、その辺をちょっと確かめたいんです。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 今お話あった例で、140万円の年金収入で65歳以上の場合、確かにおっしゃるとおり120万円から110万円に減額なるので、所得は10万円になります。ただ、この人の場合、この基礎控除の分で33万円から43万円に上がってますので、この人であれば10万円所得なので、所得はなしっていうことになります。で、仮に170万円であれば、駄目か。ちょっと待ってください。いずれ所得が一本の給与所得しか、ああ、年金所得しかない場合に、年金所得の控除が10万円下がるので所得が10万円上がります。で、国保税の算定の時には基礎控除が33万円から43万円に10万円上がるので、差し引き同じということになります。だから増減はありません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 収入所得金額っていうのは、基礎控除引かれる前の金額で算定されるんでないですか、基礎控除引かれる前の。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 須藤さん、はい。

○5番（須藤正人君） 一つの質問に対して再々質問までというそういう決まりがあると思うんですが。再々質問まで。

○議長（門脇直樹君） はい。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 一本だけ、収入一本だけの場合は、収入の所得に対して国保税が決まって、その基礎控除はその後のいろんな費用が引かれて基礎控除も引かれて、それで算定されるのが税の税額所得になると思うんですけども、複数の収入ある場合は、それは特典、申請しないと駄目ですけども特典がありますが、そこら辺、収入一本だけの場合どうなのかっていうところがちょっとはつきりしませんので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第81号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定につい

て。

八峰町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。峰浜ポンポコ子ども園が、現在認可保育所ですけれども、認可保育所から八峰町立幼保連携型認定こども園へ移行することと、3歳未満児の保育料半額減免措置について、令和7年3月31日まで引き続き実施するため、本条例の改正を行うものがあります。

内容の説明です。

次ページです。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のように改正する。

表の方ですけれども、第2条の表中、現在、八森こども園の名称及び所在地載っていますが、ここに峰浜ポンポコ子ども園の名称及び所在位置を追加して表を改めるものがございます。

それから、附則第2項中、「平成33年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めものです。これ先ほどご説明いたしました、3歳未満児の保育料半額減額の期間を延長するものがございます。

施行期日につきましては、この条例は、令和3年4月1日から施行するものがございます。

以上が説明となります。どうぞご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 提案理由のところの令和7年3月31日までという期限つきの理由を教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 延長期間を令和7年3月31日としましたのは、今年度作成されております町の八峰町ひと・まち・しごと創生総合戦略、これの計画期間に合わせた形で令和7年3月31日、令和6年度末ということにしております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第82号、八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第82号について説明申し上げます。

議案第82号、八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について。

八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町農林水産物処理加工施設の用途を廃止し、普通財産として町内加工事業者等へ貸し付けできるようにするためです。

次のページは、条例文です。

八峰町農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例。

八峰町農林水産物処理加工施設条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） この農林水産物処理加工施設を建設する際に、町当局と議会が大

変厳しい議論を交わした経緯があります。議会の中で反対されて、海水をこの施設に引き込む際には2,500万円の予算でありましたが、議会から反対がありました。それで、まあ戻されたこともあったわけです。そういう厳しい事業であったわけですが、加藤町長の白神酵母を使って、八峰町の海水を利用し、そして八峰町の水を使ってこの特産物、八峰町独自の特産物を作りたいと。そして、まあ塩、そして塩もろみを作り上げてきました。それに対する議会の反対意見も多々あったわけでありまして。そして利用組合ができ、そしてこの施設を使う会社ができ、利用組合は数年前にもう解散し、その会社も事業を廃止することになったわけでありまして。そして今日まで来ております。

この事業の成果というものが果たして、まあ数千万円、億のお金が使われたと思いますが、その事業の成果が出たのかどうか。この、まあ確かに森田町長の興した事業ではないわけでありまして、やはり廃止するとなればこれを総括する必要があると思います。森田町長は、この農林水産物処理加工施設のこの条例廃止に伴い、この事業に対する総括をしっかりとした上で、この条例を廃止するという事になったと思います。その総括の森田町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この塩工場の部分につきましては、議員の皆様からもその当時いろんなご意見があったと、議論があったと。で、しょつつるもやるはずだったとか、いろんな話がありました。私、この事業の部分については、結果的には、まあいわゆる採算が合わなくなった、その部分は事実なんですけど、成果の部分については、求めている塩もろみ、この部分については特許として残ってますので、ここの部分は大きな成果ですし、また採算は合わなくなりましたが、白神の塩って私はあれ大好きなんですけど、ああいう形の部分の商品はできました。ただ、塩については全国至る所でやっていますから、そういう部分で採算が合わなくなったというふうな、まあそういうことですので成果は成果としてあったと思います。

ただ、今募集しても新たにそこをやりたいという人が出てきていない。そういう状況の中で、一方で、この空いてる施設を使いたいという人も出てきてますので、そういう人に遊休施設を貸してあげて別な形の中で産業振興に役立てていくというのも、これもまた政策の一つかなと思いつつ、今回こういう廃止の条例を提案させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 廃止することに対しましては別に反対するものではありませんけれども、提案理由の中で「町内加工事業者等へ貸し付けできるようにするため」とありますが、これ「等」ということは、例えば販売とか飲食とかそういう方面にも申し込みがあれば貸し付けするというように解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長が述べられましたとおり、町内の加工事業者の方から相談がありました。そのほかにも一般の漁業者の方からも利用したいというような意見もありまして、そこにつきましては、より施設の利用によって地域の産業振興に基づくものか、そういった幅広いところを組み入れてお貸しするべきではないかなと考えておりますので、この後募集する際には様々な事業展開が可能なものが一番いいとは思いますが、施設自体がそういったいわゆる食堂のような設備はありませんので、現状の設備の中で最大限事業効果のあるものということで想定をしてまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第83号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、組合同規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

規約の改正文でございます。

能代市山本郡養護老人ホーム組合は、能代市及び藤里町の脱退に伴い、令和3年4月1日から三種・八峰養護老人ホーム組合と名称変更されます。当該組合は、秋田県市町村総合事務組合の構成団体でありますことから、組合同規約の一部変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、資料として新旧対照表を提出しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第84号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、議案第84号についてご説明いたします。

議案第84号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。八峰町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためのものがございます。

次のページをお開きください。

このたびの一部を変更する内容をご説明いたします。

このたびの変更内容につきましては、過疎対策事業債を事業の充当財源に活用したいことから、現在の八峰町過疎地域自立促進計画に財源充当する事業を追加するものがございます。

区分第3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のところでは、能代山本広域市町村圏組合において新たに建設されるごみ処理施設が能代市竹生地区と近接していることから、竹生地区の市道等改良工事へ補助金を交付することとなりました。その補助金を町では広域負担金として支出することになり、その充当財源に過疎対策事業債を充てるため事業内容を追加したほか、文面も一部変更するものであります。

区分4、生活環境の整備につきましては、漁業集落排水施設の老朽化に伴う不具合を改良するための工事費の財源に過疎対策事業債を充たしたいため、事業内容に追加するものがございます。

区分9、集落の整備につきましては、かもめ団地の一部を地域活性化住宅として整備することから、こちらの事業費につきましても過疎対策事業債を充当財源としたいことから、文面と事業内容を追加するものがございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時51分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長(門脇直樹君) 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、議案第85号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長(内山直光君) 議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

契約の目的であります。感染防止プライバシー保護テント。

契約金額2,194万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額199万5,000円。

契約の相手方。住所、秋田県能代市能代町字中川原33-57、株式会社能代消防センター
代表取締役 川間政男。

支出項目。令和2年度八峰町一般会計、9款消防費、1項消防費、3目 災害対策費。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

入札の結果につきましては、タブレットの入札調に資料を載せてございますので、そ

ちらをご覧くださいと思います。

また、取得する感染防止プライバシー保護テントは、議案第85号説明資料に提出させていただきますのでご覧ください。

今回購入する感染防止プライバシー保護テントのサイズは、幅2m、長さ・奥行き2m、高さ1.8mで、屋根がない製品は多くありますが、今回はプライバシー保護テントということでメッシュつきの屋根つきのテントで、取り外しも可能となっております。直径85cmに折り畳み可能で、保管できる製品であります。購入数量は1,500個です。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第86号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

契約の目的であります。循環システム及び屋外シャワーキット一式。

契約金額1,268万9,600円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額115万3,600円。

契約の相手方。住所、東京都文京区本郷4-12-5、W O T A株式会社 代表取締役 前田瑤介。

支出項目 令和2年度八峰町一般会計。9款消防費、1項消防費、3目災害対策費。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

入札の結果につきましては、タブレットの入札調に資料を載せてございますので、そちらをご覧くださいと思います。

また、取得する水循環システム及び屋外シャワーキット一式は、議案第86号説明資料を提出させていただいておりますのでご覧ください。

大災害が発生した時、断水や停電の時も100ℓの水を確保すると、使った水を98%以上きれいにリサイクルする、水道要らずで使用した排水が出ない、停電時にも温水シャワーが可能となるA I水循環屋外シャワー一式です。購入予定数量は、男性用と女性用の2台です。

ご説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 資料見てあんまりよく分からないので確認したいと思います。

これはバッテリーで駆動するものなのかということであって、この持ち運びそのものが人の手でバンっていうか積み込みできるのか、その辺。それと、先ほど質問するの忘れたけども、1,500の何だ、テント。あれ一度に買ってしまうということになるのかね。まあちょっと耐久年数的なもの、この辺、二、三点質問します。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 質問にお答えいたします。

1点目のバッテリーが必要かということですが、こちらは避難所の発電機で一応電力として使う予定でございます。100Vの電力で、商用電力じゃなくて、あくまでも避難所の発電機がありますので、そちらに繋いで使う製品でございます。

あと持ち運びについてですが、こちら写真のとおりテントとシャワー室とボックスとタンクとありますが、こちらは今年11月に五城目の方に東京のこの製品の会社が展示会ありまして、我々も見に行きまして、その中で一応2tダンプもしくはワゴン車で積ん

で運べる製品でございます。大体2人で30分ぐらいで設置して撤去もできる、そのような製品でございます。

あとは、1,500個ですが、先ほどのプライバシー保護テントですが、一応避難収用人数の関係もあって1,500個まず購入いたしますが、一気に1,500個購入する予定でございます。

耐用年数は、一応製品の会社に確認したら1年ということではあります、まあそれはあくまでも製品としてカタログに載せるよう表現でございまして、一応包装されてビニールに包んで段ボールで納品しますので、一応まず1年以上はもつ製品でございますので、まず5年ぐらいは使えるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ前段のもう承認されたものなんであれだけども、あんまりに耐久年数、このこういうビニールシート的なものはね、ほとんど耐用年数短いんですよ。ですから年次ごとにこう取得していかないと、劣化が一度に来てしまって必要な時に数はあるけれども実際には使えないボロボロだという状況が、何回も我々農業者でも漁業者でも、保存しているシートがボロボロになって使えねえっていうことあるもんですよ。だからその辺、まあもう少し年次ごとにこう何だ、取得するような方法にした方がよいのではないかなと思うんですがね、その辺どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 一応1,500個の一応根拠といたしまして、指定避難所8カ所、まあ庁舎1カ所で、今回分散避難を考えておりまして、ファガスと峰栄館、10カ所の避難所の体育館、イベントホールの面積5,008㎡がありましたので、それでまあ一気に災害が起きた時に町民が一気に避難した場合に1,500個まず必要となりますので、それをまず今回一気に国の補助金を使いまして揃えたいということで提案いたしました。

以上です。

（「今後どうするか」と呼ぶ者あり）

○防災まちづくり室長（内山直光君） 今後について、八峰町の計画の収容人数5,840名とうたっておりますので、そちらでもまず今回4㎡で考えた場合に約2,000個ぐらい必要な感じにもなるんですが、今後についてまた、いろんな製品がまた出てきておりますので、これを含めてまた追加で購入したい場合は検討していきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） この件に関しては以前説明も受けたんですが、コロナ関連の予算でこれを措置するわけですよね。それで、実際ねコロナ対応ということで、まあ様々な学校関係やら何やら備蓄倉庫までいろいろ設備してるんですが、これってね、大変申し訳ないけども防災の形でまあこれが必要なのは分かります。ただ、コロナっていう捉え方すればね、どうも予算の消化ありきでね、何か導入してる感が否めないの。これコロナで、例えばコロナ対応でこのシャワーを使うとなれば、もう使えませんか、コロナ云々なった場合にはね。どうもそこら辺がね、予算は予算でいろんな設備するんですが、ひとつちょっと腑に落ちない、そういう思いがありますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えします。

確かに予算、まあコロナ対応ということ、これを基本に考えております。でも、今でないと、またいつ起きるか分からない状態の中で準備できないものもあります。完全にこれで防げるということではないんですが、今、国・県からも示されている避難所対応、こういうのを踏まえながら、こういう機器を活用して、できるだけ感染対策をしながら避難対応にも応えていくと、こういう考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第87号についてご説明いたします。

議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり集会施設の指定管理者を指定する。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1 指定管理者となる団体の所在地及び名称

山本郡八峰町水沢字大道下45番地8

大久保岱自治会

会長 田村利満

2 指定の期間

令和2年2月1日から令和6年3月31日

提案理由です。集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在建設中の大久保岱地区コミュニティセンターの指定管理者について、大久保岱自治会を指定しようとするものでございます。

なお、指定の期間は、コミュニティセンターの工期が令和3年2月26日であることから、これに合わせて令和3年2月からとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可

決されました。

日程第15、議案第88号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第88号についてご説明いたします。

議案第88号、損害賠償の和解について。

令和2年8月26日、八峰町峰浜塙字豊後長根32番地において、町の管理下にあるケヤキの大木から枝が折れて落下し、今井久美子が運転する走行車両のルーフを直撃し破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1. 和解の内容

(1) 本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め、金15万5,452円とする。

(2) 上記損害賠償金は八峰町が相手方の指定した修理業者に支払う。

(3) 和解の相手方が、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2. 和解の相手方、八峰町峰浜塙字塙63番地、今井久美子さん。

8月26日午後零時40分頃、町道大沢大野線を石川地区方向へ走行していた被害者運転の自動車が旧塙川子ども園入り口手前約100m地点にさしかかった時、町道に隣接した町有地内にあるケヤキの大木から長さ約2mの枯れ枝が折れて自動車のルーフの上に落下し、破損させたものでございます。町有地内にある樹木であることから、町に枯れ枝の伐採等の管理責任がありますので、賠償を行うものでございます。

なお、当該樹木については、さらなる被害発生を防ぐため、11月10日に伐採を行っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第89号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第89号についてご説明いたします。

議案第89号、損害賠償の和解について。

令和2年9月3日、八峰町峰浜田中地内、町道田中中央線において、町が雇用している会計年度任用職員にエンジン式刈払機による草刈り作業を実施させた際、意図せず飛び石が発生し、伊藤一雄が運転する走行車両のリアガラスを破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1. 和解の内容

(1) 本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め、金7万6,318円とする。

(2) 上記損害賠償金は八峰町が相手方の修理業者に支払う。

(3) 和解の相手方が、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

2. 和解の相手方、秋田市飯島長野中町9番地5、伊藤一雄さん。

9月3日午前9時30分頃、町道田中中央線の町道目名瀧大沢線との交差点から約150m国道寄りの地点で、建設課の会計年度任用職員4名が町道脇の雑草の草刈りをエンジン式刈払機で行っていたところ、町道を八峰中学校方向へ走行していた被害者運転の自動車が通りかかった際に意図せず飛び石が発生し、自動車のリアガラスを直撃し破損さ

せたものでございます。

事故当時、被害者運転の自動車のほかに走行中の自動車がなかったことや、現場の状況からほぼ間違いなく飛び石が原因と判断され、自動車が通過する際には作業を中断する等の配慮が必要であったにもかかわらず、作業上の指示を十分に行っていなかったため、町に責任があると判断し賠償を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第90号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第90号についてご説明いたします。

議案第90号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算補正、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,475万5,000円を追加し、総額を75億1,852万4,000円とするものでございます。

第2条の地方債補正の変更につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお開き願います。

このたびの地方債補正につきましては、過疎対策事業債のハード分が当初の借り入れ要望額より3割減となったことに伴い、峰浜地区統合子ども園建設事業と県営漁港負担金事業の一部充当財源を過疎対策事業債から合併特例債へ変更したことによるものでございます。

1、追加の内容につきましては、峰浜地区統合子ども園建設事業の一部7,180万円と県営漁港負担金事業の一部5,270万円を、合併特例債として追加補正するものでございます

2の変更の内容につきましては、過疎対策事業債のハード分が当初の借り入れ要望額より3割減額となったことに伴い、1億3,110万円を減額補正するものでございます。

1の追加の限度額が1億2,450万円、2、変更の補正後限度額の減額が1億3,110万円と一致しておりませんが、これにつきましては、過疎対策事業債が充当率100%に対し合併特例債は充当率が95%と、充当率の違いによるものでございます。

なお、詳細につきましては、12・13ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由につきまして、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9ページをお願いします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、令和元年度分の子どものための教育・保育給付費負担金を精算した結果、過年度分として追加交付される5万1,000円の追加補正でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、特別定額給付金の精算に伴う減額補正でございます。細節16に記載しております給付事業費補助金につきましては、1人当たり10万円を給付しました分の精算に伴い、200万円を減額補正しております。細節17に記載しております給付事務費補助金につきましては、給付金の事務経費に係る分の精算に伴い、4,663万円の減額補正でございます。2目民生費国庫補助金につきましては、電算システムの改修費に係る国庫補助金の追加補正でございます。細節11に記載しております介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費分として88万円の追加補正でございます。細節17に記載しております高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、住民税基礎控除の見直しに係る後期高齢者医療システム改修分として16万7,000円の追加補正でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金につきましては、先ほど民生費国庫負

担金の所でもご説明いたしました、令和元年度分の子どものための教育・保育給付費負担金を精算した結果、過年度分として追加交付される県負担金分1万8,000円の追加補正でございます。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金につきましては、令和元年10月から令和2年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金の追加補正でございます。細節1の生活バス路線等維持費補助金は、岩館線に対するもので、補助率は対象経費の6分の1となっており、105万6,000円の追加補正でございます。細節2のマイタンバス費補助金は、大久保岱線に対するもので、補助率は対象経費の4分の1となっており、51万8,000円の追加補正でございます。

10・11ページをお開きください。

17款寄附金1項寄附金3目基金費寄附金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の追加補正でございます。ふるさと納税のポータルサイト「さとふる」を10月12日から、楽天ふるさと納税を10月26日からスタートさせたところ、これまでの「ふるさとチョイス」と同等の寄附金額が見込まれることから、1,200万円を追加補正するものでございます。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の歳出予算に生薬栽培関連事業費を計上しております。以前に龍角散よりご寄附いただいている分を財源充当するもので、209万円の追加補正でございます。18款繰入金2項基金繰入金4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、ふるさと納税寄附金の追加が見込まれることから、細節1の特産品返礼分として444万円、細節2の事務費分として96万円の追加補正でございます。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正額全体額の調整のため、3,560万6,000円を追加補正するものでございます。

20款諸収入5項雑入6目雑入につきましては、先ほど議案第88号と第89号でご承認いただきました分の総合賠償補償保険金として23万2,000円の追加補正でございます。

12・13ページをお願いします。

21款町債1項町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正の所でもご説明いたしましたが、過疎対策事業債のハード分が当初の借り入れ要望額より3割減額となったことに伴い、過疎対策事業債から合併特例債への充当財源の変更によるものでございます。また、過疎対策事業債につきましては充当率が100%であります、合併特例債につきましては充当率が95%でありますので、2目民生債の子ども園整備費事業債につきましては

は、峰浜統合子ども園建設事業分としまして過疎対策事業債分を7,560万円減額、合併特例債分を7,180万円追加し、合わせて380万円の減額補正でございます。3目農林水産業債の漁港整備事業債につきましても、同様に県営漁港負担事業分としまして、過疎対策事業債分を5,550万円減額、合併特例債分を5,270万円追加し、合わせて280万円の減額補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

14・15ページをお開きください。

今回の補正予算では、職員給与費につきましても予算補正を行っております。給与関係予算につきましては、一般会計と、この後議案提出される八峰町営診療所特別会計と合わせて1万9,000円の増額となっており、主な内容は、秋田県人事委員会の勧告に準拠し、先般11月26日の臨時議会において議決されました給与に関する条例等の改正に伴うものと会計年度任用職員の社会保険料に係るものとなっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

はじめに、2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。

1目一般管理費12節委託料につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建築工事基本設計業務委託料でございます。建設位置を確立させるための地盤調査等の周辺環境調査や施設の基本プラン等々といたしまして、74万1,000円の追加補正でございます。21節補償、補填及び賠償金につきましては、先ほど議案第88号と第89号でご承認いただきました分、賠償金として23万2,000円の追加補正でございます。

16・17ページをお開きください。

6目企画費につきましては、先ほど歳入の所でもご説明しました特別定額給付金事業の精算に係る分と、路線バス維持費補助金に係る分のものでございます。3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金につきましては、いずれも特別定額給付金事業の精算に係る分としての補正で、3節職員手当等につきましては、327万9,000円の減額補正、10節需用費につきましては、事務用品等の消耗品13万5,000円の減額補正でございます。11節役務費につきましては、郵送料等の役務費を26万6,000円、口座振込手数料17万5,000円、合わせて44万1,000円の減額補正でございます。12節委託料につきましては、特別定額給付金対応パッケージ導入業務委託料80万6,000円の減額補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、特別定額給付金200万円の減額のほか、令和元年10月から令和2年9月までの運行実績に対する路線バス維持費補助金分として、生活バス

費補助金361万3,000円、岩館線の運行負担額助成金225万9,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて1,065万円の追加補正でございます。7目電子計算費につきましては、システム改修に係る追加補正でございます。12節委託料につきましては、健康管理システムを新型コロナウイルス感染症のワクチン完成後にワクチン接種に係る接種勧奨の個別通知作成機能の追加や予防システム台帳を改修するもので、47万3,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、高齢者医療制度の改正によるシステム改修費として84万円を、介護報酬の改正等によるシステム改修費として187万5,000円の合わせて271万5,000円の追加補正でございます。9目自治振興費につきましては、LED街路灯の修繕料として58万2,000円の追加補正でございます。11目地域情報化事業費につきましては、11月に入ってから岩館地区において地上デジタル放送の電波受信に問題が生じているために、原因究明の調査としての手数料30万5,000円の追加補正でございます。13目ふるさと納税管理費につきましては、10月からふるさと納税のポータルサイトを2社追加したところ、当初より寄附金が多く見込まれることから、ポータルサイトの利用手数料と決済手数料としまして役務費96万円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、返礼品管理等一括代行業務委託料444万円の追加補正でございます。

18・19ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費につきましては、夜間等休日における戸籍関係書類の受付体制の整備に係る費用の追加補正でございます。11節役務費につきましては、提出した書類の紛失や届け出者の持ち帰りを防止するため、旧当直室の窓口を投函口つきの窓へ改装することと、届け出者が確実に持参したことを確認・証明するために赤外線カメラを設置する費用として20万5,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、書類提出日時を特定するため、封筒に年月日と時刻を打刻するタイムスタンプの購入費として7万円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

18ページから21ページにつきましては、人件費に係る予算でありますので省略させていただきます。

22・23ページをお願いします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費22節償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度における子ども・子育て支援交付金事業の精算に伴い、国・県支出金等過年度分

返還金として60万4,000円の追加補正でございます。2目子ども園費につきましては、歳入の21款町債の所でご説明いたしましたとおり、峰浜統合子ども園建設事業の充当財源を過疎対策事業債から合併特例債へ変更したことに伴い充当率も変更になることから、財源更生を行うものでございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、子育て世代包括支援センターの設置に伴う関連経費の追加補正でございます。10節需用費につきましては、子育て総合相談窓口PR用のリーフレットとポスター作成としての印刷製本費9万9,000円の追加補正でございます。11節役務費につきましては、通路や相談窓口に設置する案内サインの作成手数料として10万6,000円の追加補正でございます。17節備品購入費につきましては、相談時使用するテーブルセット8万1,000円と書類を入れる書庫25万6,000円の合わせて33万7,000円の追加補正でございます。4目保健センター管理費につきましては、需用費に自動ドア錠前と廊下ダウンライト電灯の修繕料といたしまして12万2,000円の追加補正でございます。7目町営診療所費につきましては、町営診療所のトイレ及び手洗い場の改修に伴う関連経費の追加補正でございます。12節委託料につきましては、設計管理業務委託料40万円の追加補正でございます。14節工事請負費につきましては、洋式便器5カ所と男子小便器1カ所、手洗い場4カ所の改修工事費350万円の追加補正でございます。

24・25ページをお願いします。

3項水道費1目水道施設費につきましては、水道事業会計の減額補正に伴う簡易水道事業会計補助金28万7,000円の減額補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費1目農業委員会費につきましては、12節委託料に農地利用状況の確認を行う上で必要となる調査用の図面作成の業務委託料54万3,000円の追加補正でございます。3目農業振興費につきましては、生薬栽培事業関連の追加補正でございます。令和3年度からキキョウの新規栽培面積を拡大することとしており、規模拡大に伴い育苗用のパイプハウス設置と種子精選機の導入が必要と考えております。10節消耗品費につきましては、雑草を防ぐシートの購入代として9万円の追加補正でございます。11節役務費については、パイプハウスの運搬・組立手数料として31万円の追加補正でございます。17節備品購入費につきましては、種子精選機の購入代として9万円の追加補正でございます。5目農地費につきましては、10月3日から大雨で、大槻野桑谷地内の水田において

農業用水路と法面が崩壊しております。町では、規模が小さく、国や県の補助事業の対象にならない自然災害の復旧事業に65%補助しております。現計予算の不足分として、町単農業農村整備事業補助金49万円の追加補正でございます。6目農業集落排水整備事業費につきましては、下水道事業会計の減額補正に伴う下水道事業会計補助金328万2,000円の減額補正でございます。

26・27ページをお開き願います。

中段の3項水産業費3目漁港建設費につきましては、歳入の21款町債の所でご説明しましたとおり、県営漁港事業負担金の充当財源を過疎対策事業債から合併特例債へ変更したことに伴い充当率も変更になりますので、財源更生を行うものでございます。4目漁業集落排水整備事業費につきましては、下水道事業会計の減額補正に伴う下水道事業会計補助金175万6,000円の減額補正でございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

28・29ページをお願いします。

1項商工費5目ハタハタ館管理費につきましては、宿泊棟の膨張タンクの取り替えをはじめ、小便器センサー、冷却棟部品交換、給湯タンク配管等の修繕が必要なことから、修繕料280万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

2項道路橋梁費1目道路維持費につきましては、これまで使用していましたが2tダンプを車検に出しましたところ、車体フレームが錆びにより腐食しており、現状のままでは車検に通らないことが判明いたしました。修繕費が100万円以上かかることや、修繕したとしてもこれからどの程度使用に耐えられるか不明なところもあり、結局買い換えた方がよいという判断で今回備品購入費700万円を追加補正するものでございます。

30・31ページをお開き願います。

4項下水道費1目下水道費につきましては、下水道事業会計の減額補正に伴い、下水道事業会計補助金154万7,000円の減額補正でございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

32・33ページをお願いします。

1項消防費3目災害対策費につきましては、災害時の指定避難所となっている旧岩館小学校体育館が雨漏りしている状況でありますので、屋根の修繕のほか、フローリングの一部張り替え、観覧席の床及び母屋鉄骨の塗装が必要となりましたので、修繕料110

万円の追加補正でございます。

次の10款教育費につきましては、後ほど教育長から説明させていただきます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

36・37ページをお開き願います。

3項基金費8目ふるさと八峰応援基金費につきましては、歳入17款寄附金の所でもご説明いたしましたが、ふるさと納税のポータルサイト「さとふる」を10月12日から、楽天ふるさと納税を10月26日からスタートさせたところ、これまでの「ふるさとチョイス」と同等の寄附金額が見込まれることから、積立金1,200万円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、教育委員会に関する補正を教育長からご説明をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、10款教育費については私の方から説明させていただきます。

戻りまして、32ページ・33ページをお開きください。

1項教育総務費からページが飛んで6項保健体育費までの人件費に係る部分については、説明を省略させていただきます。

34ページ・35ページをお開きください。

5項社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費10節需用費につきましては、バス1号車の修繕費の追加補正でございます。経年劣化により、このたび燃料タンク漏れをはじめ、エアコンガスパイプからの漏れ、排気ブレーキパイプからの漏れが確認されたため、修繕費40万円の追加補正でございます。

教育費については以上であります。よろしくをお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 15ページ、岩館地区防災センターの基本設計がここに予算に盛り込まれております。それは、岩館3自治会から前から出ていた防災センターのことだというふうに理解いたしました。これをね、この議会でポツと基本設計の予算にのりました。これは全協の時でも、この岩館地区にこういう要望があつてこういうものを造りたいと、旧小学校も雨漏りして今回100万円の修繕料が出ておりますが、そういう全協でも説明も

なくてここに、結構これお金かかるでしょう、これ。それをボツと載せる。どうも理解できないんですね。我々はある程度全協は開催しなくてもいいということを町に言いました。しかし、こういう大事なお金のかかるこういう事業をやるにあたって、一言も説明もなくて基本設計をここに載せる。私は岩館地区ですから、これを何とかやっってくださいということをお願いしてはきましたが、やはり議員みんなの理解を得ないという事業は進んでいかないということを考えた時に、皆さんにやはり説明する義務があるんじゃないでしょうか。まずそれを町長からお伺いしたい。

それから、まだあります。17ページ、路線バスの補助金。まあ巡回バスが試験運行いたしました。まあこれにもお金がかかると思います。補助金が1,000万円を超えております。そして学校の通学バスも1億円以上のお金がかかっております。この巡回バスに合わせて、このバスのお金を何とか削っていかうということを町長は考えていたんじゃないでしょうか。それがまあ巡回バス、今運行しましたが、このまま路線バスを続けて1,000万円、確かに6分の1、4分の1のその補助金はありますが、しかし大枚なお金が業者に流れている。そして通学バスの経費も随分かかっている。その全体のバスの運行、それはどうなっているのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員の質問にお答えいたします。

まず、岩館のコミセンの部分、防災センターですけれども、まあこれは今回、腰山議員から今後のスケジュール等についてのご質問いただいております。ここの部分については、まあ第1回目の私と語る会、私と語る会が岩館第2自治会で行われました。その際にも質問出されて、私はまず子ども園が終わったら、子ども園がまずあるので、ここの部分の予算見てかなりきつからってというようなお話しました。で、子ども園終わったらここの部分については前向きに優先的に行いたいというふうな形で話してまして、今年度かかって、ここの部分については、公共施設等の管理計画の中にも小入川の消防小屋と、それから生活改善センターと、それから体育館の部分を合体した形でこう建設するっていうふうなそういう方針示されておりましたので、今年度、3自治会、岩館第1と第2の人方とも相談しながら、この事業をこういうふうな進めて来年度からやりましょうという話をしてきました。確かに須藤議員からいつもご指摘されてるんですが、私のこういう議会運営の部分について何となくいつもお叱りをいただいているんですが、こういう私自身はある程度のこの基本設計あれば全体の事業費とかそういう部分も

見込まれますので、まあそういう部分でお示しすればいいのかなと思ってあったんですけど、今こういうふうなご指摘をいただきますと、まあ全協も開催してあったわけですから、その場で説明しておけばよかったなというふうな形で反省をします。いつも全協で説明する部分がいつも後手後手に回って申し訳ありませんけれども、経営的には、まあ何とか子ども園終わった次の部分の優先順位として、岩館の防災コミセンの部分について新しく事業を進める方向でいきたいというふうな形で今回予算提案をさせていただきました。お叱りいただくのはごもっともですので、このことについては、いや、いつでもご指摘いただいて、その都度反省しながらやっていきたいと思えます。

それから、巡回バスですけど、ここの部分については、今現在、巡回バス自体が試行運転中です。で、基本的には2つの路線はそのまま運行しながら新しい公共交通システムを作ろうとしてますので、その部分ができるまでの間は今の形で、これは国・県・町の支援制度でありますので、この部分はあるまでの間はこういう形でいかざるを得ないというふうな形で思っています。できた暁の部分については、相手があることですので、私とすればバス事業者と連携、町とが連携した、そういうどこにもないようなそういう地域公共交通システムを作りたいというふうな形で考えておりますので、その中で大久保岱線と岩館線をどうするのか、そういう部分もバス事業者と相談しながらやっていきますので、その関係で岩館線、大久保線やらないというふうな話になれば、その部分ではこの補助金なくなりますけれども、現在巡回バス自体が試行運転の最中ですので、その部分の決着つくまではこの形でいかざるを得ないというふうなそういうことでございませう。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 岩館地区の防災コミュニティセンターですが、町長の腹の中と腰山さんと私の腹の中は同じ考えで分かって理解してます。ほかの議員の皆さん分からないんです、この事業について。自治会から要望書が上がっているのも分からないんです。で、何のためにこの岩館地区にこの防災コミュニティセンターを建設するのか。その理由をまず議員の全協で、こういうことでこれを建てたいと。確かに旧岩館小学校もボロボロ、今の生活改善センターがあるあの施設ももうボロボロです。もう耐えられない状態。そこで万が一津波が来た時に逃げ場がないわけですね、岩館地区に。そのための防災センターを造ってほしいという要望があったはずなんです。だからそういうところから全協で皆さんに説明をして、給食の施設を更新する前に建てるんですから、建てたいと思っ

てるんでしょから、それを理解していただかないと駄目なわけですよ。だから前もって全協の中で、この防災コミュニティセンターを是非とも岩館地区に造りたいと、こういうことを説明していただかないと、皆さんの理解がないとできないんです。私と腰山さんが何とか造ってほしいと思っても、皆さんがオッケーをしてくれないとできないわけですよ。腰山さんの一般質問をとるようですが、ひとつ十分にそこを汲んでですね、全協で説明をしてほしいというふうに思います。

それと、どこにもない公共交通体系、非常に期待します。是非とも実現してください。よろしくをお願いします。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○5番（須藤正人君） はい。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 大変、全協の方で説明すべき案件だったというふうに思います。経緯等については、腰山議員の質問の中に答弁としてお答えさせていただきたいと思えます。

○5番（須藤正人君） それはそれでちゃんと私さしゃべってるんだから。

○町長（森田新一郎君） ええ。これを予算を落とすとかじゃなくて、何とかお認めいただきますようによろしくお願ひしたいと思えます。

○5番（須藤正人君） とにかく全協でちゃんと説明してください。

○町長（森田新一郎君） はい。今後そういうふうな形で気をつけます。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○5番（須藤正人君） はい。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今、須藤議員が質問してしまったんですが、「防災」とつくコミュニティセンターというふうになると、今まであちこちに造ってきたコミセンと違いがなければならぬわけですよ。だからその違いが構造的に防災のための何かの施設が付随するという前提があつてしかるべき、その辺の構造的な違い、設備的な違い、その辺の説明が何にもないのでね、どういふものができるのというふうに疑問抱くわけですよ。その構造を提示して初めて、全体的に、ああ、こういうものがつくんだなということが分かるわけで、それが何もないままに、まず設計委託料という建物の建てるためのそういうふうなものの調査費用が必要だというふうに言われてもね、構想自体が何も分

からないままではなかなか納得できないなというふうに思うんですが、その辺、まあ今説明すれって言っても無理でしょうけども、後日ちゃんとした、今までのコミセンと「防災」がつくコミセンの違い、目的、そういうふうなところをちゃんとですね表して説明してもらいたいというふうに思いますが、いいですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員ご指摘のとおり、後日、今日このままご説明するわけにいきませんので、後日改めて経緯等も含めてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今の岩館地区の話をも今質問しようかなと思って手挙げたんですが、先に須藤さんが質問しましたので中身は理解をいたしました。まず、設計委託料、ここにボンと出てきますと、どういう建物ができるのか大体頭でイメージしてここに予算あがってるのかなというぐあい質問したいなと思ったんですが、まあ後ほどということでもございますので、後でまた詳しく教えていただければと思います。

それで、その下の電子計算費ですか、その中の委託料の中で健康管理システムの新型コロナウイルスの対応の業務委託料あがっておりますが、この業務内容についてもう少し詳しく具体的に教えていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの皆川議員の質問にお答えします。

このシステム改修の業務委託ですが、これはまだ中身については、どのようにするっていうの中身は来てません。ただ、このシステム改修に伴う委託料では、令和2年度で国で補助するというようなことは確定しておりますので、まずは委託料としてこのように載せております。中身はどのようなものになるのかは、ちょっとまだ私どもには来てませんので。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 重ねて質問させていただきます。私も明日、この件でちょっと一般質問してみたいなと思ってましたので、どういう内容で業務が委託されるのか、今ちょっと興味をもってお聞きしたところですが、いずれ国の方から具体的な対策の方針なりが示されないと、こちらの方でも動きようがないということだろうと思うんですが、それはそれで構いませんが、ただやはり今このくらい感染者が増えておりますし、いつ

どういうことが起きるかも分かりません。まして、諸外国の方ではもうワクチンの投与も始まっておるようでごさいます、来年になれば我が日本もワクチン投与できるかなというような淡い期待も持ってるわけではありますが、そういった際の健康管理システムの業務委託なのかですね、そこら付近が分かればですね一般質問もちょっとしやすくなるなと思って今お聞きしたところですが、まあそういうようなことであれば致し方ないと思いますが、いずれ具体的にになったら何らかの形で周知方お願いできればなというぐあいに思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 皆川議員の質問なんですが、先ほど来話してますけども、まず中身についてはまだ不明だということですが、18日ですね、国と県と各町村のオンラインで会議を開催するという、中身についてですね開催するというような日程もありますので、その後、各町村で対応するという事になっていきますので、その後、分かり次第ご報告いたしたいと思います。

○副町長（日沼一之君） ちょっといいですか。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの皆川議員のご質問に、ちょっと本来の目的ですね、この部分だけ。

詳しくは今課長言ったように来てないんですけども、まず新型コロナウイルスのワクチン完成後に全住民に接種すると、こういうまず根底が狙いあるようです。そのために全住民に接種を行ってもらうために必要となるシステム改修ということで、ワクチン接種に係る個別通知作成、そして接種を勧めると、勧奨ですね、住民単位で管理する必要があるんだと、こういうシステムということで、補助金とかどういふふうになるかっていうのはまだ詳しく、今の課長のとおりです。目的はこのための改修だそうです。とりあえずやりなさいと、準備しなさいと、こういうことです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 29ページの2tダンプの購入費、もう一点、35ページのバスの修繕費というふうにあがっておりますが、いずれもそれぞれ何年頃、何年になりましたか、買って。もし分かれば。

○議長（門脇直樹君） 10番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの芦崎議員のご質問に、2tダンプに関してお答

えいたします。

平成21年に購入してまして、11年目を迎えたところでございます。

○10番（芦崎達美君） もう一点、バス。

○議長（門脇直樹君） バスは、山内白神体験センター所長。

○あきた白神体験センター所長（山内 章君） 芦崎議員の質問にお答えいたします。

当バス1号車、町バスでございます。平成19年7月に取得しております。まあ走行距離の方がまだ9万くらいしか走っておらないため、まず修繕で対応したいという形で考えております。

以上です。

○10番（芦崎達美君） はい、了解。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 岩館の防災コミュニティセンターについて、15ページの防災コミュニティセンターについて一言言わせていただきます。

念願のあれでありました、要望でありましたこの件についてですが、大枠についてはですね分かっておるわけなんです、詳細については、要するに地域との話し合いといえますか、そういうあれがこれまで町長が語る会であれしたそれだけじゃないかと記憶しております。地域との住民との話し合いの場というのは、私の記憶では1回も2回もその後なかったように思っております。やはりそういうあれが、やって初めて、こういうぐあいに設計料、中身がある程度住民に知らされて、それから設計料を計上するのが普通であると思うんですけども、その点1点だけ。後でまた明日詳しく質問しますけども、1点だけ今説明してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

自治会との協議の場ということでございましたが、月日まであれですが、10月に岩館第1、第2自治会の会長さんと改善センターで、これからの流れということで全体の概略の説明と、それからこの基本設計を行いたいということ、それからこの基本設計の中で自治会と協議をもちたいということをお話しておるところであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は保健衛生費のことでちょっとお伺いいたします。

まず1つに、保健衛生費の4目の……。

○議長（門脇直樹君） 何ページですか。

○7番（見上政子さん） 23ページ、22ページ・23ページ、修繕費、保健センターの修繕費は何でしょうか。まああそこ、浜側から見るとファガスを含めて非常にボロボロに、鉄のものはもうほとんどもうボロボロになって大変な状態になってますけども、保健センターはどこが修繕されるのでしょうか。

それとあと、その下の町営診療所、トイレの工事ですけれども、これは町営診療所ですので歯科診療所じゃないですよ。町営診療所。私もトイレ利用したことあるんですけども、これはどのようにこう改善されて、まあ350万円ですけれども、それに対する委託料が40万円もとられるのかなって。350万円に対して40万円も委託料とられるのかなっていうところがあります。どのようなものなんでしょうか、お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員の質問にお答えいたします。

まず最初の修繕料の12万3,000円ですか、これは保健センターのですねダウンライト、照明をLEDに変えるというような修繕で、あの、ことであります。

それから、その下のですね、あ、その次のですね診療所のトイレの委託料ですけども、改修の中身は男子トイレ、女子トイレ、それから職員トイレ、全部和式から洋式に変えるというような、全面的にトイレを改修するというようなことなので、現在それこそ和式なんです。それで洋式に変えるというような、大々的に変わることになりますので、それと今、車椅子対応の便器はちゃんと洋式なんですけども、それもまあ古くなっているということで、そこら辺を改修するというこの関係で設計がこのようになってます。それとあと手洗いが自動の水洗、自動で出る水ですね。あと石鹸と、そういう水回りを改修することです。以上です。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 委託料。

○福祉保健課長（堀江広智君） 委託料は、それに関する350万円の工事費プラスですね、何ていいますか、図面をですね直せば直したとおりの、直した、図面を直すというようなことがありますので、そういう関係もあってちょっと設計の部分が出てきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

換気のため、5分間休憩します。23分より再開します。

午後 2時18分 休 憩

.....
午後 2時24分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第18、議案第91号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第91号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,291万5,000円とする。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

7款繰越金1項繰越金1目前年度繰越金1節前年度繰越金に6万6,000円を追加するも

のであります。これは、歳出のシステム改修費委託料分であります。また、令和3年度の特別調整交付金で対応するため、今年度の繰越金とするものであります。

次の8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料の6万6,000円の追加は、新型コロナウイルス関係及びマイナンバー関係の帳票等を全国統一した様式にするためのシステムを改修するためであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第92号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第92号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,761万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,051万1,000円とする。

令和2年12月16日提出

6 ページ・7 ページをご覧ください。

歳入になります。

3 款国庫支出金 1 項国庫支出金 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分に658万3,000円を追加するものです。これは、歳出見込み額の増に伴うものです。3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目調整交付金 1 節現年度分調整交付金に318万7,000円を追加するものです。これも歳出見込み額の増に伴うものであります。ちなみに、調整交付金の調整率は0.915であります。4 目保険者機能強化推進交付金 1 節現年度分の33万円の追加です。これは、交付申請額が増えたことによります。5 目介護保険保険者努力支援交付金 1 節現年度分の107万5,000円の追加は、令和 2 年度に新たに創設された交付金であります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分の1,044万9,000円の増は、支出見込み額の増によるものであります。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分599万5,000円の追加は、支出見込み額の増によるものであります。

次の 8 ページ・9 ページをご覧ください。

歳出になります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 3 目地域密着型介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金940万7,000円の追加は、事業費増が見込まれるためであります。5 目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、施設介護サービス給付費負担金1,806万2,000円の追加は、給付の増加が見込まれるためであります。8 目居宅介護住宅改修費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、居宅介護住宅改修費負担金54万円の追加は、住宅改修費が増えたことによります。ちなみに、昨年度の実績 5 件、現在、今のところ 7 件が来ておりますので、その点で追加するものであります。2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費 3 目地域密着型介護予防サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、地域密着介護予防サービス給付費負担金235万9,000円の追加は、給付の増が見込まれるためであります。2 款保険給付費 4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス等費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、高額介護サービス費負担金325万4,000円の追加は、施設入所者の増によるものであります。

10 ページ・11 ページをご覧ください。

2 款保険給付費 5 項特定入所者サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費18節負担金補助及び交付金、細節 1 負担金、特定入所者介護サービス費負担金507万8,000円の追加は、低所得の施設入所者の増加によるものであります。

5 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費 1 目介護予防生活支援サービス事業費23万8,000円及び 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費116万7,000円については、財源を一般財源から国・県支出金に財源補正するものであります。

12ページ・13ページをご覧ください。

8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費28節予備費1,108万1,000円の減は、歳入歳出調整のための減であります。

以上のとおり、全て給付費、事業費の増額が見込まれるための補正であります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番奈良聡子さん。

○3 番（奈良聡子さん） ちょっと耳慣れない言葉が出てきたので教えていただきたいんですけど、6 ページ、2 項 5 目の介護保険保険者努力支援交付金、これは今年度新しくできた制度だそうなんですけども、項目だそうなんですけど、これちょっとどういう性格のものなのか、あと、どういうふうになんて算定、この額が算定されるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの 3 番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ちょっと私もそこら辺ちょっと今確認しないと正確な強こと言えませんので、後ほど答えてよろしいですか。すみません。

○議長（門脇直樹君） 3 番議員よろしいですか。

○3 番（奈良聡子さん） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第93号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第93号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,100万6,000円とする。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金に44万5,000円を追加するものです。これは、歳出の診療所の備品購入等の分であります。

次の8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費3節職員手当等の2万2,000円の減は、期末手当で職員の人事院勧告による減額分であります。4節共済費、細節3共済組合負担金4,000円の減も、同じく人事院勧告による減額分であります。17節備品購入費の47万1,000円の追加は、待合室のエアコン2台の購入費の増と、非接触検温器を総務課で一括発注したことによる差額分17万9,000円の減であります。エアコンは空気清浄器機能付きのものであります。現在のエアコンは2005年製のものでありまして、15年前のものとなっておりますので、今回更新するということになりました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第94号、令和2年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第94号をご説明いたします。

議案第94号、令和2年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和2年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和2年度八峰町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

収入支出の詳細は後ほどご説明させていただきます。

特例的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条の2中、「316万2,000円及び142万6,000円」を「347万7,000円及び204万9,000円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第8条中「2,066万9,000円」を「2,038万2,000円」に改める。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第9条中「7,464万9,000円」を「7,436万2,000円」に改める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1 ページ飛ばして3枚目のページをお願いいたします。

令和2年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。

収益的収入及び支出。

収入であります。1款事業収益2項営業外収益2目の補助金、これは一般会計からの補助金ですが、支出に伴った収入で28万7,000円の減です。今回のこの実施計画の補正については、給与の条例改正等に伴う補正のみであります。

支出についてですけれども、1款水道事業費用1項営業費用3目総係費、補正額として19万2,000円、3人分の手当分を減額補正するものであります。3項特別損失2目その他特別損失9万5,000円の減、これは3月末で特別会計が打ち切り決算となったため、手当の過年度分に当たる金額を減額するものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第95号、令和2年度八峰町下水道会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第95号をご説明いたします。

議案第95号、令和2年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和2年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和2年度八峰町下水道事業会計予算第3条を定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

会計としましては、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業並びに漁業集落排水事業、これを一本にまとめた形で事業会計が進められております。この内容については、後ほど詳細を説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

特例的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条の2中「393万1,000円及び598万5,000円」を「213万6,000円及び767万3,000円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第8条中「2,378万1,000円」を「1,719万6,000円」に改める。

他会計からの補助金の補正。

第5条、予算第9条中「2億1,131万9,000円」を「2億473万4,000円」に改める。

令和2年12月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1ページを飛ばして3枚目のページをお願いいたします。

令和2年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。

収益的収入及び支出。

こちらについても、今回人事異動及び職員の給与に関する条例の改定に伴う補正であります。

収入については、1款の特定環境保全公共下水道事業の収益外収益、これが154万7,000円の減、1名分です。それから、2款の農業集落排水事業収益、営業外収益、こちらも1名分、328万2,000円の減額。3、漁業集落排水事業収益、こちらも営業外収益として175万6,000円の減額です。

支出についてですけれども、特環の特定環境保全公共下水道事業の費用ですが、営業費用として総係費145万2,000円の減額です。

次のページをお願いします。

同じく特定損失として、その他特別損失を9万5,000円減額します。農業集落排水事業費用ですけれども、営業収益として総係費297万5,000円を減額します。それから、同じく特定損失、2目その他特別損失を30万7,000円減額です。3款漁業集落排水事業費用1項営業収益3目総係費155万7,000円を減額。同じく特別損失、その他特別損失19万9,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第23、陳情第8号、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24、陳情第9号、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任

委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25、陳情第10号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第26、陳情第11号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月17日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時52分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

令和2年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和2年12月17日（木曜日）

議事日程第2号

令和2年12月17日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	山本 望	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
新型コロナウイルス総合対策室長	石上 義久		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高書	記	船山 厚子
--------	--------	---	-------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

森田町長より発言を求められておりますので、これを許可します。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これから一般質問が始まるんですけども、その前に、昨日議案を提出して議決していただいた部分に誤りがありましたので、訂正をすることをお願い申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。この部分については、二度と起こらないようにチェック体制を強化してまいります。皆さんのタブレットに入れてありますので、それで内容をご説明いたします。

まず、令和2年12月16日、令和2年12月八峰町議会定例会において提案し議決いただきました、議案第87号公の施設の指定管理者の指定についてにつきまして、文言の一部に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

次のページになります。

左側の見え消しの部分でご説明いたします。

その赤字の所が訂正しなければいけない文言です。現文は、「八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり集会施設の指定管理者を指定する。」となっております。正しくは「下記のとおり、大久保岱コミュニティセンターの指定管理者を指定する。」というふうな形で固有名詞を入れておかなければいけない間違いでございます。それで「記」が入りまして、その下の2番、指定の期間ですけども、「令和2年」となっております、ここは正しくは「令和3年」であります。

これは、まあ基本的に前回の入ってるパソコンの部分のものをを使って作成したものですから、こういうふうな間違いが起きました。この部分についてチェックしなければいけない私どもの部分のチェックミスが重なって、こういう間違いの議案を提出してしまいました。申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

すいません。もう一つ、提案理由の所も「集会施設の指定管理者を指定するため」と

いうふうな形になってましたけれども、正しくは「大久保岱コミュニティセンターの」というようなそういう形に直さなければいけなかったものでございます。よろしく願いします。

○議長（門脇直樹君） 皆さんよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） おはようございます。議席番号11番、皆川でございます。傍聴者の皆さんには、年末を控えて大変お忙しい中、私ども議会傍聴にご出席をいただきまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、コロナ感染対策と新年度予算編成についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの感染者の拡大に歯止めがかかりません。今朝の新聞報道によりますと、昨日現在で18万8,836名の方々が感染をされておるということであります。亡くなられた方々も2,768名というぐあいに、毎日毎日数字が過去最大というような形で表現をされております。間もなく感染者は20万人に達するかと思われます。また、不幸にして亡くなられた方々も、ここ数日で3,000人に達するんじゃないかなというぐあいに思っております。

こうした大変厳しい中で、町の方では令和3年度の新年度予算の基本的な方針が各課に示されたところであります。普通交付税や人口減少によって一般財源が年々減少する中、今も多くの歳入見通しは立ってございません。財政調整基金においても、令和元年度末の残高は29億4,800万円あまりであります。本年度はさらに少なく、24億9,000万円が見込まれておるようであります。こうした厳しい財政状況下のもとで、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく、若い大人を増やす、子育て世代を応援する、あるいは農林漁業の担い手確保と育成の3点を新年度の重点目標に掲げたようであります。

昨日、町長が行政報告で、新型コロナウイルス感染関連のこれまでの町の経過についてご報告がございました。国・県のいろいろな補助金等を活用しながら地域経済の再生を図るというようなことで、いろいろな手段を講じたことは評価できると思いますが、まだまだ末端まで行き届いているとは考えづらい部分もございます。今、新年度予算の編成方針を作成するにあたって、この新型コロナウイルス感染症対策と新年度予算をどのように

結びつけて対策を講じていこうとしておるのか、町長の所見をお伺いするところであり
ます。

次に、第2点目についてお尋ねをいたします。米の消費拡大と農業振興についてであ
ります。

これまで米の政策は、主食用米の需給安定に伴う米依存脱却が進められてまいりまし
た。稲作からの脱却からということで、生薬やブルーベリーなど町でもそれなりの手段
を講じておるものの、なかなか目に見えた成果は未だ見えておりません。まだ米中心の
政策が当分の間は続くだろうと、私は予想いたしております。

そういった中で、今、新しい米の品種「サキホコレ」が華々しくデビューをいたしま
した。食味、香り、艶、どれも申し分なく優れた品種であると太鼓判が押されておりま
す。秋田県知事をはじめ、大変な力の入れようで、PRに余念がないところであります。
しかし、今年度の米の出来を見ますと、105という作況指数で「やや良」であります。
こういった現況下で、また抱える米の量が増えております。国でも価格を防止するため
に備蓄米の保管を増やすなどして、値崩れを防ぐために一生懸命頑張っておるわけであ
りますけれども、このコロナの関係でますます米の消費は先行きが不透明であります。

今申し上げたような「サキホコレ」、あるいは菅総理大臣も申しておりますが、やは
り地方の活性化には農業が大切なんだと、農業で家計を支えていけるようなそういった
所得が農家にも必要だというようなことを、衆参両院の予算委員会で申し述べておりま
す。こういったやはり機会というのは、逃すことなくチャンスと捉えてPRしていくこ
とが大切ではないだろうかというぐあいには思います。町長の考えを伺うものでありま
す。

さらに農業振興を図る上では、以前、複合経営の中で中心的な役割を担っておりまし
た畜産や果樹などといったこういったものも今一度見直しをして、原点に振り返ってみ
ることも必要ではないだろうかというぐあいには思っております。前にも一般質問で申
し上げたことございますが、もみ殻対策について伺いましたことがございます。町でも
防災無線で、もみ殻の焼却は駄目だということでいろいろ注意喚起を促しておりますが、
私が見る限り、自分のうちで精米乾燥調整をやっている方は、本当に有効にもみ殻を利用
しているのでしょうか。決してはそうではないような気がいたします。もし畜産と
いうような形で、肉用牛あるいは養豚、さらには養鶏などこういったものがもしあると
するならば、堆肥用のもみ殻として利用してリサイクル農業の実現も可能になるんじや

ないかなというぐあいに思っております。

さらに、果樹につきましても年々高齢化が進んで、立派な重量を誇る梨の成木が伐採されるというような現状を目の当たりにいたしますと、一抹の寂しさも思えるところがあります。あの苦労、努力と汗のにじんだあの巨木がバタバタなぎ倒されて薪になったりですね、そんなことになるのは、まさしく本当悲しくなるばかりであります。今一度こういったことも果樹組合とかそういった方々と相談をしながら、落下した果樹の再生利用や、あるいは、笠原議員もおるわけでありましたが、ドライフルーツなど6次産業、そういったものに向けても今一度振り返ってみる必要もあるのではないだろうかというぐあいに思います。

こういった畜産とかそういった果樹とか、今、ふるさと納税の返礼品として注目また浴びておるようではありますが、農林水産省でもこういった元気の出る農家を応援したいということで、ふるさと納税に対する補助事業も展開されておるといようなことも耳にいたしております。いろいろな形で町を元気にするために、こういった関連の誘致企業や6次産業の企業を町に誘致するなど、町長の見解をお聞きいたしたいと思っております。

以上2点について、よろしく願いをいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。傍聴席の皆様は、本当に大変お寒い中、また大変お忙しい中、傍聴していただきまして誠にありがとうございました。

それでは、皆川鉄也議員の質問にお答えいたします。

通告の内容がいただいた部分よりもかなり詳しくなっていて、まず通告いただいた内容の部分を答弁してから再質問等で議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

皆川議員のご質問にお答えします。

はじめに、新年度予算編成についてお答えします。

一般会計において歳入の約半分を占める普通交付税は、合併算定替えの段階的縮減が終了し令和3年度から一本算定となることや、令和2年度国勢調査による人口減少の影響により、さらに一般財源が減少することを懸念しています。また、普通交付税減少の影響による財源不足額の補填のため、財政調整基金は引き続き取り崩し超過となり、減少に転じる見込みとなっております。歳出におきましても、令和3年度から会計年度任

用職員の期末手当が通年換算されることから、人件費の増加が見込まれております。

こうしたことから、令和3年度当初予算の編成については、編成作業に先駆けて実施した主要事業ヒアリングにおいて、これまでの施策の目的と効果、向かうべき方向性について認識を共有したほか、「事業予算の3年見直し」のルールに基づき、事業の必要性や費用対効果などを検討したところであります。

また、全事務事業について、「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」の3つの視点からの見直しを引き続き行い、産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを全庁で「政策パッケージ」として構築し、本年3月に作成した「第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現を目指してまいります。

いずれにいたしましても、令和3年度予算につきましては、これまで以上に事務事業の取捨選択を進め、限られた財源の中で最小の予算で最大の効果をあげられるよう、私をはじめ職員一人一人が創意工夫を重ねながら、町の将来像「白神の自然と人との創るやすらぎのまち」実現を図る通年予算を編成してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス対策につきましては、これまで「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しながら、事業継続臨時給付金や雇用維持臨時給付金をはじめ、東北4県を対象とした宿泊助成事業などの経済対策や感染予防対策を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスへの感染拡大が今なお続いており、息の長い取り組みが必要であると思っております。

このため、6月補正予算に計上し実施した「事業継続臨時交付金」の支給基準を、前年同期比の1カ月だけの比較ではなく、数カ月の比較で売り上げが一定割合落ち込んだ事業費を支援する「第2次事業継続臨時交付金」について、現在の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の中で対応することを検討するほか、先般国が閣議決定した追加経済対策の第3次補正予算等の動向を見極めながら、今後も節目節目に対策を講じていく必要があると考えています。

なお、んめものまつりや雄島花火大会やことぶき大学の活動など3密につながる事業をはじめ、感染が拡大している都市部への移動を伴う事業については、そのほとんどを取りやめなければならなくなり、町民の皆さんにとっても八峰町にとっても大変残念な思いでありましたが、新年度予算においては、ウイズコロナやアフターコロナの中で実施できることを期待し、例年どおり計上してまいりたいと考えています。

次に、「米消費拡大と農業振興」についてであります。

はじめに、「米の消費拡大」ですが、県はこれまで、国内の産地間競争に打ち勝つため「販売を起点とした米づくり」を推進することとし、農業者・集荷業者が売り先の見込みがない過剰生産を行わないよう指導するとともに、小売や仲卸等実需者からの要請に的確に対応した生産・供給を行うよう情報提供してきました。併せて、集荷業者へは「販売を起点とした米づくり」を担うメインプレイヤーとして、売り先の確保と農業者や地域農業再生協議会と連携した計画的な生産を行うよう指導してきております。

今後も、従来から農協等集荷業者が取り組んでいる事前契約について、取引の拡大と安定化を図るよう指導していくとともに、新たな販路拡大に向けた取り組みを支援してまいります。

また、秋田県が待ち望んでいた新品種の「サキホコレ」については、秋田米のフラッグシップ、船団の旗艦として位置づけ、「作付推奨地域」の設定等品質を担保できる生産を推進するとともに、戦略的な流通・販売対策や情報発信を総合的に推進し、全国におけるトップブランド米として一定のシェア獲得を目指しています。これにより、秋田米の産地イメージが向上し、秋田米全体の販売力アップにつながり、農家所得が向上するとしております。

議員ご指摘のように、高いブランド力を備えた「サキホコレ」のデビューは、まさに「あきたこまち」に頼っていた秋田米のさらなる消費拡大に向けた取り組みのチャンスであると考えます。町としても、新品種の作付推奨地域にはなりませんでしたが、今後、県が取り組む様々なPR活動に対し、積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、「畜産、果樹などの企業誘致や第6次産業などの振興」ですが、本町では現在、1軒の農家が肉用牛による畜産を営んでいますが、5年以内での廃業を検討していると伺っております。

畜産の企業誘致にあたっては、既に取り組んでいる町に現状を確認したところ、施設のある地元住民から臭いに対し反対意見が多く出されたと伺っておりますので、町が誘致する場合、建設場所や周辺住民への臭い対策、そこから発生する汚染水など様々な問題を解決する必要がありますので、大変難しい課題であると考えます。

また、果樹等の6次産業化については、既に6次産業化を実践している所もありますが、町の10分の10の補助事業である「地域産業活性化専門家招聘事業」の講演会事業と専門家派遣事業を活用し、6次産業化を成功させるための講演会から始め、機運が高まっ

た後に商品の加工等について専門家から指導してもらい、実際の商品開発の際には、補助率2分の1ですが、地域資源活用商品開発等支援補助金を活用するという町の支援制度ができておりますので、こうした支援制度をPRしながら6次産業化を促進してまいりたいと考えております。

また、6次産業化の基本は誰が加工や販売を行うかでありますので、私の持論でありますけれども、1次産業者ではなく八峰町全体での6次産業化が大切と考えますので、商工会とも協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 11番議員、再質問はありますか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 再質問をさせていただきます。

今、新型コロナ対策につきましては、町長からその節目節目にあたって対策を講じていきたいというようなことをございます。まあもちろん国、あるいは県の施策を活用しながら町の対策も講じていくというのが順序だろうと思いますが、やはり今回のコロナの関係で地域に与えた経済的な影響というのは計り知れないものがあるんじゃないかなというぐあいには思います。ただ数字だけでなく、いろいろな精神的な面やら、そういったこともかなり大きな部分を占めているんじゃないかなというぐあいには思っております。こういったことに対処するためには、その都度その都度でなくて、当初予算に町としてのきちっとした形を予算で示すということもまた大事ではないんだろうかなというぐあいには考えております。

今回、コロナで実施できなかった多くの事業があるわけではありますが、今回の補正予算に減額補正や何かであがってくるのかなというぐあいにも思っておったわけではありますが、減額の補正予算は3月に計上されるのかなというぐあいには予想しております。これに3月の補正予算と合わせて新年度予算と抱き合わせの対策を講じる考えはないのかですね、そこら付近を再確認をいたしておきたいと思っております。

今、ワクチン投与の問題もいろいろと言われております。今朝のニュースによりますと、日本の薬品会社も来年末までには臨床試験の方もできるんじゃないかというようなこともと言われております。そういった際の個人負担等の問題等もあるわけですから、国の節目節目を待つのも結構でありますけれども、やはり町独自のコロナに対する考え方をきちっと示すのもひとつの方法ではないかなと思うんですが、この点についてまずお伺いをいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの再質問にお答えします。

まず、コロナ対策と当初予算の関係でありますけれども、ここの部分については、私はちょっと議員と意見が異なります。コロナ対応の部分については、まあ現在もそうありますけれども、国・県と連動しながら、国に計画を出しながらこうやってきている現状があります。でも、過去に経験したことがないような災いでもありますので、いつ何が起きてくるか分かりませんので、これは当初予算というよりも、やっぱり臨時議会でも開催しながらタイムリーにやっていかなければならない、そういう課題であろうと思います。

減額した事業部分については、これまで6月補正でも減額してますし、9月補正でも減額してます。総額で今のところは2,060万円ほどでありますけれども、その部分については、とりあえずは今現在は国からの交付金で賄いきれておりますので、その中で対応して、不足するようであればその部分も町の一般財源も投入していかなきゃいけないというふうなそういう形で考えております。

確かにこう、町として町民の精神的な受けたダメージを軽くするような形の部分でありますけれども、ここの部分については、まず今年度取りやめた事業をそのまま取りやめるんじゃなくて、その部分についてはもう一度計上しながら、ウイズコロナ、アフターコロナ、そういう部分の中で普段の日常を取り戻せるような形の中でやっていければというふうに思っています。

あと、ワクチン投与のここの部分については、当然1億2,500万人分のワクチンが一斉に投与されることではありませんので、その部分については、どういう順番でいくのか、医療従事者が先なのか、高齢者が先なのか、まあそういう部分で各市町村にどういう形で割り振りされるのか、いろんな課題がありますので、その部分は国・県の指導に従いながら対応していくべきことだと思います。ワクチン投与の部分、かかる経費については、これは当然町として支援していかなければならないという問題だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） よく町長の考え方、理解できました。ただ私が申し上げたいのはですね、町独自として、あるいは元気づけるっていえばちょっと語弊あるかもしれませんが、例えばワーケーションの導入とかですね、そういった町独自で考えられることもあるんじゃないかなということでもあります。ただ単に県なり国の出方を待ってるのではなくて、そういったやはり、このコロナによっていろんな問題が、このワーケーション

とか何とかというのは新しく出てきた事業でありますから、そういったものもこう考えていただいて、町が元気になれるようなそういった町民に対するアピールも必要じゃないかなということでもあります。

それともしできるのであればですね、これ私の提案でありますけども、商工会がやっておりますプレミアム商品券でありますけど、今、個人ですと限度額3万円ですよ。ですんで、ここらなんかを5万円ぐらいまで個人の額を引き上げていただいて、もっともつと地域の経済が回るようなそういった町独自の取り組みもあってしかるべきじゃないかなというような考え方であります。ただ国・県から来るのだけ待ってるのであれば、これは補助金絡みで来るかと思うんで当然そうなると思いますが、町独自で考えられる事業もあるわけありますので、そこいら付近に対する町長の考えもお伺いしておきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今皆川議員が提案された部分につきましては、これは新型コロナ対応というよりも、こう今までと違った日常がこれから出てきますので、その中でこうリモートワーク、ワーケーション、そういう部分のための部分については今後検討してまいります。で、条例改正等も既にやっております、産業振興促進条例等の部分では、そういう企業が来られる場合には無料で提供するようなそういう支援施策ももうありますので、そういう部分も提案しながら、そういうワーケーションとかリモートワークとか、そういう部分の事業も何とか町としてやれないか、その部分は検討してまいります。

それから、プレミアム商品券。これ今回非常に困ったところがありまして、既存、今までやってる事業は対象ならないというふうなそういう形の国からのお話がありました。まあそういう部分で、今私どものプレミアム商品券は昨年と同じような形でやっているんですが、ここの部分について、今議員提案ありました上限額の引き上げ、その部分については、当然検討していかなくちゃいけないというふうに思っていますので、そういう方向で予算編成に向かっていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） いずれにしても、隣の家遊びに行くのもちょっと気が引けるような時代であります。町民の皆さんが元気になれるような新年度予算に向けて努力していただくことに期待をいたしたいと思えますし、また、3月の予算特別委員会です

ね町長から新しくまた予算編成方針等も示されるかと思えますし、詳細についてもいろいろと議論できる場所もあるかと思えますので、そこをまたそれで対応したいと思いますが、まずはこの閉塞感が漂うですね、この空気をですね、今一度元気の取り戻せるようなそういった新年度予算にさせていただきたいというぐあいに思うわけですが、町長の考えをお知らせ願いたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 昨日のテレビ見てましたら、NHKのニュース見てましたら、日本地図の中で新たな感染者数が出てないところは秋田県と鳥取県だけでした。もの見事に45都道府県が黄色くなってまして、真っ白なってる所が秋田県と鳥取県でありました。なぜなのかなというふうな形で思ってあったんですが、まあこれ前々から考えた部分で、まあ私たちの八峰町民もそうなんですが、本当に真面目、まあ生真面目というんですか、まあそういう県民性、守ろうといったことをみんなで守るというか、そういう形のところが功を奏してるのかなというふうな形で思ってます。議員おっしゃる部分が十分分かりますので、ただ、予算を作る側として今回の主要事業ヒアリングした時の中で、あまりにもいろんな課題が多々ありまして、本当にあれもやらなきゃいけない、これもやらなきゃいけないというふうな形の中で、本当に組めるのかなというふうなそういう主要事業ヒアリングでしたけれども、そういう部分も含めて、町民の皆さんにいい形が報告できるような予算編成に向けて頑張ってまいりたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） いずれこのコロナによって新しい生活の様式になるかと思えますので、町民の皆さんがそういったことに親しみやすいといいますか、なりやすいような予算を是非作っていただきたいというようなことを期待を申し上げながら1問目の質問は終わりたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） 2点目の質問で再質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 町長から米の消費拡大と農業振興についてのお答えがございました。

まず、米の消費拡大であります。町長どうでしょうか、今まで米を食わせる方策ってありましたっけ。なかったような気がするんです。ただ米からの脱却とかですね、そういう政策一本です。消費拡大に少し力が入ってないような気がしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 米の消費拡大の部分では、よく県の方では知事が新米のおにぎりを秋田駅の所で配ったりとか、まあそういう部分は目立つような行動はありますが、それから知事自体が東京へ行って自分で包丁を使って料理を作って消費拡大するというようなことはやっていますけれども、例えば町としては消費拡大というふうな形の部分、事業は特別やってないような気がします。例えば私的には、施設に入ってる方々、こういう方々の部分に関して、あるいは入院されてる方々の部分とかそういう方々へ地元産米の米を活用してもらおうような、そういう取り組みっていうのは今後考えていかなければいけないかなというふうな形に思います。ただ施設を運営する側、病院を運営する側の方は、値段の問題が多々ありますので、その辺の調整どうしていくかの課題はありますけれども、やっぱり今、新型コロナの部分で需要が落ち込むことがこう見込まれております。それはほとんど、東京行けば分かると思うんですが、飲食店等で使われる米の量というのは半端でなく多いんですが、今そこが駄目になってる。それと高齢化していくことによって、一人一人が食べる量が足りなくなる。人口減少することによって食べる量が足りなくなるというような、そういういろんなマイナスの要因がありますので、その中で秋田米をどうやって買ってもらって食べていただくかという部分は、これは全国との競争になりますので難しい問題もあるんですが、地元でできることが何かないかなというふうな形の部分は今後検討させていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 地元消費も大切でございますし、そうしていただきたいと思っております。教育委員会もそうですが、児童・生徒のですね給食も米を利用したような給食内容をもっともっと充実させてもいいんじゃないかなというふうな気もいたしております。同じパンにしてもですね米粉のパンもあるわけでありましてから、そういった工夫も、この後給食の方にもですね是非取り入れていただきたいというぐあいに思いますし、先ほどお話しました「サキホコレ」ということで、私どもはまだこの推奨地域には入っておらないわけでありまして、全国に秋田米をPRするためには絶好のチャンスだろうというぐあいに思っております。先ほど申し上げましたように、菅総理大臣もですね地方を元気にするのは農業だということを口に言っておりますので、町長はよくまあ上京したりなんかする機会あるかと思うんで、いろいろとこういった秋田米等をですね消費拡大に向けたPRも、やはり私ども単独でやるっていうのは、まあ波及効果が限られておる

わけでございますから、やはり国挙げて、あるいは県を挙げてですね、この秋田米の消費拡大を図っていくというような意気込みをですね、やはりもうちょっと県民に示していく必要もあるんじゃないかなというぐあいに思います。

やはり今「サキホコレ」の話なんですけども、2年先でないと市場に出回らないわけですから、ここ2年間はやはり「あきたこまち」で勝負ということになるわけがありますので、是非ですね、こういったチャンスを捉えていただいてPRに努めていただきたいと思いますし、何か横浜市と風力の関係で締結契約を交わしたということもございますので、もし横浜の大都市とでもそういった地域間交流があるのであれば、そういった機会も是非ですね利用しながら、どんどん地元米をはじめ秋田米のPRに努めていただければというようなことも考えますので、そこいら付近、町長の考えお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 県の方では、まあ今回の「サキホコレ」の関係の部分で新品种のブランド化戦略っていう部分も作って、総合的な、まあ情報発信にしても戦略的な情報発信、それから販売戦略も含めていろんなことを考えております。これは町単独でやるというよりも、秋田県自体がこの華々しくデビューさせたわけですから、県の方でいろいろ企画を立てて販売戦略を実行していくと思います。その中で市町村も一緒になってというふうな話になると思いますので、そういう部分については積極的に参画して、この今回の「サキホコレ」の部分が全国の中の主力ブランド米として一定のシェア獲得できるような、そういうことにつなげる取り組みをしてまいりたいと思います。

横浜市との関係の部分については、今現在はまだ電力の供給だけですけれども、この後、まあ私自身は峰浜風力発電所、目名潟にある2基ですけど、そこの電気を使っている6企業7事業者ありますので、そこの部分を一つ一つ回りながらお礼を申し上げたいというふうに思います。当然その時にはお土産品持っていかなきゃいけないので、その時にお米を持っていくとか、あるいは横浜市さんともいろんな交流をこの後こうしていきたいと思ってますので、その中で、まあ向こうの子どもさんをこっちに連れてきたりとか、そういうこともできないかどうか、そういう部分でこちらの方の美味しいお米、美味しい空気を味わってもらえるような、そういう交流にもつなげていきたいと思ってますので、そういう過程の中で今議員のご指摘がありました秋田米のPR、そういう部分につなげていければと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 次に、農業振興についてお尋ねをいたします。

最盛期には、旧八森町も峰浜村もかなりの畜産農家おったわけでありましたが、先ほど町長から伺ったところ今は1軒よりないということでありまして。私どもの地域の畜産というのは、飼育でなくて繁殖牛であったわけでありまして。いわゆる子をとるための牛の農家が多かったわけでありまして。今大変な和食ブームでありますから、大きな企業が飼育牛なんかをやりたいというような会社があるとすれば、そういった会社をこちらの方に誘致して、その畜産業に対して先ほど言ったもみ殻の利用とかですね、そういったふるさと納税に肉牛を使うとか、そういったことも考えられるわけでありまして、今現在の八峰町の畜産の現状は分かるわけでありましてけれども、将来に向けて町長の頭の中にそういう発想がないかどうかですね、そこを聞きたかったわけですので、もし、臭いの話もございましたけれども、今は大変科学的なそういった処理方法があるようで、バクテリアでもそういった臭いとかは処理できるというようなお話も聞いておりますので、あまりまずそういったこと気にしないで、遊休の遊んでる場所とかまだうちの方には土地があるわけでありまして、牛舎建てるなんかというぐらいの土地は十分確保できると思っていますので、そこいら付近の町長の考え方をちょっと教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 実際に畜産業に力を入れて、それで誘致も行いたいというふうな形の所が我が能代山本管内にもあります。そこの方に聞いてみたんですけども、やっぱり地域住民の皆さんからは臭いとかそういう部分に関する反対意見が多く出されたということで、なかなかうまくいかないという話を聞いてます。実は私の家も昔、牛を飼ってました。それで、子が生まれると畑谷の方の競り場の方に行って、20万円、30万円とか、こう高く売れるような形でやりました。ただあの当時は、まだ畑にこう人糞を使っていた時代でありますから、地域全体が臭いの部分に関しては慣れてる部分ですか、そういう時代であったんですが、今現在はみんな化学肥料の時代になってしまって、なかなかそういう部分の臭いも出ない形になってましたので、そういう状況の中でやっぱり畜産関係の企業の誘致っていうのは、これ難しいかなと。もう手挙げれば、ほかの方で非常に事業を拡大したくても拡大できないでいる企業がたくさんありますから、かなり手挙げがってくると思うんですけど、でもやっぱり手挙げがってからの部分が非常に難しいことになるかなっていう感じで思って、私はちょっと消極的なところですよ。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） よく分かりました。ただですね、鶴形でもですね能代牛という形で、あのくらいのまあブランドまで仕上げたわけでありますから、うちにできないわけもないわけであります。ですから、首長さんの考え方次第でそういった事業は導入できるんじゃないかなという気がいたします。もし企業が希望してあるとすれば、積極的になってもいいんじゃないかなという気もするんですが、そこいら付近はまあこれからの課題として町長の頭に入れておいて、もしそういう企業があるとしたら是非まあ話をしてみしてほしいなというぐあいにも思います。やはりまだ臭いとかそういったの大変住民の方々心配するようでありますけれども、今、私が知ってる限りでは、藤里の綿羊もそうですけれども、そういった話は聞いてございません。バクテリアで処理したり、いろんな科学的な方法で臭いはもうほとんどないというようなことも言われておりますので、そこは企業誘致の際に、あるいはそういった事業導入の際に住民の方々に丁寧に説明すればご理解いただけるんじゃないかなというぐあいに私は考えておりますので、もしそういったチャンスがあったらですね、ひるまずに挑戦していただければなというぐあいに思います。

それで、次にちょっと果樹の方に触れてみたいと思います。

先ほど、この件につきましてもご答弁いただきました。かつては30軒近い果樹農家さんがおったようでありますが、聞くところによりますと今一桁台の9軒とかにとどまっておるようであります。やはり峰浜の梨というのは、町長ご案内のように大変砂地の梨で、いい梨だと、おいしい梨だというようなことで評判もいいわけでありまして、もちろん生でいただくのも結構でありますけれども、例えば風でこすられて商品にならなかった梨とかですね、あるいは、どうしても風が来ますと大きい梨が落ちるようでありまして、そういった落下した果樹の再利用とかですね、そういったことも考えられると思うので、私も素人で分からないわけですが、果樹組合の方々とですね膝を交えてこういったこと話し合いする機会を設けるような考えはございませんでしょうかね。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 実は、果樹組合の方とは、まず私が町長になる前、その部分からお呼ばれされて行ってます。で、総会の部分も必ず行ってます。今回の場合は、コロナ禍の中で自分たちでやるというふうなそういう話でお呼ばれされなかったんですが、今議員がおっしゃった部分以上に、私自身は非常に悲しい思いであります。これは、あ

のくらいあった梨屋さんの長い年月をかけて育て上げた樹木、これはやめるといった瞬間に切らなければいけないんです。これは残しておくのと虫の関係で、いわゆるほかのやってる農家に迷惑かかるもんですから泣く泣く切らなきゃいけない。まあそういう部分で、こう高齢化が進んでいってやめられていく、まあ私の隣のうちもそうでしたし、こういうも仲良くしている人も規模を縮小するっていう話も伺ってますので、非常に残念な思いなんですけど、そこの部分をどうしていくかっていう部分を、まあなかなか有効策を見つけられない、そういう状況にあります。果樹組合の皆さんとは、じっくりと、まあ私そういう総会に行くのと帰るのが遅すぎるって怒られる方なんで、そういう部分でじっくり意見交換しているつもりでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 最後になりますが、ふるさと納税の返礼品の関係でございますけれども、やはり地元のですねそういった返礼品にふさわしいもの、今挙げた果樹もそうだと思うんですけども、やはりその時の、何ていいますか、その時期時期に合わせた、同じ梨でもですね、今食うとおいしい、もうちょっと待った方がいいとかっていろいろないろいろ季節感で梨の品種によって違うわけでありますから、やはりそういったものを、地元のをですね、ふるさと返礼品としてお返しするというのが一番じゃないかなというぐあいに思っております。これも私の頭で考えた一つでございますけども、今、蕎麦の面積も大変増えておりますので、今、蕎麦、夏と秋、2回収穫をしております。夏の新蕎麦と、これからの年越し蕎麦は、ふるさと納税の返礼品として使えるんじゃないかなという気もするんですが、そこいら付近この後担当の方とですね、よく相談をしながら、まだまだ地元で使えるような返礼品あるんじゃないかなというぐあいに思っておりますので、今一度、ふるさと返礼品についての町長の考えをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 梨部分については、その梨がとれる時期には、ふるさと納税の返礼品の中に入れております。ですから、地元でとれる部分、これが返礼品の基本でありますので、そういう部分は有効に活用していきたいと思っております。蕎麦の部分は、ちょっと私、ちょっとそこまで分からないんですけど、蕎麦の部分も入るものであれば、地元の特産品であること間違いありませんので、こう盛り込むことを検討していきたいと思っております。できるだけ多く地元産品を載せることによって、アクセスも多くなります。

それと、アクセスの部分については、「ふるさとチョイス」だけでなく、「さとふる」と「楽天」の方のルートを2本増やしたら、昨日の補正予算でもあったとおりに格段に金額がボンと増えてきました。まあこういう部分も、全国のふるさと納税をしたいという人方へのアクセスチャンスを多くすることによって、ふるさと納税の額が大きくなるということ分かりましたので、今度はその部分のメニューをまた工夫しながら、さらにふるさと納税を多くいただけるような、それと、ふるさと納税の企業版も作りましたので、企業からかなりの大きな額でのふるさと納税も期待できるような状況なっておりますので、そういう部分でこうふるさと納税頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○11番（皆川鉄也君） ありません。

○議長（門脇直樹君） これで11番議員の一般質問を終了します。

換気のため休憩いたします。11時4分より再開いたします。

午前10時58分 休 憩

.....
午前11時03分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 7番見上政子です。

通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、陸上風力発電の電波障害について、町長の考えを伺います。

風力発電は、再生可能エネルギーが脱炭素化に向かう中で必要不可欠になってきたことから、国を挙げて今取り組んでいる事業ではありますが、あまりにも多くのリスクを抱えています。全国的に何度か問題が起きています。また、建設を断念したことも報道されています。

我が町でも不安要素があるのではないのでしょうか。それは、鶴形山の、鶴形の轅山電波塔から送られてくるテレビ電波が広域農道に建設される巨大な風車で遮断されることがないかということです。能代デジタル中継局放送エリアは、峰浜地域をすっぽりと覆っています。徹底した調査のもとで少しでも懸念するデータが出たら、中止をする考えはないのでしょうか。

次に、コロナ禍における住民の負担軽減と公の役割について、2項目について伺いま

す。

児童・生徒への影響について伺います。

長引くコロナ禍の中で、先生たちは児童・生徒への心身のケアに大変な努力をされていると思います。全国的に一斉休業になった後のアンケートに、不登校やいじめがダントツに多くなったと言われています。当町では、子どもの情緒不安などで不登校やいじめは、特別支援学級を含んでなかったでしょうか。

コロナが全国的に拡散しています。当町には幸い今のところ発生していませんが、長期休校の経験を踏まえ、不登校やいじめが起こらないように児童生徒にどのような対処しているのか伺いたと思います。

今、全国では、感染した家族の子どもにコロナいじめと言われるケースも出ていることが報道されています。コロナの状況によっては、少人数の放課後児童クラブも想定されなければならないのではないのでしょうか。児童クラブの職員の指導上のケアが必要になってきます。また、ランチルームで一日過ごすことが、光熱費の費用対効果を考えた場合、効率的なスペースで、低学年、高学年を分けることを考えないのでしょうか。ゆとりある休業生活を送ることが健やかな成長につながると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、コロナ禍で痛手を受けた事業者の支援について伺います。

長引く状況で対応しきれていないのではないのでしょうか。他市町村の例を見ると、三種町のコロナ対策支援事業ガイドブックにきめ細かい支援が載っています。当町は何らかの二段三段の支援を必要としている人たちについて、支援の手を差し伸べる考えはないのでしょうか。

3点目は、巡回バスの試行運転の結果について伺います。

岩館発は、始発がかもめ団地にすることで、陸の孤島にならないように、町営住宅に入所している人たちのためにも必要ではないのでしょうか。岩館から海岸沿いを走る循環バスは、地形的に断崖になっている海岸沿いを走っていることが利便性が悪いという声が聞こえてきます。台地と海岸沿いと交差して走行した方が利用しやすいのではないのでしょうか。横間からは海岸沿いまで上り下りは到底無理だと言われています。町営診療所を利用したいや、茂浦のバス停はあまりにも寒く、立ってられなくてあきらめて家に帰ったというこういう話は先月のことあります。中浜のファガスのバス停は立ってられない、住宅街のバスを利用して能代まで来たという人もいました。峰浜方面から

の声は、バスの乗り換えが大変、大変便利ではあるが待ち時間が長すぎる、厚生医療センターの待合室を利用していたという声もあります。

北羽には、私が質問する前に町長答弁のような詳しい記事が載っていましたがけれども、利用した人たちにアンケートをとったようです。しかし、これは本当に限られた人たちだけの利用のアンケート、127人でしたか、ありましたけれども、今一度、全町に、高齢者の方々にアンケートをとって、よりよい循環バスの利用方法を考えるつもりはないでしょうか。

4点目は、秋北バスとの併用は大変難しい課題であります。抜本的に考え直して、バス路線は主に中学校と小学校高学年が利用して、定期券を発行することでこれは維持できるのではないかと思います。もちろん義務教育ですので無料です。路線の大幅変更と登下校に合わせた時間帯にすることで、住民も利用することができます。大幅なスクールバスの費用の削減にもつながりますので、町長と教育長の考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員のご質問にお答えします。

はじめに、陸上風力発電の電波障害についてお答えします。

ご質問の広域農道沿いに建設される風力発電については、「白神ウインド合同会社」が計画している「能代山本広域風力発電事業」であると思います。

電波障害については、電波の通り道に障害となるものが建ってテレビの映りが悪くなることと理解しております。事業者からこの事業の計画を説明していただいた際には、八峰町の陸上には、海沿いに1本、山沿いに1本、地デジ電波のルートがあり、その400m幅の間には風車を建設しないと伺っておりますので、見上議員がご心配されるような事態になる可能性は低いものと考えております。

また、能代山本広域風力発電事業につきましては、令和2年6月19日から7月20日にかけて環境影響評価準備書の閲覧が行われ、6月19日から8月4日までの期間において意見募集が行われ、準備書について、環境保全の見地から提出されたご意見は73件となっております。

事業者が取りまとめた「能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解」によれば、電波障害を懸念するご意見に対して、「事前に電

波障害の影響が予測される場合は、アンテナの向きの調整や新規設置等の対応を実施いたします。事業稼働後に影響が生じた場合も同様の対応を講じてまいります。」となっております。

また、令和2年12月4日付で、秋田県知事から経済産業大臣へ提出された環境影響評価準備書に対する意見の中に、総括的事項として「県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生していることから、本事業の実施にあたっては、環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令に従って適切に対応すること」が挙げられておりますので、今後提出される環境影響評価書において、改めて事業者の見解が明らかになるものと考えております。

「事前調査報告を町民に情報公開するよう事業主に求める」ことにつきましては、事業者は、環境影響評価法に基づき、これまで配慮書、方法書、準備書に対する住民意見を求めることや、方法書、準備書段階での住民説明会を開催してきておりますので、町として事前調査報告を事業主に情報公開することを求める考えはありません。

2番目の部分についての最初の1番の部分については、後ほど教育長がお答えします。私からは(2)番の方をお答えしたいと思います。

次に、「地域活性化に向けた支援」についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、八峰町においても、春先から8月下旬頃まで観光客の往来が急激に減少したことや、ゴールデンウィークやお盆などの繁忙期における休業や営業時間の短縮、さらには様々なイベントの中止や宴会の自粛などにより、観光関連産業、特に宿泊業や飲食業が大きなダメージを受けましたが、9月頃からは、国の「Go To Travel」、県の「プレミアム宿泊券や飲食券」、町の宿泊助成などにより、宿泊分野については持ち直しの動きを見せております。

しかしながら、新型コロナウイルスへの感染拡大が今なお続いており、第1波よりもはるかに高い第2波よりもさらに高い第3波が到来し、宴会や行事、イベントなどの中止が相次いでいることもあり、これらに関連する小売業やサービス業などへの影響が広がってきていると認識しています。

自営業等を支援する経済対策については、これまでも「事業継続臨時交付金」や「雇用維持臨時給付金」や「中小企業融資斡旋資金等の利子補給の拡大」などにより、事業の継続や町内に住んでいる方々の雇用の維持を支援し、一定の効果を上げていると考え

ておりますが、今回の第3波の到来が及ぼす年末年始の経済活動への影響を想定した時に、個人事業者等も含めたさらなる支援が必要と考えています。

このため、6月補正予算に計上し実施した「事業継続臨時交付金」の支給基準を一部見直ししながら、現在の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の中で、「第2次事業継続臨時交付金」として対応することを検討しているところです。

さらに、秋田県内の感染状況は落ち着いていますが、隣接県を含めた東北5県では毎日のように感染者が発表され、またクラスターが断続的に報告されるなど、本県及び八峰町にとって油断できない状況が続いておりますので、今後の経済対策についても息の長い取り組みが必要であり、先般国が閣議決定した追加経済対策の第3次補正予算の動向や県の対応策などを見極めながら、町内事業所等への適切な支援策をタイムリーに構築してまいりたいと考えています。

なお、国の経済支援策には、雇用調整助成金や有利な経営安定資金の貸し付けなど様々な企業支援策が整備されておりますので、白神八峰商工会とも連携しながら情報提供に努めてまいります。

3問目の「巡回バスの試行運転の結果」についてお答えします。

交通弱者にとって必要な地域公共交通については、昨年度庁舎内のプロジェクトチームで検討した結果を踏まえ、10月8日に国や県、バス事業者や利用者代表などで構成する「八峰町地域公共交通会議」を開催し、巡回バスアンケート結果を報告し、巡回バス試行運転計画（案）を説明いたしました。

出席した委員の方々からは、「試行運転は大事」という意見をいただき、11月2日から運行を開始し、土・日、祝日を除き12月25日まで行うこととしております。

1つ目の「岩館方面からの問題は浜側通りを巡回することで、利便性が悪い。強風時は立ってられない。かもめ団地発にしないか。」についてであります。巡回バスのルートを検討するにあたり、一人でも多くの方が移動手段を確保できるよう、既存のバス路線とダブらないルートを前提としていたことから、浜側のルートとしたところであります。

現在は、あくまで試行運転でありますので、バス停の位置も試行場所であります。本運行ができるようになった際には、待合所の設置など雨風を防ぐ対策も必要と考えております。

また、かもめ団地発につきましては、来年度の試行運転時に検討してまいります。

2つ目の「全地域で峰浜診療所を利用したい」につきましては、10月1日から峰浜診療所において常勤医師による診察が始まったことから、岩館方面からのルートに町営診療所を組み入れられないかということと思いますが、八森地区には民間医療機関に委託している「ハタハタの町診療所」があり、患者さんを自らのバスで送迎しながら、長年にわたって八森地区の皆さんの健康を守っていただいておりますので、町のバスで峰浜診療所を受診できるようにすることは難しい問題であると考えます。もちろん、八森地区の皆さんが自らの交通手段で峰浜診療所を受診することは差し支えないものと思います。

3つ目の「秋北バスの乗り継ぎは健脚者でないと利用できない。帰りの時間帯が合わない。」とのことですが、現在の試行運転は、様々な案の中から「道の駅みねはま」で乗り継ぎするという案で実施しており、議員ご指摘の高齢者にとって乗り継ぎすることが大きな負担になるかどうかや、乗り継ぎ時間帯がどうかなど、様々な課題を見つけるために実施しているものであり、まだ試行運転中であります。

今回の試行運転で得られた課題等については、今後、地域公共交通会議で検討することとしていますが、巡回バスについてはスクールバスとの効率的な連携という課題もあり、一朝一夕ではできない大変複雑で難しい大事業であります。国や県、バス事業者などのご意見もいただき、改善を重ねながら、利用しやすく効率的な地域公共交通システムを構築できるよう、令和3年度も引き続き試行運転を実施してまいりたいと考えています。

また、住民へのアンケートについては、「道の駅みねはま」で待機中の利用者の方々から聞き取りを行っているほか、12月からは利用者へのアンケートを行っており、この結果については、試行運転の結果と合わせて町の広報でお知らせしたいと考えています。

4問目の「通学バス定期券発行と、秋北路線バス拡張について」お答えします。

路線バスについては、本来、通勤や通学など利用者が多い時間帯に運行するものであり、必然的に乗降者が多い学校付近などにバス停を設置しながら運行されるものと考えますが、本町においては、車社会の進行や長年にわたっての人口減少に伴い、利用者が減少し、現在の路線バスになったものと認識しています。

「従来の路線バスを通学時間に合わせた時間帯にすること」については、小中学校の登下校時間と登下校ルートに違いがあり、また季節によっても異なり、これに合わせた路線バスにするには、路線バスの運行時間を大幅に見直すとともに運行本数を増やす必

要があると思います。

バス事業者は、八峰町だけのバス路線を運行しているのではなく、他の路線も含めた運転手やバスなどの管理計画に基づき運行しており、大幅な運行時間の見直しや利用者が少ない中での運行本数の増は困難であると伺っております。

「児童の定期券は町が負担する」につきましては、町が目指しているバス事業者と連携したスクールバスも含めた巡回バスのシステムが明らかになってきた段階で検討いたします。

複雑で難しい新しいシステムを構築するには、あれもこれもの条件が多くあればあるほど困難になります。まずは運行できる大きな骨格を作り、走りながら細部を改善していくことが大切と考えますので、様々なご指摘やご意見はありがたいのですが、もう少し時間をいただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、見上議員のご質問にお答えします。

2問目の「コロナ禍における住民の負担軽減」についてお答えします。

1点目の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校休業後の児童たちに情緒障害や不登校があらわれなかったか」とのご質問であります。本町の小中学校は、秋田県教育委員会からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月2日から19日までの14日間、4月21日から5月6日までの8日間の2回の臨時休業措置を行いました。学校再開直後は児童・生徒の運動不足の傾向が感じられましたが、情緒面での問題や不登校の発生はありませんでした。ひとえに児童生徒の頑張りはもちろんのこと、保護者の皆様のご理解、ご協力と、現場の教職員の細やかな指導等によるものと考えております。

また、「コロナ禍においてあってはならないいじめ対策について」のご質問ですが、現在、新型コロナウイルス感染症は、いつ感染してもおかしくない状況であると認識しております。こうした中、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人に対する接し方が重要と思います。

国や県も、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止等と呼びかけています。これは、学校においても非常に重要ないじめ対策の一つであると考えます。各校においては、従来のいじめ防止基本方針に基づいた指導がなされていますが、改めて児童生徒への新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止等の指導を実施してまい

ります。

2点目の「学童保育はランチルームでいいのか。」とのご質問であります。現在、小学校のランチルームで放課後児童クラブを開設しておりますが、係る光熱費等について効率が悪いという認識はありません。むしろ既設で冷暖房が整った場所であり、非常に有効的な活用であると考えております。

また、平成30年9月に発表されております国の「新・放課後子ども総合プラン」におきましても、新たに放課後児童クラブの整備等をする場合には、学校施設を徹底的に活用することとしております。このことから、今後も学校を活用した放課後児童クラブを開所していく所存です。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 1問目の風力発電の電波障害のことについて、再質問を行います。

今度建てられる風力発電というのは、ご存じのとおり4.2MW、高さが148k m、セリオンと同じくらいの高さの風車が広域農道沿いに4基建てられます。今、潟上市で電波障害がその地域全域にわたって大変な状態になっておりますけれども、その時もやはり電波障害があるかどうか、2事業者が調査したところ、電波障害が起きないということで建設されたというこういう経緯があります。その広範囲にわたって電波障害が起きたことによって、役場職員が専門に2人配置してその担当にあたったということですので、これをやはり住民の安全を守るためにも役場が絡んでくるのは当然であります。こういうことに対して、町長は、事業者に対してはこれは私たちは考えは言えないとかそういうことをおっしゃってますけれども、意見書の中に町としての書き込みがありません。どのようなことを書き込んだんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 見上議員、148k mではなく148mではありませんか。

○7番（見上政子さん） ごめんなさい。訂正いたします。4.2MWで、高さが148mです。セリオンの高さとはほぼ同等くらいの高さになります。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 能代山本広域風力発電事業の環境影響評価書、準備書に対する意見書についてのご質問であります。私の方とすれば、電波障害の部分は先ほど答弁いたしましたとおりルートから外れてるので、その部分のお話はしておりません。まあ総括的な事項については、事業の実施にあたっては、環境保全上の問題が工事中または

供用後に生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を踏まえた調査を速やかに行い、関係機関と協議の上、適切な措置をとることなど、それから、事業実施場所やその周辺には農地も含まれることから、地域住民のみならず、作業者に対する低周波音や風車の影等による影響回避または低減するよう努めること。それから、個別事項については、騒音と低周波音について、それから動物について、まあミサゴ、コウモリ類ありますけれども、そういう部分の意見書を提出しております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 電波障害については、ルートには入ってないのでっていうことでしたけれども、これは能代中継局、地上デジタルテレビ放送エリア、この地図があるんですけども、これは送信所が幟山になってます、鶴形の。で、注意事項として、エリアは電波法令に規制する放送区域を表しており、地上10mの高さで送信所から放送波の電波の電解強度が何ぼ何ぼ、ちょっと私、ちょっとこれ意味分からないんですけども、されております。エリア内であっても地形やビル、影等により電波が遮断される場合があります。視聴できないことがあります。こういうふうなのが載ってます。インターネットでちょっと探したんですけども。で、この地図を見ますと、もう本当に八森は八森で電波塔がありますので、ここがすっぽり幟山からここにこう塔の印が建ってますけども、こっから発するのが浜田まで、八森の浜田地域までこれが発するということになります。で、10mですので、建った高さが本当に日本では考えられないような高さのものが建つと言われてますけれども、148mの高さです。これは本当に影響がないのかどうなのか。これは徹底的にやはり町の方からアタックして、影響がないようにこれを言っていかなければならないと思います。

やはり住民の皆さんは不安を抱えています。洋上風力考える会では、峰浜地域に1,000世帯に署名を送りました。そしたらですね、郵送、何のあれもないんですけども、働きかけもないんですけども、郵送が79人から返ってきました、反対の。で、人伝いに署名したのが峰浜地域で13人で、計92名の方が、やはりこの風力に反対だということを署名で返されています。八森全体では137人が反対をしています。本当にこれは10月25日から11月7日までの短期間の行動だったんですけども、これだけやはり風力発電に対する不安というのが、町民の皆さん、特に峰浜地域の皆さんには広がっているということを町長はどのように考えますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員たちがアンケートやった部分の文面を見せていただきましたけれども、まあ文字が多すぎて大変自分たちのこう意見の部分が強く主張されたアンケートだと思いますけれども、その部分に関して、実際に回答された人の中で、まあ私、全員分かりませんが、出してしまったっていうふうな話も聞いてますけれど、広がりを見せているというふうな形の部分では特に感じておりません。この部分については、確かにそのアンケート回答した人はそのくらいの人数だったんだろうと思いますけれども、その部分をもってその不安が広がっているとかそういう形でなく、特に電波障害の部分については、先ほどお話のとおり通り道がありますので、岩館地区も海の上を通ってきているルート、この部分でフェージング現象が起きて見えなくなったからルートを変えて、それこそ糠森の方に中継局やって、それからハタハタ館近くに中継局やって光ファイバーで送るというふうな形でルート変更しましたので、全て全方向に行く話でありませんので、まあそういう意味では支障はないものというふうに考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 事業者に対してお願いするとか依頼するとか、そういう言葉が聞かれません。どうしてこういうことを一言でも言えないのでしょうか。やはり安全を守る立場からして、住民を守るという公の長としてしっかりここを事業者とも話し合っただけ安全なものを進めて行って、安全な方向なのかどうなのかっていうのをしっかり確かめてもらいたいと思います。

私たちがアンケート調査を見て、びっくりしたんです。まさか10人かそのくらいでしょう。10人来ればいい方だねっていうふうに思ってたんですけれども、意外や意外、本当にまだまだ声かけた人はほんの少しですので、峰浜地区からこんなに声が上がるとは思っていませんでした。

まあこのメリットとしてどういうふうなメリットがあるのかどうなのか、財政的にもメリットがあるのかどうなのかっていうふうなこと、まあ当局はよく言いますが、メリットはほとんどないですね。私も、交付金が減額されることと、それから固定資産税がどのくらいか、17年間どのくらいかって見ましたら、1年に490万円の差額として固定資産税が残ることだけあります。経済的にはほとんどメリットがない。そして、横浜の方と何か協力提携したようなんですけれども、これは直接町で使う電気をほとんどここで消費するからっていうことでもない。何の町にはメリットもないということ

で、これは本当に住民の不安が当然ではないでしょうか。

同じ繰り返しになりますので、意見だけ述べて風力の質問はこれで終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 次の質問に移らせてもらいます。コロナに対する住民の負担ということで、教育長の方からお話しありましたけれども、まあ幸いなことに、全国的には非常に不安な状態、まあ秋田市の子どもたちもそうですけれども、大変不安な状態の中で、やっぱり学校始まった時にいろんな症状が出たというのが聞こえてきてます。当町ではそのようなことがないということですので、これは良かったなと思います。引き続き、いじめや不登校については本当に取り組んでもらいたいと思いますが、今現在、不登校の子どもはいるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 再質問にお答えします。

いじめについては、今のところ報告はありません。

不登校についてですが、中学校の方に数名おります。ただ、その不登校は、コロナによる休業からの影響での不登校とは受け取っておりません。不登校についてですが、やはりその要因というのは様々あります。その子その子によって要因違いますので、その子に対して、その子自身も様々考えながら頑張っていると思います。それから学校、それから保護者、あとカウンセラーも活用して、地域を活用して対応してます。ですので、改善された例もありますので、今、学校、保護者、子どもたちの頑張りに期待しながら温かく見守っておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今の教育長の答弁に関連して、本当に不登校はその子の生い立ち、生まれてからどうだったのかとか環境がどうだったのか、本人も分からないうちに学校に行けなくなってしまうというそういうふうなことがよくありますので、今言われたようにカウンセラーとか家族とか、それから連携をとりながら、気長に少しでも一歩でも前に進めるようなそういう関係をとって、そっから切り離さないように見守っていただきたいと思います。教育長の答弁はありません。

次に、事業者の支援について、コロナのことで伺います。

まあ第2波、第3波が本当に襲いかかってきております。どういうふうな状況になるのか。八峰町でこのまま本当に感染者が出ないでこのまま行ってくれるのかどうか。

また、お客さんを相手にしてる事業者は大変な思いでいると思います。そこで、三種町のきめ細かい対策支援ガイドブックというのがすごく分かりやすくて、町独自、国・県のものとか、それから介護保険の減免、国保の減免、後期高齢の減免はこういうふうにできますよっていうふうのが一冊の本になってます。これは本当に分かりやすく参考になるなと思いました。で、その中には飲食券っていうのがありまして、1人2,000円、これが配付されております。それからあと宿泊支援ということで、町内ですので、町内同士っていうことであんまりあれなんですけれども、2つの温泉施設で1泊4,000円、日帰り2,000円、こういうふうな支援もあります。これを是非町でもですね町独自の飲食券とか、それから温泉券はありますけれども加算して、事業者がもっと元気になるようなそういう支援を考えませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町でも10月1日から宿泊施設への助成を、町単独で、4,000円よりも1,000円多い5,000円の宿泊助成をしております。行政報告でも報告しておりますけれども、3県、当然秋田県内の町民の方々も入りますので、当然町民の方々もその部分を、自分のハタハタ館、あるいは白神温泉ホテルに泊まれば、予約した段階で5,000円割り引かれた料金になりますので、まあそういう部分で例えばハタハタ館の例ですと、安くなった分、県の宿泊プレミアム券とも供用できますので、1万円で1泊2食だとすれば5,000円になって、さらに県の5,000円、2,500円分ですので、2,500円で1万円の1泊2日の部分で泊まれると。で、どういう現象が起きてるかっていうと、そこで例えば能代牛のステーキだとか、それからアワビの踊り食いだとか、そういうオプションの部分が2,000円ぐらいなんですけど、そういう部分が上乘せした形で利用されているという話を伺っております。町の方では既に宿泊助成事業をやっていますのでね。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今町長が言われたのは、町、町内、まあ町民も含めるんですけども、近県の3県ですか、山形、岩手……

○町長（森田新一郎君） 青森。

○7番（見上政子さん） 青森、3県の人たちに呼びかける……

○町長（森田新一郎君） 秋田も当然入ります。

○7番（見上政子さん） ええ、呼びかける補助ですけれども、今もう近県はもう怖くて本当に移動できない状態ですので、もう一つこう目を向けて、まあ町民にもこういうこ

とがあるんだっていうのを知らせる必要があるんじゃないでしょうか。意外と知らないのではないかと思います。これと併せて、飲食券も使えるというふうに、これは今3県も、近県3県はもう移動できない状態ですので、こちらの方にも利用できるんだということをするべきではないでしょうか。

それから、まあ国保、感染した人はまずいないんですけれども、感染した場合に国保の減免、それからいろんな税金の減免、こういうことももっと分かりやすくホームページに載せる必要があると思います。今のホームページでは本当に貧弱な状態ですので、この三種町のガイドブックを参考にする考えはないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 三種町のガイドブックまだ見てないので申し訳ないですが、参考にさせていただければと思います。支援策が、国・県・町の支援策、大変多い支援策がありますので、その部分を整理した形で出されているとすればさすがだなと思いますので、参考にさせていただきます。

ホームページの部分についても、今後検討させていただきます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） コロナ対策については、これで質問を終わります。

次に、巡回バスのことについて質問したいと思います。議長よろしいですか、質問しても。

○議長（門脇直樹君） どうぞ。

○7番（見上政子さん） いろいろと答弁がありましたけれども、巡回バスは今利用してもらって、利用者だけに限られてるということで、利用者はまあこれでいくと合わせて127人と言いますが、延べの人数ですので、こういうふうになったらもっと便利だ、こういうふうになったら私も使いたいという声がね、たぶん出てくると思うんです。今の状態のままだと、本当に浜側だけ通っていいのか、浜側はほとんど人が、住民がいない地域であります。で、浜側だけ通ってそれで横間台の上の方の人たちは利用できない、これは不公平だというふうな声もあります。それから、別に町営診療所を目指してっていうよりも、前々から町営診療所を利用していた人は、やはりこれから続けてまた利用したい。ちょっとでもいいから、学校の付近でもいいし、ちょっとでもいいから沢目の所で降ろせるようなそういうふうな工夫はできないものかっていうこともあります。まあこれからの課題だと思うんですけれども、是非そういう声を入れましてね、町営住宅

からの発車の方は考えてくれるようではすけれども、せつかくの町営住宅ですので、もっと利用しやすいような町営住宅にしていかななくてはいけないと思います。そうでなくてもちょっと陸の孤島で今入る人がいない、空白になっている、なかなか埋まらないという地域ですので、この点についても力を入れてもらいたいと思います。今一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、全体の住民に対してのアンケートをやるべきだというお話なんです、利用したことがない、今試行運転してるのは利用を通じて、利用した人がどういう課題・問題を感じるのか、その部分を調査して改善していこうというそういう試みでありますから、今利用したこともない方に頭の中だけでの問題点を出されても、その部分を新しいシステムに組み込むこと自体が不可能です、実際は。だから何が、利用した人こそが初めて分かる、そういういろんな課題が何かっていう部分を今探ってるところですので、今その部分を全部また振り出しに戻ってもう一回あらゆる要素を積み込んで新しい試行運転案を作るなんていうのは、これはまた1年かかります、それだけで。まあそれがまず1点です。

それから浜側のルートですけど、今現在なぜ浜側なのかっていうと、今現在バスが通ってないからです。そこの部分で、今バスが通ってるところは、これバスを利用すればいい話。ただその部分が有料だから問題だというふうなお話なんでしょうけど、でも、ここの部分の試行運転の部分については、まずそういう部分もあるかもしれないけど、まず浜側に今まで通ったことがない、バスが通ってない人方がどういう反応をするのか、一番多く利用してるのはその方々です。だからその部分については非常に有効だと今現在は思っていますが、ただまだ途中であります。この冬の大変寒い中でどういう形で結果出るのか。12月25日まで試行運転やって、それから分析して、その結果を地域公共交通会議で諮りながら改善を重ねながらいかなきゃいけないんです。だからそういう意味では、本当に盛り込む、ここもクリアする、これもクリアする、その部分が多くなればなるほどできるシステムもできなくなりますので、その辺は是非ご理解をお願いしたいと思います。

あと、診療所の部分については、診療所自体は峰浜地域の部分は診療から送迎バスが出てますので、そこの部分で利用してやれますので、まあそういう意味で質問の趣旨が八森地域の方々が利用できるよというふうなそういう趣旨だと思ってお答えしたつ

もりです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 始めたばかりですので、これからいろんな意見をどんどん出してもらって、それでより利便性のある、できればこの地域を細かくして巡回できるような、能代で行ってるようなそういうものができればいいなと思いますけれども、今始まったばかりですので、なるべくいろんな声を取り入れて考えてほしいなと思います。

それで4点目に移ります。4点目ですけれども、難しいことはよく分かってます。本当に今の路線のままでは、これでは駄目だということで巡回試行運転が始まったわけですので、今のそのバス時間と、それからバス停の状況、こういうことでは駄目なので、これをより改善するためにももうちょっと利用者を高齢者に限らず、小学校、中学校、小学校高学年からバスで利用できるようなそういうことが考えられないか。スクールバスのあれがもう1億円近くになってます。で、所狭しと観光バスが町内をスクールバスとして走ってます。本当に何か悲しくなってくるっていうかね、子どもたちを送迎するのに何で観光バスが行ったり来たりしなくてはいけないのかというこういうこともあります。本当にこれは今すぐできる課題ではないんですけれども、こういうことを考え方もできるんだ。で、バスの定期券を払うのとスクールバスの費用対効果から見れば、もうそれはもう全然違うと思います。そういう意味で、で、子どもたちが自主的にやっぱり学校に行く、車の、バスの送迎ではなくて、自分たちが自らバス停に行って時間に合わせて行動して、で帰るとい、こういうこともできるのではないかと頭を隅に入れて費用削減の一つにしてもらえれば、またそれをまた本数が増えてバス停の数が増えることによって、また町内の利用者も増えてくるのではないかと思います。秋北バスを一挙に廃止してしまうのか、それともバスを利用して、できるところをやっているのかどうなのかということになってくると思いますので、今一度、町長の考え方お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員もおそらくバス利用したことないと思います。

○7番（見上政子さん） ありますよ。

○町長（森田新一郎君） ありますか。そういう方が増えてくれば、今のような形のバス路線にはなっておりません。大久保岱線、ものすごく複雑な経路をたどって能代まで行きます。ここの部分に対して、遠回りされてると感じている利用者がたくさんおります。

そういう部分も含めて、それからスクールバスに1億円、まあ今年は1億円以内だと思いますけど、今まで1億円以上ですが、そういう点も含めて、今新しいそのスクールバスの部分との連携した形の巡回バスができないのかを今検討してる最中でありますので、問題があるのは、まず一番バスの利用者が少なくなったことによってバス事業者の経営が補助金もらっても合わなくなって、そこの部分が一番の根幹でありますので、で、私自身は車を運転できますからバス要らないんですけど、そういう部分のバス利用者が増えてくれば、バス事業者の方でも考えてくれると思うんですが、今のこのバスの利用状況、大久保岱線は平均で1日2、3人ですよ。そういう形の中で路線を増やすとかルートを変えるとか、そういう形の部分はバス会社は困難だと言ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これで質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開します。

午前11時59分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。

通告に従い、一般質問を行います。

最初に、再エネ海域利用法に基づく法定協議会について伺います。

秋田県は、由利本荘市沖と能代市・三種町及び男鹿市沖が法定協議会を経て、洋上風力発電の促進区域に指定され、いよいよ事業者の公募が始まりました。選定事業者には、洋上風力発電のための海域占有期間が最長30年間まで認められることとなります。一方、八峰町・能代市沖は、本年7月に再エネ海域利用法に基づき有望区域に指定され、11月17日には第1回法定協議会が開催されました。今後、国による風況や地質調査の準備が進んでいくこととなりますが、2回目以降の協議に臨むにあたり、どのような意見を述べていくのでしょうか。また、次の点についてどのようにお考えでしょうか。

1、協議会には漁協代表者が出席していましたが、現場の漁業者の意見を聞く機会を設け、意見を十分汲み取った上で協議に臨んでいるのでしょうか。

2、第1回協議会で町長は「景観は客観でなく主観の問題だ」と発言されましたが、町民の代表者として適切な意見と言えるのでしょうか。

次に、親子が安心・安全に遊べる屋内施設について伺います。

今年は、新型コロナウイルスのパンデミックによって世の中が激変しました。子どもたちも休校や行事の中止、あるいは規模縮小など、不完全燃焼の残念な1年になってしまったのではないかと気の毒に思わずにはられません。また、感染リスクを避けるため、行動をおのずと制限され、運動不足気味になっているようです。

峰浜地区にはポンポコ山公園パークセンターがありますが、八森地区にも、天気や季節に関係なく、親子が安心して遊べる屋内施設があればいいのにという声が多く聞かれます。近場にそのような施設があったら、親御さんたちはどんなに助かることかと思えます。

2018年にオープンした由利本荘市の「鳥海山木のおもちゃ美術館」は、廃校だった旧鮎川小学校を再利用したものですが、今や大人にも大人気の観光スポットとして見事に生まれ変わりました。楽しく安心・安全な遊び場を用意することは、子育てを支援することでもあります。このような事例を参考に、遊休施設のリノベーションなどで安心して安全な屋内の遊び場を求める子育て世代の声に対応できないものか、当局のお考えを伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えします。

はじめに、「再エネ海域利用法に基づく法定協議会」についてお答えします。

11月17日、再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」の初めての会合が開催され、出席してまいりました。初会合には、先行利用者として、秋田県漁業協同組合からは代表理事組合長と北部地区運営委員会副委員長と能代地区漁業者代表及び峰浜漁業協同組合代表理事組合長、行政からは秋田県と能代市長と私、さらには秋田大学や秋田県立大学の教授など10名が出席し、国の関係省庁の課長や学識経験者など5人がオンラインで参加いたしました。

意見交換に入ってから、はじめに先行利用者である秋田県漁業協同組合代表理事組合長と峰浜漁業協同組合代表理事組合長が、漁業への影響調査手法とその実施時期、洋上風車設置による漁業への影響の不安解消策、風車建設中の漁業への影響などの発言を

し、続いて学識経験者から、電力の地産地消等洋上風力電力の活用方法、発電事業者とタイアップした企業誘致、漁業関係者への懸念事項のヒアリングなどの発言があり、能代市長からは、低周波や景観への影響、強風による倒壊の可能性、バードストライクなど漁業者や地域住民が抱えている不安に対して、専門家を招いて法定協議会としての知見を持つことや、能代港の活用などについて発言がありました。

私からは、町長に就任してから毎回の町議会において、陸上や洋上風力発電について、騒音、低周波等の健康被害、ハタハタ等漁業への影響、世界自然遺産や県立自然公園の景観への影響、バードストライク等生態系への影響、地域の電気料金低減等の地域貢献、漁業者の不安解消のための漁業振興などについて意見交換してきたことを紹介するとともに、洋上風車の音や振動が海に伝わり漁業へ影響するかどうかについて、専門家を招いて知見を持つこと、漁業者や地域住民の洋上風車設置の影響が想定できないことによる不安を和らげるための分かりやすい地域振興策や漁業振興策を示すことなどを発言してまいりました。

1点目の「2回目以降の協議においてどのような意見を述べていくのか。」については、次回の協議会では専門家を招く予定になっておりますので、これまで町議会において議論してきたことに対する専門家の知見を確認しながら、その上で、漁業者や地域住民の不安を和らげるような具体的な地域振興策や漁業振興策が必要であるという立場から意見交換してまいりたいと考えております。

2点目の「漁業代表者は現場の漁業者の意見を十分汲み取った上で協議に臨んでいるか。」についてであります。県漁協においては八森地区と能代地区の漁業者の代表で構成する北部地区運営委員会で協議するとともに、能代地区と八森地区において組合員に対する説明会を開催したと伺っております。また、今回の法定協議会の意見交換の内容についても、コロナ禍で会議を開催しにくいということで、文書で組合員に発送し意見を求めることとしているということを伺っております。

3点目の「景観は客観ではなく主観の問題」と発言したことについては、これまで2年半以上も風力発電について議論をしている中で、今年あたりから、現在八峰町に立地している10基の陸上風車を毎日見ている中で感じたことですが、風車については、見る方向、見る距離、見る人によって見解が分かれる問題だと思えるようになり、一般質問での答弁や再質問での受け答えで発言していたことから、「主観による影響も大きい。」と発言したものであります。

議員のご指摘は、町民の代表として出席するのであれば、自分の持論であっても、議論が分かれていることについては中立的な立場で発言するべきということだと思いましたが、次回から気をつけたいと思います。

2点目の「親子が安心・安全に遊べる屋内施設について」のご質問にお答えいたします。

ご質問の屋内施設については、令和元年12月定例会の一般質問で、奈良議員から「子どもを安心して遊ばせられる屋内施設が少ない。」という子育て世代の不満についてご指摘があり、私からは「親子が徒歩等で行ける範囲に遊び場となる屋内施設を整備することは、現状は非常に困難であります、子育て環境の充実は、町の重要な施策目標の一つでありますので、どのような解決策があるのか検討を進めてまいります。」とお答えしています。

「八森地区にも、天気と季節を問わず、親子が安心して遊べる屋内施設を望む声が多い。」とのご指摘であります、過去には、御所の台ふれあいパーク内にある「緑地等管理中央センター」にキッズスペースがありましたが、利用者の減少により使われなくなったことから、現在はバッテリーカーの格納場所となっております。

また、「遊休施設のリノベーションなどで対応できないか。」とのご提案であります、ポンポコ山公園パークセンターと比較して、現在、八森地区にある町の遊休施設で親子で遊べる十分なスペースを確保できると思われる施設は、旧岩館小学校校舎と旧八森小学校校舎しかありません。どちらも老朽化が進んでおり、仮に改修して整備すると考えますと、冷暖房設備やトイレ、外壁など大規模な改修が必要となりますので、遊休施設の活用による整備は難しいものと考えております。

町としましては、今後既存の公共施設と同種の新たな施設を整備することは困難であると考えており、町民全体の共有財産として八森地区の皆さんにもポンポコ山公園パークセンターを利用していただきたいと考えております。

なお、新たな施設整備に代わる子育て環境の充実に資する施策については、引き続き検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問はありますか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 再エネ海域利用法に基づく法定協議会の1の件について再質問いたします。

説明会を開催したというふうにおっしゃいましたけども、これは何回ぐらい、どうい

う形で開催されたのか説明してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 去年の4月に八森地区と岩館地区に分かれて1回説明会を、促進区域の部分についての説明会を開催したと伺っております。その後、どういう内容とかそういう部分までは、私の方でその説明会に入っておりませんので承知しておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 去年の4月に八森と岩館で説明会があったということですが、私の耳に入ってきましたのは今年なんですけども、それは現場の漁業者の声を聞く機会を設けたことは今までに一度もないという漁業者の声があったんですよ。上の方でもう勝手に決めているようなニュアンスの話があったんですけども、あと岩館の方の漁業者はもう全員反対してるとか、そういう声も聞こえてきてるんですよ。ですから、本当に意見を聞く機会を設けて意見を十分汲み取った上で協議に臨んでいるのかと質問したんですけども、この去年の4月に開いたこの説明会で十分意見を聞かれたのでしょうか。で、出席者、出席人数は何人ぐらいか把握してますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 県漁協の大変大きな組織の中で意見集約というふうな形にしていたかという部分の説明会ですので、内容部分については私の方で承知しておりません。担当者も出席させておりません。これはあくまでも県漁協の会議ですので、その部分では、私、組合長に確認した部分では、八森と岩館に分かれてやって、能代地区でもやって、能代地区の部分ではかなりの人数出てあったって話は聞いてます。その中で反対意見もあったって話も聞きました。ただ、いずれどういう形で意見を取りまとめて臨んだかの部分までは、詳細までは分かっておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、2回目の協議に臨む前に、その辺をしっかりと確認していただきたいと思うんですけども、それについてはやっていただくことはできるのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの答弁でもお答えしたとおり、今回の1回目の法定協議会の結果について、組合員の方に文書で、本当は会議開きたいって話してたんですけど、

コロナ禍でできないので文書で周知して、その上で意見があったら意見を出してくださいというふうなそういう形の対応をするようです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 何でもかんでもコロナ禍にかこつけて集会を開かないようにしているように聞こえるんですけども、漁業者はね疲れてて、文書で回答を出してくれと言われても書くのが苦手な人もいれば、面倒くさいなと思う人も大概だと思います。やっぱり実際に会って声を聞いてもらう方がいいんじゃないでしょうか。そこら辺は町長の方から組合長の方に、こういうふうにしてはどうかという提案はしていただけないでしょうか。書くっていうのはやっぱり面倒くさいもんですよ。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 面倒くさいとかそういうふうなことの問題ではないはずですので、議員からこういう質問があってこういう提案があったということは話しますけれども、あくまでも県漁協の部分がどういうふうな形で意見集約するのか、その部分については、県漁協の方のそちらの方の問題だというふうに思います。

もう一つの峰浜漁協の方は、奈良議員もあの会議に出席しておりましたので、発言状況から見ると、まあ組合員の意見を取りまとめたようなそういう内容になっておりましたし、この部分については、もう既に県漁協も、それから北部地区の方ですけども、その能代、峰浜漁協の方も、洋上風力事業者の方から海上調査いろいろお願いされてまして、その段階でもどうするか対応の部分について協議したっていう話は、非公式ですけども私聞いてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私、まあ運よく抽選に当たりまして会議の方、傍聴できたんですけども、あの場で聞いている分には、その現場の漁業者の声を本当に反映されてるというふうに私には感じられませんでした。まあ漁協組合長の発言もですね、主に調査の手法についてなんです。実際に漁業にどういう影響を与えるのか、そういう心配よりも、まず冒頭に、事業者が決まる前に調査の手法、専門家の意見を聞いて協議してほしいと、こう述べてるんです。で、事業者が決まったらすぐ調査に入ってほしい。どうも何か調査を急いでやってほしい、この事業を早く進めてほしいというようなニュアンスに私には聞こえて、ちょっと違和感を持ちました。それに対して座長の方がですね、まあここですぐ結論が出るものではないので、専門家を呼んで話を聞くことを考えているがよろ

しいか、それでまあそう願いたいということで組合長は了解したんですけども、その次にですよ、私、ここが問題だと思うんですけど、水産庁の方に聞いてるんですけど、その座長が。水産庁は、専門家を紹介することは可能か。そしたらですね、この水産庁の官僚が、洋上風車が漁業に与える影響について知見を持ち合わせていない。相談しながら対応したい。私、一瞬ちょっとこの答え聞いて驚きました。水産庁の官僚がこの知見を持ち合わせていない。そういうことを恥ずかしげもなく発言したわけですよ。その後で県産業労働部の方から、内水面漁業に対しても影響があるのではないかと、そういう声もあるので、そこも調査など配慮してほしいと、こういう発言もありました。そしたらそれについても座長の方から水産庁にまた意見が求められたんですけど、その時ですよ、また水産庁として知見を有していない、こういう発言2回も繰り返したんですよ。

で、この協議会のメンバーを見ますとですね、ほとんど海洋について知ってる海洋の専門家は入っておりません。経産省の官僚、あと国交省、港湾局海洋環境課の環境課の課長、農林水産省、水産庁漁港漁場整備部計画課、秋田県産業労働部新エネルギー政策統括監、あと能代市長、森田町長、漁協から4名、あとは日本内港海運組合総連合会、そして秋田大学大学院理工学研究科、秋田県立大学システム科学技術学部、秋田大学理工学システムデザイン工学科、最後にですよ、東京大学教養学部附属教養教育高度化機構で、環境省の官僚はオブザーバーになってるんですよ。もうほとんど経産省、国交省主導で、この協議会が進められていくということがよく分かるその構成員でした。この中にですね、先行利用者としてももちろん漁協関係者4名入ってますけども、やっぱり海は漁業者のものだけでもないし、やっぱり地域住民全体の財産だと思うんですよ。そこに一般の市民グループといいますか、住民団体も入ってませんし、環境保全グループのそういう団体も入ってません。非常に偏った構成員であって、促進区域を早くこう決められるような感じで構成員を選んでもんじゃないかというその疑問が拭えないんですね。これで本当にまともな議論ができるんでしょうか。由利本荘とか三種の方を見ますと、もう3回で協議会終わってもう促進区域に決まりました。こういう大きな事業をね地域住民も非常に懸念と不安を持っているのに、簡単に進めていいものか非常に危惧しておりますけど、この点いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この法定協議会の構成部分について、どのようなメンバーにするかの部分については、私の中には権限ありませんので国にお任せするしかないと思う

んですが、水産庁の方の発言の部分は、知見を持ち合わせていないという部分は私もちやんと聞きました。その先に、この先はちょっと相談させていただきたいというような形の中で、まあ県の方の相談に乗っていくと思いますが、県の方からは、どういう専門家を呼んでくれればいいのかという部分をいろいろ相談しておりました。まあそういう意味では、この次の部会の中でそういう分野の知見を持った方の専門家の意見を伺えるんだというふうに思っております。ただ私の場合は、こう奈良議員と決定的に違うのは、私はいろんな部分の、3つの景観、漁協、それから健康、その部分が影響なければ、強い風を利用して八峰町の元気づくりにつなげたいという考えは基本的な考え方なので、全部反対というふうな形の中では参加しておりませんので、そういう意味では、齋藤市長がいろんなこれまでの部分の景観も含めたそういう部分の知見を持ちたいといった発言したことと、私がこの町議会の中で、須藤議員の発言の中で、震動とかそういう部分については、巨大なブレードが1回でなくて何十基も回った時に、どういう音が出て、どういう震動が海に行くのかっていう部分は、その時に答弁したとおりの発言させていただきました。この先もそういうふうな形では発言していきたいと思っております。

決して賛成ありきでないんですけど、まずいろんな方の知見を伺って、その上でこう対応を考えていくんですが、特に私は重要なのは先行利用者の漁業者です。命懸けで、いわゆる生活かかっているわけですから、それから運航会社も、これは運航会社というのはいろんな貨物船とかそういう船会社ですね、そういう方々もそのルート使えなくなれば生活かかっているわけですから、そういう方々の意見というのは大変重要視されていくので、その中でその法定協議会の中にそういう方々が入っていると。で、そこでどういう形でまとめられていくのか、まとまるのか、この部分が大変重要であると思っております。

それで秋田県の県漁協の組合長の発言は、彼は2回目でありますので、1回目の部分を経た上での、1回目に取りまとめられた意見を踏まえての中での改善点を中心にお話したんでないかなというふうな形で思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 協議会の最後の座長の発言でね、これもちょっと非常に私すごい心配な発言があったんですよ。森田町長が最後に発言されたんですが、それを受けて2回目以降の協議に反映させたいと。前回協議会でハタハタの専門家に来てもらったんですが、結局、ハタハタの生態自体よく分かっていないということだったっていうんですよ。これでは不安解消にならないということで、基金を設置した理由の一つはそれだ

と思う。必ず不確定要因は残る。これについても2回目以降から議論は必要だと思う。こう発言してるんですよ。結局、ハタハタの生態自体よく分かっていないのに促進区域に指定されてしまったんですよ。これで不安解消されると思いますか。それですよ。不安解消にならないということで基金を設置したって、これもおかしな話で、結局全て金で解決しようというそういう姿勢にしか見えないんですけど、この座長の発言どう感じますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今年のハタハタがどういう動きをしたか。去年のハタハタがどういう動きをしたか。こう見てると分かるんですが、去年のハタハタっていうのは、いわゆる県南、男鹿の南、船川とかあっちの方ですね、樺も含めてですけど、ほとんど獲れなかったんです。それから、本荘、県南の方ですね、にかほ、金浦、象潟、この辺も獲れなかった。北浦と男鹿北と我々の北部、県北部、この辺が大漁だったんです。それが一転今回の場合は逆転の形になって、ようやく揚がってほっとしましたけど、こんなに遅く来たハタハタも初めてだと伺ってます。というくらいに分からないところがあります。だけれども、それと全体的に漁業そのものの水揚げ額が減っているというそういう部分も考え合わせた時に、私は、奈良議員が常にお金お金お金ってお話になるんですが、その不安を払拭するために私が一番先に、一番最初に質問した部分記憶あると思うんですが、どうして秋田県の部分が売り上げ代金の20年間の部分の0.5%っていう数字入ってるんですかっていうふうなそういう発言したんですが、まあその部分に関して、やっぱり将来的にどうなるか分からない部分があるので、漁業振興策っていうふうな形の中で受け入れるという選択肢もあると私は思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） でも、お金はいくら基金に出捐されてもですね、まあそれで失われた漁業資源が回復するとか、漁業がそのお金でどうにかなるとか、そういうことはちょっとないかもしれないですよ。まあせめてもの償いというか、迷惑料で事業者が出捐するというのは本当のどこじゃないかなと私は思います。

ちょっと次の質問ですけども、この景観の問題ですけども、やっぱり景観について、まあ先ほども町長に先に言われてしまったのでちょっと私拍子抜けしたんですけど、次回から十分気をつけてください。主観の問題と言いますが、では何のためにその景観法とかそういう法律があるんでしょうか。やっぱり一定数の人たちがいる景観を見てすば

らしいと思う感覚っていうのは、たぶんかなりの人がそう思うのであればやっぱりそれはすばらしい景観だと思うし、これは主観だと言い切ってしまうのはね、その景観は守られないと思います。ですから非常に町長の発言は軽率であったと私は思います。十分猛省を促します。

それからですね、先ほど文書で意見を募るといふふうにおっしゃいましたけども、それが回答が来なかった場合はどうするんですか、あるいは回答が少なかった場合、それを十分に反映させられるとは考えにくいんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何度も言いますが、そこの部分の質問、私にされても私どういふふうで答えればいいのか分からないんですけど、基本的には、漁協の組織の部分の中では理事会に相当するような北部地区運営委員会というふうなそういう形の、能代地区の漁業代表者とか八森地区、岩館地区とかそういう人が入ってるそういう組織になってるといふことなんで、意見が出されなかった部分については、まあどういふふうにして催促するのか分かりませんが、まずこういう内容があった、こういう会議だったという話を情報提供して、その上で意見を伺うという話だけですので、そこの部分について来なかったらどうするかという部分は、私に聞かれてもちょっと何と答えたらいいか分かりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まあ建前上はそうだと思いますけども、やっぱりその辺こう、まあオフレコの会話でちょっとこう実際はどうなんだって聞くことぐらいはできるんじゃないですか。この、まあ建前上はそうですよ。ちゃんと文書で質問して回答をもらっていると、それを踏まえて協議会に臨んでいると言われればまあそれ以上は追及はできないと思いますけども、でもやっぱり漁業の影響を一番心配してるのは現場の漁業者ですから、その人たちが本当にね、まあこの事業やるにしろ、やめるにしろ、納得しない限りは、これはやってはいけないと思うんですよ。私も景観と漁業と、まあどっちが大事かという、それはもう洋上風力に関してはですよ、漁業に与える影響が一番心配です。陸上の場合、まあ低周波の問題、いろいろバードストライクとかありますけども、洋上風力の場合、海の中に工場を建てるようなものですから、震動もあるし、廃熱もあると思うし、送電線からの発生する電磁波の問題もあると思うし、非常に未知の部分が多いわけですよ。ですから、そこは専門家を呼んで意見を聞くということですけども、

おそらく参考意見程度にしか聞かないんじゃないかと思うんですよ。なぜ最初からこの協議会の構成員に入れなかったのか、そこが私は非常に不満なんです。これは町長にこの不安言ってもしようがないとこですけどね。なぜ国はこの重要な会議に、海洋の専門家とか海鳥の専門家とか環境の専門家入れないのか。環境省は丘に上がってるんですよ。オブザーバーですよ。ただおまえそこにいて見てろってこういう立場ですよ。わずかに3回程度の会議でもう促進区域に決まってしまうと。ここはもう慎重にも慎重の上、進めてほしいと思います。

この協議会については、まあ私も2回目、3回目も開催されるたびに一応申し込みはして、ちゃんと協議会の様子を見ていきたいと思うんですけども、何せ抽選ですから当たらないともう新聞報道ぐらいで知るしかないわけですけども、どのような会議があったのかということについては、町長の方からもその都度私たちに対して報告していただきたいと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） できるだけ機会を設けて報告したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、2つ目の質問に移らせていただきます。親子が安心・安全に遊べる屋内施設について、まあ八森地区は遊休施設、再利用できるような遊休施設は旧岩館小学校と旧八森小学校ぐらいしかなくて、まあなかなかリノベに頼るような施設はないような話ですけども、昨年も同じような質問をして、まあ町としてもどのようなことができるか検討を進めるという答えでしたが、その検討は今本当に進んでいるのでしょうか。どの程度まで進んでいるか教えてください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これからの先を考えた場合に、峰浜地区にあるから八森地区にもとか、八森地区にあるから峰浜地区もとか、そういう考え方はやめたいと思ってます。これから先、皆さんに非常につらい決断もお願いしなきゃいけないんですが、まあもちろん私それ町長やってるか分かんないんですけど、国勢調査のたびに、5年間ですよ、5年間のたびに毎回10%以上の人口が減少していくと見込まれています。この原因は、要するに人口構造が高齢化に偏ってしまってるってことです。現在、今年7月現在が48.4%で、女性に限っては51.5%かな、そういう形の部分なってるので、そういう状況の中で、どんどん人口が減ってく中で、峰浜地区にあるから八森地区にもとかそういう部分じゃ

なくて、例えばファガスと峰栄館、2つ、もう一回建てるんですかっていうそういう形だと私は思っています。で、子育て環境の部分については、これ別の形の中でサービスできないかな。今、八森地区でないですけど、あいあいの子育て支援センター、これも子育て世帯包括支援センターの流れの中でどうするか今いろいろ悩んでますけども、そういう部分を一つの中で、町内一つの部分でこうやっていけないかなっていうふうなそういう思いをしています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 別に張り合っただけ、峰浜にあるからおら方さもというそういう発想じゃないんですよ。そういう次元で言ってるんじゃないで、なるべく近いところに遊び場があればいいなと、雨降っても雪降ってもね遊べる施設があればいいなというそういうまあ希望ですね。やっぱり子育てしてるお母さんたち、お父さんたちもですけど忙しいですから、なるべく近くにあればいいなというそういうまあ希望なんですけども、ただ私もね、その同じ機能を持ったものを八森に造って峰浜にもって、そういう発想は私ありませんよ。もしできるのであれば全然また違った機能のものができれば、もし余ってる施設で使用方法がまだ決まっていないうようなことかあれば、そういうところうまく活用できるんじゃないかなと。まああるものをうまく活用して、その子育て世代の、まあ子育ての支援をして、町長の政策の柱の一つである若い大人ですね、そういう魅力的な遊び場があれば、たぶん若い大人も八峰町は子育てがしやすいとこだからということであるかもしれないので、やっぱり財政的に苦しいのは分かりますので、なるべくコストパフォーマンスのいいものを知恵を絞って考えていただけないかというそういう願望です。

それで、やっぱりね、このまちづくりに大きく絡むことなので、若い人の意見をよく聞いてほしいんですよ。私ちょっとね、去年の12月の一般質問中途半端に終わってしまいましたけど、若者の感性をね生かして、まあある一つの問題に対して諮問するというそういう堅苦しいものじゃないです。こういう問題があるんですけど皆さんどう、何かいい意見あったら言ってくれませんかという、そういうちょっとカジュアルな感じの若者デザイン会議というのを作ったらどうかなという、そういう提案なんです。ちょっと私、舌足らずで伝わらなかったんですけども。で、まあ八峰町はね地域おこし協力隊が今年全然、まあコロナの影響もありますけど、募集してもなかなか集まりませんよね。まあ手を挙げてきた人が何人かいるのか分かりませんが、募集の仕方もやっぱりも

う一工夫必要だと思ってまして、具体的にこういう課題があるので、例えばです、八峰町に気楽に集まれるカフェがない。カフェにこだわるわけじゃないですけど、カフェがない。だからカフェのオーナーになってくれる人いないとかね、もっと具体的に出せば、おそらく手を挙げる人がいるかもしれない。そういう人材をうまく使って、町の課題の解決に協力してもらおう、こういうことも考えてもいいんじゃないでしょうか。従来の発想でなくて、まあ物を造るお金がないのであれば、まあ別に遊休施設じゃなくてもどっか空き家をうまく使うとかね、柔軟なその若者の発想をまちづくりに生かしてほしいと思うんですよ。まあ郡内、能代山本にもいろんな優秀な地域おこし協力隊が来てて成果を出してます。町民ともうまくつながってますし。八峰町は、まあ協力隊のOB3人いますけども、1人は起業して、あそこでグランピングの宿をやってますね。もう一人は役場職員になって、もう一人は観光協会で働いて、みんな地元に着いて、まちづくりの方も考えてるとは思うんですけども、もっと積極的に活用してですね意見を求めてほしいんです。たぶん求められればやっぱりそれはうれしいと思いますし、任期が終わって、何かもうそのまま空中分解という状態なので、もう少し有機的に生かしてほしいなと思うんですけども、その協力隊の件でちょっと町長の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 協力隊の話は通告になかったもので、しょうないんですけど、事実来てないのは確かでありますので、その部分については、来てもらうためにもうちょっと工夫できないのかは検討していきます。

で、若者の意見をまちづくりに反映させるという部分については、私、大賛成であります。で、そういう部分もあって、去年の12月の時には、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも若い人方を入れてというふうなお話をしました。それで入れて作ってもらいました。そして今回、第2次総合振興計画の後期計画策定しております。その中でも、まち・ひと・しごとの若者は全部入れました。で、今まで私が前回のその総合振興計画作った時にいたメンバーは、ほとんど入れませんでした。若い人方、何とか会の会長とかそういう形でなくて、その下の実務的にやってる人方、そういう方々を主に選んでおりますので、そういう形の中で意見をもらいながら、そういう町の最高計画ですので、そういう部分に生かしていきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） やはり若い大人を増やすためには、その当事者である若い大人

の意見を積極的に取り入れていかないと、やっぱりもうこれからどんどん人口減少が進んでいきますので、何としても食い止めないと町の未来はないと思いますので、その辺よく、まあ地域おこし協力隊に限らずですね、若い人たちの意見を積極的に求めていく姿勢は忘れないでほしいと思います。

- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めますか。
- 3番（奈良聡子さん） 以上で質問を終わります。
- 議長（門脇直樹君） これで3番議員の一般質問を終了します。

換気のため休憩いたします。1時55分より再開します。

午後 1時49分 休 憩

午後 1時55分 再 開

- 議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

4番議員の一般質問を許します。4番腰山良悦君。

- 4番（腰山良悦君） 傍聴者の皆さん、午後からお疲れところ、どうもご苦労さまでした。

そうすれば、通告に従いまして質問させていただきます。4番腰山です。よろしくお願ひします。

2点質問させていただきます。

1点目であります。新型コロナ禍における今後の支援はということであります。

新型コロナの感染が東京はじめ大阪・北海道など全国的に拡大する中、その影響により町の景気も依然として低迷しているように感じます。町は今後も継続して事業者や収入減になられた住民の方などの支援が必要と思われるが、町は現状をどのように認識し、今後も支援の考えをお持ちか、伺います。

次に、これまで各種イベント・事業の中止・延期により減額となる補助金はどのくらい見込まれているのか。また、それを今後コロナ対策支援の財源とし使う考えはないか、伺います。

次、2点目です。岩館子ども園跡地における防災センター（仮称）建設の方向について伺います。

岩館子ども園は、統合により解体されてから数年経過しました。当初、防災センターの考えは、地域の消防団からの要望であったと記憶しております。その後、地域の人た

ちも関心を持つようになりました。前町長における町の計画では、改善センター、体育館の解体を見据えて防災センターのあり方を検討するということでした。現在、町はどのように考え、どのような計画で進められるのか、伺います。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 腰山議員のご質問にお答えします。

まずは、「新型コロナ禍における今後の支援」についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、八峰町においても、観光客の急激な減少、ゴールデンウィーク等の繁忙期における休業、様々なイベントの中止や宴会の自粛などにより、観光関連産業、特に宿泊業や飲食業が大きなダメージを受けましたが、9月頃からは、国の「Go To Travel」、県の「プレミアム宿泊券や飲食券」、町の宿泊助成などにより、宿泊分野については持ち直しの動きを見せております。

しかしながら、新型コロナウイルスへの感染拡大が今なお続いており、これまでで一番高い第3波が到来し、宴会や行事、イベントなどの中止が相次いでいることもあり、これらに関連する小売業やサービス業などへの影響がじわりじわりと広がってきていると認識しています。

経済対策については、これまでも「事業継続臨時交付金」や「雇用維持臨時給付金」などにより事業の継続や町内に住んでいる方々の雇用の維持を支援し、一定の効果を上げていると考えておりますが、今回の第3波の到来による年末年始の経済活動への影響を想定した時に、個人事業者等も含めたさらなる支援が必要と考えています。

このため、6月補正予算に計上し実施した「事業継続臨時交付金」の支給基準を一部見直ししながら、現在の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の中で、「第2次事業継続臨時交付金」として対応することを検討しているところです。

さらに、新型コロナウイルスへの感染が全国的に急激に拡大し、第3波のピークが見えない状況にあり、現在落ち着いている秋田県内においても、いつ何が起こるか分からない状況にあり、今後の経済対策についても、先般国が閣議決定した追加経済対策の第3次補正予算の動向などを見極めながら、町内事業所等への支援策をタイムリーに構築してまいりたいと考えています。

なお、国の経済支援策には、雇用調整助成金や有利な経営安定資金の貸し付けなど、

様々な企業支援策が整備されておりますので、白神八峰商工会とも連携しながら情報提供に努めてまいります。

また、収入減となった住民の皆様への支援については、新型コロナウイルス感染症の影響による雇い止めや離職、または勤務調整等により収入減を強いられたなどの相談が、町の新型コロナウイルス総合対策室や商工会へも寄せられていない状況ですので、国や県、近隣市町村の動向に着目してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで中止や延期になった事業予算の減額については、6月補正予算と9月補正予算において、合計で2,069万1,000円となっています。

これを「新型コロナウイルス感染症対策の財源に」というご提案ですが、現在までの町の感染防止対策事業や経済対策事業については、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」で対応できておりますし、国ではさらに今年度の第3次補正予算と来年度予算とを合わせて約30兆6,000億円を計上するとのことですので、まずは国からの交付金を有効に活用しながら対応していくこととし、不足するようであれば町の財源を投入する必要があると考えています。

次に、岩館地区防災コミュニティセンターについてお答えします。

岩館地区防災コミュニティセンターについては、平成29年3月に策定した「八峰町公共施設等総合管理計画」の中の個別施設計画において、岩館生活改善センターに代わる施設として位置付けており、「生活改善センター、岩館子ども園、岩館体育館、第15分団器具置場を除却して新たに整備する。」としています。

また、私が平成31年1月に開催した岩館第二自治会との「町長と語る会」におきましても、建設時期についての質問があり、「平成31年度は峰浜地区統合こども園建設事業に着手するため、予算的に窮屈な部分があるが、そう遠くない時期に着手したいと思っている。」という旨をお答えしています。

これらの経緯を踏まえ、事業の着手時期について慎重に検討してまいりましたが、峰浜ポンポコ子ども園が完成し予算化の目処が立ちましたので、令和3年度及び令和4年度の2カ年事業として着手したいと考えております。

また、本年10月に関係自治会長と意見交換会を開催し、事業を進めるにあたっての関係各課の役割分担と事業計画の基本方針、おおよその事業予定を説明し、ご意見を伺っております。

今後の進め方についてであります。本定例会に防災コミュニティセンター基本設計業務委託料を含む補正予算を提案しております。この業務は、関係自治会からの要望を踏まえた適切な建物の規模や備えるべき機能を検討するほか、当該建物が岩館地区の防災拠点となることから、建設予定地及び周辺の土地について地盤調査を行うこととしております。

基本設計に基づく建物の概要につきましては、適切な時期に議会に報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（門脇直樹君） 4番議員、再質問ありませんか。4番腰山良悦君。
- 4番（腰山良悦君） 1点目について再質問させていただきます。

地方創生臨時交付金によりまして事業継続臨時交付金を支給するというような考えをお持ちですけれども、いつ頃それを実行されるのか。そして、どのくらいの規模、金額の規模を考えておられるのか。その点と、それとあと地方創生臨時交付金ですが、残高はどのくらいあるのか、その点を教えていただきたいと思います。

- 議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 腰山議員の再質問にお答えします。

事業継続臨時交付金につきましては、今現在、前回の部分は1カ月間の前期、前年度との比較でやったものですから、いわゆる業種によっては、腰山議員のお店のように毎月売り上げあるとかそういう形でなくて、その月だけ受注があって、大きな例えば建築関係であれば、そういういろいろな問題が出てきましたので、今回の場合はそういう形でなくて、数カ月間連続した前年度比較の中で、まあ一定の割合、まあこの辺はこれから検討しますが、そういう形の中でやっていきたいと思っております。財源は、今回雇用維持臨時給付金4,000万円ほど予算計上してましたけれども、その部分がほとんど使われなくて消化率が6%ぐらいなってますので、その部分の財源、同じ節にありますから、その部分の財源で対応したいと思っております。

ちなみに、前回の1次の雇用維持臨時交付金については、三千六、七、八百万円ぐらいだと思いますけど、まあそこまでは行かないにしても、どういう形で影響受けられるのか。一番心配なのは、この先がどうなるかっていう部分が一番心配されてる方多いと思っておりますので、まあそういう部分も含めて、今あって、1月頃から募集を開始して、早ければ、早く申請された方は1月中には交付できますし、遅くとも2月中には交付を終えたいというふうなそういう段取りで考えております。

どのくらい予算残ってるかという部分については、割り当てられた金額がトータルで……ちょっと企画財政課長の方から答えてもらいます。限度額は2億5,200万円で、それを上回った形の中で予算組んでると思いますが、その消化率が現在半分ぐらいでありますので、ただ、全部使い切ってしまうと分からないので、どのくらい余るかどうかわからないですけど、少なくとも雇用維持の部分が4,000万円の予算に対して数百万円しか使っていないので、この部分は三千数百万円残ってますから、その中での対応できますし、これからあと、いろんな部分の入札差額も出てまいりますから、その部分でやりくりができますから、その要件にかなう企業については全員に応援できるというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） 高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、ただいまの腰山議員のご質問に対して、町長の回答にちょっと補足したいと思います。

はじめに、第1次配分としまして7,944万9,000円配分されておりました。で、2次配分分としまして2億5,205万4,000円。合わせまして3億3,150万3,000円が八峰町の限度額として示されております。

そして先ほど説明にありましたとおり、雇用維持臨時交付金につきましては、9月議会におきまして4,000万円予算の方措置しておりました。ただし、これに対しまして実績が4件であり、支出額が259万円となっております。こちらの方ですが既に申請期間終わっておりますので、その部分につきまして3,741万円ほど不用額となっておりますので、先ほど町長の方から説明ありましたとおり、あ、3億じゃないな、3,741万円不用額としてとなっておりますので、先ほど町長の方からも説明ありましたとおり、こちらに関しては同じ款項目節の中での予算でありますので、新たな対策はこちらの方の不用額を利用して行っていきたいというふうに思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 大体説明で分かりました。大体でない、説明で分かりました。

それでですね、実は私の考えなんです、まあ今回は事業者の継続臨時交付金ということで考えておられるということですが、それ以外にあれですか、例えば住民の方、個人の方でいろいろボーナスのカットや減額、また非正規の人方が減収と、そういうような形で困っているという人方も、私、いると思います。はっきり声出しては言わないけれども、おると思っております。それで、そういう人方に経済面で安心して生活できる

ようにですね支援を考えていただければよいのではないかと、そのように思っております。例えば現金給付とか、それから商品券の給付とか、そういう形での考えを持って、もし予算がありましたらそっちも合わせてやっていただければ住民の方々は喜ぶのではないかと、そういうふうに考えておりますが、町長の考えを伺います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 現実の問題として、まあ商工会、それからうちの方のコロナウイルス総合対策室、そういう相談が全く寄せられてないんです。それと、先ほど執行率、まあいわゆる6%ぐらいの雇用維持の方、あの部分が30%以上、半年間の中で30%以上売り上げが減少した中で、正職員に10万円ずつやる、支給する、支援するというふうな制度なんです、これがほとんど申請来なかったっていう部分がちょっと気になって、2つ理由考えられるんですが、1つは、3割減になっていない、半年レベルで考えた時に。で、もう一つは、正職員がそもそも少ないんだというふうなそういう2つほど考えられる部分があるので、まあそういう部分で雇い止めだとかそういういろんな、新型コロナで倒産して失業であったとか、そういう方々とかという部分の相談がまだないので、まだそういう部分の深刻さがないのかなというふうな、ただじわりじわり来てるのは間違いないので、で、腰山議員の提案の部分で、これは例えば人口7,000人の人に1人10万円を支給するとすれば7,000万円かかります。ですから、国が一番最初に住民1人頭10万円を支援した部分は、これはものすごいお金になりますので、そういうやり方は今の町の今ある新型コロナウイルスの関係の国の交付金活用したとしても、かなり無理があると思いますので、その部分は今のところ考えておりません。ただ、本当に収入減ったとかそういった場合にどういう形でこうその部分を調べて、そういう方々に支援するかという部分は、これは非常に難しいので、それで先ほど、ほかの市町村とか県の方の対応の部分をちょっとアンテナ張って見て、そういう動きがあれば、こううまい形であれば真似てやればよいなというふうなそういう気持ちでお答えしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 町としての的確な状況収集といいますか、判断によって、今後もしできるようであれば考えていただきたいと思います。これで1問目の再質問を終わります。

次、2問目の再質問をいたします。昨日の補正で設計業務委託料が計上され、承認したわけなんです、このことであれなんです、何ていいますか、町として自治会長か

ら来ていただいて、何ていいますか、要望、要望といいますか、要望を聞いて、いろいろ話し合いして説明したというような話でしたが、やはりこれは自治会長だけの判断では、何ていいますか、あれする、決断するものではないと私は思います。やはり消防団、それから住民の人方から集まっていただいて、どのような考えでいるかということ把握して、それに基づいて町が計画を進めていくということが一番私は大事だと思いますが、何か町のやり方が逆なような感じするんですよ。それでこの設計料、委託料を計上してて、何か本当にちぐはぐだやり方じゃないかなと。最初の段階に問題があるのではないかというように私思ってるんですが、町長答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、町長なった時に加藤前町長と引き継ぎして、懸案事項というふうな形ありました。それで皆さんも知ってると思いますけれども、八峰町の公共施設等総合管理計画、平成29年3月に策定したのですが、その中で、まあ答弁もしましたけれども、岩館生活改善センターのところについては、「当該施設、岩館子ども園、岩館体育館、第15分団器具置場、岩館第一を除却し、新たに岩館地区防災コミュニティセンターを整備する」って書いてるんですよ。検討するとかそういう部分じゃなくて、はっきり「整備する」って書いてるもんですから、当然私とすれば、前町長からも、子ども園の後は給食センター、その後はこれっていうふうな形の部分の申し送りもあったもんですから、ここの部分で私とすれば議員の皆さん部分では承知していることなのかなというふうな形は思ってたんですが、ただ昨日の補正予算の部分で須藤議員から指摘された時は、そうだよなって、やっぱり事前に説明しておく必要がある事項だよなっていうふうな形で思ったもんですから、ああいう形を答弁いたしました。まあ実際に、ここの部分で検討するとかそういう形でなくて整備するっていうふうな形で、時期は書いてませんけれども、うたってるもんですから、私とすれば当然議会の方の皆さんの方も、整備することについては了解していただいているんだなというふうな形での部分では思っていました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 町長が理解されてる、認識していると言いますが、それはちょっと、まず方向性は、造るということは決まって、造っていただくということは決まっておるようですが、結局それ、造るまでのその過程といえますか、その点でやはり私はうまくないのではないかなと、そういうような感じしておるわけなんですよ。やはりもっ

と地域の声を聞いてですね、それに基づいてやるべきだと。その点、町長やっぱり理解不足っていうか、前町長からの申し送りで造ると、それはそれでいいですけども、やはりその点ちょっと私は違うと思いますけども。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今ある岩館地区防災コミュニティセンター、この部分の中身分かるのは、この部分だけなんです。で、その部分で、まず住民の皆さんに説明するにしても、言葉だけの説明なんです。経緯と、今まで、まあこれの計画に載せて、それから各自治会からの要望があってこういう回答をして、そして語る会でこういう形にしてとかそこまで、まだどういう形にするのか分からないので、今の補正予算であげた部分については、その基本設計をまとめ上げる中で物があって初めて相談成り立ちますので、その中で相談していくっていうふうな形の中で考えておりました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） まあいずれにしても、早急にですね、もう一度地域の声を聞くというような、そういう場を設けていただければ、地域の住民もある程度理解できると思います。ただ造るといふようなことであっては、ちょっとやっぱり後々また問題起きてくる可能性もあると思いますので、その点進め方として、すいません、お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 最初の町長と語る会の第1号が岩館第2自治会だったんです。で、その部分での話の中で、住民の総会の時に始まっている冒頭でやりましたので、住民の皆さんも造るっていう部分に関しては受け止めていると思います。今、住民の声を伺うべきかっていうことで、今の段階でどういう施設にするかの部分については、これはやっぱりすぐにはイメージ湧かないので、ある程度のものを出して初めてその部分で意見がいろいろ出てくると思いますので、最終形態の部分については住民の意見を十分取り入れた形で、特に避難所機能については、岩館の場合は岩館小学校まで上がっていったら大変な状況ありますので、できるだけ近いところにそういう避難機能も含めたそういう施設が必要だというふうなそういうお話もあったもんですから、私としても「そうだよな」というふうな形の中で進めてきておりますので、議員おっしゃるような部分の住民の声は十二分に聞いていきます。でもその部分でもある程度のものがないとなかなか、ただ口頭でこういう部分をやるといってもなかなか住民の声が出てこないんで、その部分では住民の相談になれるもの、意見を伺えるようなもの、その部分の、基本設

計って名前つけたから問題あるんですけど、そういう形の部分で作って、その作り上げの過程の中で住民の意見をこう聞きながら、その部分を取りまとめていきたいというふうなそういう形で考えてます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番 腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） まあ皆さんが喜ぶ、喜ぶといますか、納得のいくその良いものを造っていただけるものと期待して、これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（門脇直樹君） 4番議員の一般質問を終了します。

7番 見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 発言させてもらいます。

先ほどの午前中の私の一般質問の中で、陸上風力発電の質問の際に、能代中継所地上デジタル放送エリアの電波塔のところで、ちょっとインターネット見ればオリヤマって言ったんですけども、これが間違いで、「幟山」、幟りの旗を立てる「幟山」の登でしたので、私の発言の中身を訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（門脇直樹君） ただいま見上議員より議事録文言の修正の要望がありましたが、皆さんよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） それでは、議事録を修正してください。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月18日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時26分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 1 番 水 木 壽 保

同 署名議員 2 番 山 本 優 人

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

令和2年12月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和2年12月18日（金曜日）

議事日程第3号

令和2年12月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 高杉 泰治
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 山本 節雄
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 工藤 善美
生涯学習課長 山本 望	学校給食センター所長 田村 高夫
あきた白神体験センター所長 山内 章	防災まちづくり室長 内山 直光
新型コロナウイルス総合対策室長 石上 義久	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船 山 厚 子

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 皆さんおはようございます。久々の1番でちょっと緊張しておりますが、頑張って質問したいと思います。

議席番号2番です。山本です。通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、風力発電事業について。

新型コロナウイルスが経済活動に広範囲な影響を受け、終息も見えない中、地域活性化の起爆剤として能代山本地域では風力発電事業の設置計画が進んでおり、秋田港・能代港では、港湾区域内において今年2月には秋田港・能代港における洋上風力発電の実施が決まり、能代港に20基、秋田港に13基建設する国内初の商業ベースの大型洋上風力発電プロジェクトの設置が、丸紅を筆頭に13社が参加し、秋田洋上風力発電株式会社の建設が始まっております。また、能代市・八峰町両市町の農地には、最大25基建設する陸上風力発電事業、白神ウインド合同会社が計画し、先月の19日に能代市農山村地域再生性エネルギー共生協議会の中で、「風力発電と地域農業の共生のため」として、白神ウインド社が農業振興として5億円を拠出し、事業の認定申請が進んでおります。関係する八峰町でも、農業との共生のための振興計画を立案し、振興資金を獲得すべきと考えます。

一方、洋上風力は、一般海域における洋上風力発電についてのルールを定めた再生エネルギー海域利用法に基づき、「能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘沖」の洋上風力事業者を公募し、事業者の選定が進んでいます。

再生エネルギー海域利用法は、国土交通省と経済産業省が、一般海域のうち洋上風力発電の導入準備が整った促進区域を指定。その地域において国が公募占用指針を作成します。その後、公募によって事業者を選定する流れを規定しております。県では、平成26年度に設定した候補海域の一部を秋田県漁協から再生エネルギー海域利用法で定める協議会への参加に同意を得た上で国に情報提供を行っていると聞いており、既に開催中の法定協議会において、秋田県漁協等の利害関係者を交えて具体的な協議を実施している最中と公表資料で承知し、「能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖」では現在公募をされております。

こうした中、現時点で有望な区域とされている八峰・能代沖が促進区域としての選定を目指し、準備が進められており、先月の17日に第1回の法定協議会が開催されましたが、既に協議が終了し、公募の3海域の合同内容をそのまま踏襲するのではなく、地元が風力発電設置の受け入れを同意するための活性化策としては、地域の漁業など産業発展、地域経済に貢献がなければ住民の理解は得られないし、景観、騒音、低周波などの住民不安を抱えたままでの受け入れには、設置事業者が住民サービスにいかに関係協力をするかにかかっているのかに尽きると思います。しかし、残念ながらその設置事業者の評価選定は別の機関が行うことになっていることに、一抹の不安を感じています。選定された事業者が法定協議会で協議された地域貢献策を確実に遂行してもらえるのか。その選定事業者が当町の漁業、そして町の活性化に協力する事業者なのか、確約が得られないまま選定委員会が事業者を決定することとなります。

また、洋上風力においては、八峰能代沖と言われていますが、実際に設置される風車の数の比率は能代沖の方が多く設置されると予想されますが、実際の影響の度合いは八峰町の方が大きいのであります。能代港北側からの海面での操業をしていて少なからず影響を受ける八峰町漁業者との共存共栄の協調、景観上最も変容するであろう鹿の浦展望台などからの日本海の眺望の変容によるストレスなど、八峰町民の景観への代償としての活性化協調は少なくない額と見積もります。ところが、売電売り上げの0.5%案で同意する方向の法定協議会の意見には落胆しています。実際のところ、協議会での町、漁業者からの要望の内容、出捐される基金の管理会の委員構成の構想並びに基金の使用目的の構想を示してください。

次に、産業振興条例の制定について。

八峰町の農漁業従事者は、多分に漏れず後継者不足による高齢化が進み、10年、20年

後の町の農漁業を考えると非常に暗い影を落としております。農漁業従事者の高齢化に伴う担い手不足問題は、日本の農業、漁業が抱える共通の問題であります。農業後継者不足による農業従事者の高齢化は、耕作放棄地による農地の荒廃を誘発し、鳥獣被害と合わせて耕作面積の減少が進んでおります。町は、総合振興計画において、農地集積・集約化を重点課題の一つに挙げ推進していますが、進んでいるのでしょうか。また、農地中間管理機構を介した農地の貸し借りについても、目を見張る結果があらわれていない状況です。まだまだ関係者への説明が必要であり、農業者の農地に対する愛着は理解できますが、農地の善良な維持管理を推進するためには、農業者の理解を得て農業生産意欲のある担い手に耕作を任せることが、八峰農業の発展には重要ではないかと考えます。また、漁業に至っては、新規の漁船漁業の漁業者は全くといっていいほどいない中、漁獲金額はかつての3分の1になり、底曳き網漁業を除けば後継者はゼロであります。

こうした農漁業の果たす役割と重要性のため、町農業、漁業の将来方向の位置づけを明確にし、農漁業の振興に関する施策の総合的、計画的な推進を図り、農漁業者の経営安定と生活の向上、豊かで活力のある農業・農村、漁業・漁村の構築をしなければならないと考えます。そのためには、農業・農村振興条例、漁業・漁村振興条例並びに農業・漁業振興協議会の設立の考えがないか、質問をいたします。

以上2点、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。傍聴席の皆様には、昨日に引き続いて今日も大変足下の悪い中、また寒い中、こうして傍聴していただきまして誠にありがとうございました。

それでは、山本議員のご質問にお答えします。

あらかじめの通告の内容よりもかなり深掘されてる部分もありますので、とりあえず通告いただいた内容部分についての答弁をさせていただき、その後で再質問等で議論を深めていければと思いますので、よろしく申し上げます。

山本議員のご質問にお答えします。

はじめに、「風力発電事業」についてお答えします。

1点目の「陸上発電と洋上発電に対する町要望の内容は」についてであります。現在八峰町には、陸上風力発電として、沼田地区に7基建設し平成31年2月から商業運転

を開始した「八峰風力発電所」、目名潟地区に2基建設し令和元年5月から商業運転を開始した「峰浜風力発電所」、同じく目名潟地区に1基建設し今年3月から商業運転を開始した「八峰目名潟風力発電所」があります。また、能代カントリークラブから水沢川手前までの海岸線や大槻野から内坂周辺の県道常盤峰浜線沿線などに9基建設する、「白神ウインド合同会社」が計画している「能代山本広域風力発電事業」もあります。

既に商業運転を開始している風力発電については、私が町長になる前に計画が進められてきたものであり、町がどのようなお話をしたかについては承知していませんが、「白神ウインド合同会社」には、風車の設置場所について、住民の暮らしや自然環境や景観に配慮することや農地を避けていただくことをお願いするとともに、環境アセスメントを確実に実施すること、住民と適切なコミュニケーションを図り、住民の不安等に対し丁寧に説明することなどをお願いしております。

また、洋上風力発電については、洋上風力発電を計画している事業者が八峰町へ挨拶に来られた際には、洋上風力発電を受け入れる地域の電気料金が安くなればいいのか、ハタハタは私たちにとっては特別な魚であることとか、漁業が大きく衰退してきていることなどをお話しています。

ただ、洋上風力発電を実施するには、漁業協同組合等の先行利用者や周辺市町村などで構成する「再エネ海域利用法に基づく協議会」において、洋上風力発電事業を実施できる「促進区域」を指定し、入札により1社が選定されることになっており、具体的な要望は入札で選定された事業者との調整になると思っていますので、八峰町へ挨拶に来られる事業者に対しては、陸上風力発電と同じく、住民の暮らしや自然環境や景観に配慮するとともに、環境アセスメントを確実に実施することや、住民と適切なコミュニケーションを図り、住民の不安等に対し丁寧に説明することなどをお願いしております。

2点目の「陸上発電に伴う農業振興策の要望内容」についてお答えします。

現在商業運転している風力発電については、全て海岸線に沿って建設されていることもあり、風力発電事業者全てに対して、農業振興策についての要望は特に行っておりません。また、能代山本広域風力発電事業に対しても同様であります。

3点目の「洋上発電に伴う漁業振興策の要望内容は」についてであります。先月初会合が開かれた「法定協議会」において議論されていくものと考えています。

ちなみに、先行地域である「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における協議会」においては、「公募により選定された事業者に対し、今後設置される基金へ20年間の電気

を売った収入と見込まれる額の0.5%を目安に出捐し、地域や漁業との協調策を講じること、関係漁業者や学識経験者等の意見を聞きながら発電による漁業への影響に配慮するための漁業影響調査を行うこと」などが取りまとめられております。

4点目の「企業が出捐する資金の管理団体の構成の考え」についてであります。今後の法定協議会における協議がどのような方向に行くかまだ分かりませんので、また基金が設置されるかどうかは決まっておられませんので、これからの議論になると思います。

ちなみに、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における協議会」においては、「選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置や基金を通じた取り組みも含む基金の運用に際して、公平性・公正性・透明性を確保すること」と取りまとめられております。

5点目の「その出捐金等の使用目的の考え」についてであります。これからの議論になると思います。

2問目の産業振興条例の制定についてお答えします。

農業や漁業については、これまでも本町の基幹産業と位置づけ、「第2次八峰町総合振興計画」や「第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき計画的に事業を推進しているほか、農林漁業を持続可能な産業とするため、全事務事業について「農林漁業の担い手を確保する」という視点を盛り込みながら予算編成を行っております。

それぞれに厳しい課題はありますが、今後も八峰町の基幹産業として振興を図ってまいりたいと考えています。

ご質問の農業・農村振興条例、漁業・漁村振興条例、農業振興協議会、漁業振興協議会については、洋上風力発電の関係で設置されるかもしれない基金が根底にあるとすれば、第1問目でお答えしたように漁業振興策がメインとなりますので、農業・農村振興条例と農業振興協議会は必要ないものと考えます。

漁業・漁村振興条例についても、制定したとしても具体的な事業を盛り込まない理念条例になると思いますので、もとより漁業については基幹産業と位置づけており、改めて条例で漁業の重要性等を位置づける必要はないものと思います。

漁業振興協議会については、まだこれからの議論であります。漁業振興の当事者である漁業協同組合等から要望があれば、前向きに検討してまいります。

(「議長、すいません。ちょっといいですか。」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 休憩いたします。

午前10時21分 休憩

.....

午前10時22分 再開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開します。

2番議員、再質問はありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） はじめに、能代市の、まあ能代市というか、能代と大槻野にできる風力発電の関係で能代の協議会、先日あったわけですけども、あの時点の結果、新聞報道では、まあ主力会社の大森建設が5億円の拠出をすると。で、その農村振興のために使ってもらいたいということだわけですが、で、そのために各、まあ関係っていう、能代市と八峰町が関係するわけですから、その農業の振興のための計画を出してほしいというふうな内容の記事だったと思うわけですよ。それに対して計画が全然出してないというふうな答弁だったんですが、その辺についておかしいのではないかなど。既にあいうふうな設置計画があった時点で、そういう振興計画っていうものがあるべきなのに、未だにないという、出してないということ自体が変だなと思うわけですが、その辺まずひとつお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 答弁の前に、奈良議員から指摘されましたように、私、「白神ウインドパワー株式会社」というふうな形で答弁いたしましたけれども、正しくは「白神ウインド合同会社」でありますので、訂正してお詫びを申し上げたいと思います。

それでは、今の山本議員の再質問にお答えいたします。

能代市の部分については、農地に建設する部分がありますので、これは再エネ海域利用法と同じように、農地におきましても風車を建てる区域を指定できるようになってことで、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律っていう部分が農林水産省で作っております、ここの部分については再エネ海域利用法と同じなんですが、まあ優良農地の確保に支障を生じないような区域、あるいは、その風力で農地の部分に使って発電をした部分については、その売り上げがあった電気の中からその農業振興策、こういう部分をいろいろ議論する、そういう協議会を設置して意見交換するっていう形になってます。あと、八峰町の場合は、先ほどもお答えしたとおり農地には建てておりませんので、基本的にはこの法律の適用除外になってますから、そういう意味で、私どもの方ではそういう計画は作っておらないというふうな

そういう形で答弁いたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ農地ではないということで適用除外だったということは理解しましたが、でもですね、農地ではなくても、その周辺は農地だけですね。で、風車っていうのがですね、やはり地域との共生を図らなければならないし、地元のその同意、まあ住民の同意っていうものも当然必要になってくるわけですよ。だとすれば、まあその農地ではないと言いながらも、やはり地域住民のためにはそういうふうな共生のための協力っていうものが必要なんではないかなと思うわけですよ。その辺の協議っていうのは何もなされてないと私は感じるわけですけども、町長としてはその辺不十分だと思いませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 実際問題として、この農林水産省版の再エネ海域利用法みたいな、この法律に基づくような議論の場では設置しない、しておらないものですから、先般新聞に出たような形の事業者からの5億円の基金とかそういう話にはなっておらない。あと地域との部分については、事業者が個別にいろいろ地域の自治体等と相談しながら、まあ正確な数字とか分かりませんが、例えば沼田の部分については協力金みたいなそういうお金を支出してる例がありますので、その部分については、町がその中に入って決めてるんじゃなくて、事業者とそれぞれの地域の中でいろいろ協議して進められていってるというふうに理解してます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） そうすれば、今後、大槻野周辺に建つであろう部分については、その地域の関係者に対しても地域の協力金みたいなものが期待されるというふうに理解していいわけですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これはまだ私の方確認しておりませんが、少なくとも沼田自治会、それから目名瀉自治会、そちらの方にはそういうお金が入っております。利用料みたいな形で入っておりますので、まあそういう形の部分はあると思いますが、ただ現実問題として、事業者とその地域がどのような話し合いをされて、どのような結果になっているかの部分については聞いておりませんので、その辺は分かりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあいずれにしても、地元のその近い所に、住民はそれなりの条件っていうか、まあ要望あるんだろうと思いますけども、町としてもですね、やはりその辺は町に対してもですね、町に対してもそういうふうな協力っていうものを要求するべきではないかなと私思うわけですよ。まあこれは今話の途中なので、まあ協議の途中なので具体的にああせこうせとは言えませんが、それは要望するようにしてもらいたいと思います。

それですね、まあそれと同じようなことで漁業面、まあ洋上風力の件ですが、まあいろいろ今まで何だ、漁業者の反対している意見があるとか地元の景観が悪くなるからどうのこうのという、まあいろんな意見が各議員からも出てますけども、今のところ、もう既にですね協議会にもう参加している。で、漁協そのものが参加している状態にあつてですね、もうそれは既成の事実として受け入れる前提で話し合いが進んでるというふうに思ってるわけですね。そうするとですね、それに対して、じゃあその見返りとしての獲得というものは、その漁業振興に対する部分しかないわけですよ、漁業者として。だとすると、いかに漁業振興のための資金を得るか、これに尽きるわけですよ。

で、現在の漁業の状態を若干説明すればですね、まあ共同漁業権というのが漁協では保有してますけども、これは沿岸から約2,000mの沖合までの範囲を言います。で、水深が大体30m以内なんです。これが漁協が管理する共同漁業権というものだけですが、そこに対して設置するわけですけども、その共同漁業権の中での操業実態というのはほとんど今なくなってしまってるんです。活用されてない。昔はですね、キスのコギ刺しとかカレイの刺し網とか、まあ結構沿岸漁業者が盛りいてあったわけですが、ほとんど今はない。数えるほどしかない。まして、実態、操業実態のない峰浜漁協、旧、そこには漁業者がいないんですよ。まあ漁協の名前はあるけども実態の漁業者はいない。まあ専業者ですね。そういうふうな状況の中で漁業者が全くいない海域だからこそ、洋上風力を設置する場所に選定されてしまったわけですね。それが秋田県という不幸な漁業の状況だけなんです。で、そういうふうに使われてない漁場だからこそ、そういうふうに洋上風力を設置されてしまう、選定されてしまうふうな状況になったわけですけども、そのためにこれから全く、まあ先ほどの冒頭の私の質問の中にもありましたように漁業の後継者が全くいない状況では、八峰町の漁業がもう衰退していく一方になるわけですね。ですから、そのため、それをなくならないようにするためには、いかに事業者からその協力金を得て漁業再生をさせていくかということに尽きるわけです。ですから、まあそ

れを代替にして、代替っていうか、まあ代償を得てですね、養殖漁業とかそういう安定した漁業生産で担い手が生まれてくるような環境というふうなものを作らざるを得ないということで、その事業資金を得る努力、それが必要だと思うわけですよ。

ところが、既にまあ公募の始まった本荘、能代、三種沖、まああちらの関係で、資料によればですね売電売り上げの0.5%、それで妥結しているということに対して非常に私は不満を持ってるわけですが、町長その辺のいきさつとか町長の考えはあったら答弁ください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず漁業が急激な衰退してきたという部分に関しては、私も数字で議会でも何度もお話していますので、そのとおりです。それと後継者がいない。この部分については、まあ県がやった調査の中では、個人漁業者の9割以上が後継者がいない。したがって、その今やってる方々が高齢なって漁業をやめてしまえば、漁業そのものが底曳き網ぐらいしか残らないっていう形が見えてるわけです。だからこの部分については私も非常に憂慮していて、県漁協の組合長にもいろんな話をしてるんですが、その中で一番障害になってるのが、議員も十分ご承知だと思うんですが、新規に漁業者を、漁業をやりたいっていった場合に、そこに対して現在漁業をやってる人方の同意が必要というふうなそういうルールがあるそうです。その部分でなかなか同意が得れないもんだから、その漁業になかなか入っていけない。それだったら自らの部分が、まあ確かに新しい人が入れば限られた漁場の中の獲物ですから取り分が少なくなるのは間違いないんですけど、そこだけに固執すれば、いずれ漁業がなくなるっていうふうな形が目に見えてますから、それは何とかならないのかってことは何度もお話した経緯があります。

それで、先ほどの20年間の売電収入見込み額の0.5%の部分について、これは私、第1回目の法定協議会の時に、4地域の銚子沖とか由利本荘、それから能代、三種、男鹿、それともう一つ五島列島ですか、その部分の4つの協議会の中で秋田県の協議会だけがこの20年間の売電収入見込み額の0.5%となってるのはなぜなんだろうかっていうふうな話を私質問しました、一番最初に。その時に座長は、基金に関しては、協議会における協議の中で地域貢献に関して掛け声だけに終わらせないために、金額を具体的に示した基金を設立するというふうな結論に至ったというふうな説明をしました。言うならば、基金を設置するっていうだけでなく、どのくらいの金額なるか私も想像つかないんです

けど、20年間の売電の部分が単価がどうなるか、それと何基、どういう事業者が選定されるかにもよるんですけど、半端でない金額なると思うんです。基本的に0.5%っていう数字は小さいんですが。まあその辺の数字分からないので何とも言えませんが、銚子沖の部分では、ここの部分の表現が、両方の協議会で取りまとめた意見書を比べてみるとよく分かるんですけど、微妙な違いがいろんな所にあります。で、その部分で、銚子沖の部分では、先般市が、両市、旭市と銚子市ですけど、選定事業者になるかもしれない事業者を集めて説明会やって、漁業振興資金として100億円っていうふうなそういうネットニュースのコピー見せていただきましたけれども、そういう形の部分で、その銚子沖の部分では、その基金に関しては選定事業者は漁業との協調、共生、振興、この部分の具体的にも、漁場実態調査、魚礁設置等、漁船保険、燃油等の組合支援のための地元自治体が設置する基金に出捐することって書いてるんですが、能代・三種・男鹿沖の部分、選定事業者は今後設置される基金への出捐等で地域や漁業との協調、共生策を講じること。基金への出捐総額は20年間の売電収入見込み額の0.5%を目安。さらに、あ、その次に、各年度の基金への出捐額や用途などは、協議会構成員と協議すること。さらにもう一つが、自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を定期的に外部監査を行うというふうなそういう形で能代・山本なってるんですよ。だから想像でしゃべるのは非常に申し訳ないんですけど、漁業者と自治体の部分が銚子沖と能代・三種・男鹿沖の部分では、信頼関係とかそういう部分で何らかの部分があったのかなという推測ですけど、微妙に違っておりますので、まあそういう形になってます。で、私の場合は、1回目の最後の発言の部分では、洋上風力が何十基も設置されることでどういう問題が起こるのかが分からない部分がある、その不安があるので、それを不安を払拭できるような分かりやすい地域振興策及び漁業振興策をこの協議会で議論していただきたいというふうなそういう発言したんです。で、銚子の部分は漁業だけ書いてるんですが、能代・三種・男鹿沖の部分では、銚子は漁業との共存共栄及び漁業影響調査なんですけど、能代・三種・男鹿沖の場合は地域や漁業との共存共栄、漁業影響調査ということで、地域という言葉も入ってるんです。だから微妙にその辺が違いますので、今後の法定協議会の場の部分において、こう昨日も答弁いたしましたけれども、漁業の衰退が非常に厳しい状況になっている中では、漁業者の皆さんが今回の部分を契機とした漁業振興策で持続的な漁業経営を続けていくっていう選択肢もあるのかなというふうな形では思っておりますので、そういう気持ちの中で推移を見守っていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ大体のことは私も分かっております。実はですね、漁協ではそのパーセント、1%要求していたわけですよ、実際には。それでも国・県の意思で0.5に下げられたというふうなことを聞いているわけです。で、まあこれは国がですね風力発電を全国に普及しようと、何ぼでも売電単価を下げようとするための理由だわけですね。それに秋田県が一番先に高い値段をつけられると困るということで、ただに1%に対しての半分だけを認めたというふうな私は理解しているわけです。ところが、それではですね地元としては不満足だわけですよ。特に、まあ八峰町は能代市とかぶって最悪半々であればいいけども、その分配した場合、18万キロだすかな、最大うち方は。で、県南の方は35万という単位だわけですよ。そうすると、入ってくる収入だったって半分だわけですね、県南の由利本荘市の。まあ私は、あねこ勘定すると約2,000万円から1,800万円の範囲でないかなと思いますけども、1,800万円を能代市と八峰町で分けて使うことになるわけですが、せば年間1,000万円未満しか入らない、そういうふうな漁業振興策で何ができるかということですよ。これが0.5でなく、まあ1%は無理にしても0.8でも7でも上げていくことが、やっぱり漁業者、まして町民にとってもいろんな使い方できる財源となるわけですから、これについてはもう少し頑張っていかないと駄目なんじゃないかなと私は思うわけです。その辺についてはどうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ0.5%の部分の金額がどういう、1%が0.5%に下げられた経緯は分かりませんが、現実問題としてどのくらいの金額なるかの部分まだ分かりません。ただ一方で、銚子沖のように100億円単位っていうふうなそういう形の基金の部分も出されてる部分ありますので、漁業振興策として漁業者の立場に立ってみれば、八峰町もそうなんですけれども、そういうもし様々な知見をクリアした上なんですけれども、懸念されてる部分をクリアした上で洋上風力発電が実施されるに当たっては、漁業関係者が分かりやすい漁業振興策というふうな発言した部分の背景には、議員が今おっしゃったようなそういう中途半端な金額でなくて大きい金額の部分っていうイメージは私持ってますので、そういう気持ちの中でそういう話になれば議論に加わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあ今の妥結、協議会の案がですね、町に対する部分と漁業って

いう、まあ組合に対する、漁協に対する部分と、まあ両方多分分かれるはずなんですね。ですけども、町としてはある程度の大きい金額を要求する必要があると思うわけです。それについては、ちゃんと何だ、出捐金としてもらってですね基金として積み立て、まあ漁業でも農業でも地域住民のサービスにも使ってもいいわけですが、そういうふうな使い方。漁協の方に対しては、それ基金以外にその協力金という形で多分支払われると想像してますよ。それについては町ではとやかく言う必要はないわけですけども、その町に入ってくる部分をいかに獲得するかというところに町長としては集中してもらわないと駄目だと思うわけですね。ですから、その辺は今後2回、3回と続くと思いますけども、その辺の意気込みをひとつお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町に基金の財源みたいな形の……町が設置する、あるいは能代市に設置する基金とかっていうふうな形の文言なればいいんですけど、現実、能代・三種・男鹿沖の部分では、そういう部分何も記されてなくて、それでさっきもお話しましたが、銚子沖については地元自治体が設置する基金に出捐することって明言あるのに、能代・三種・男鹿沖の部分では今後設置される基金だとか、自治体以外に基金を設置する場合はとか、まあいわゆるどこに基金を設置するのかっていう部分も決められていない、そういう取りまとめと案になってます。で、銚子沖の場合は金額とかそういう部分一切書かないで、地元自治体が設置する基金に出捐することっていうふうなそこだけにやりましたので、まあそれでネット記事の洋上風力を建設したいと思っている事業者二十数社集めた説明会の中で、漁業振興基金として100億円っていうふうな話が銚子市等からあったというふうなそういう記事になったんだと思います。だから町の方でどういう形に、その法定協議会の場で町の町長として金額とかの部分をおね、なかなかしゃべれない、しゃべれない雰囲気ですよ、現実問題、生々しい感じで。だからその部分については、実際に選定事業者の部分については、この法定協議会で取りまとめられたいろんな注文事項をつけてるんですが、それを真摯に守ること。それから、我々その法定協議会に参加した人も、ここで決められたことを守ってる事業者に対しての洋上風力発電には協力するみたいなそういう形の流れなってますから、現実問題、腹の中にはそういう気持ちがあったとしても、その場において金額具体的に出した、出しながらっていうやつはなかなか難しい、そういう状況だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） それはまあそのとおりだと思いますけども、現実問題としてはですね、やはり市長、まあ隣ですから市長とよくその辺は話し合って、協議会の場でなくてもですね、ほかでツーツーで話し合いながら、将来的なその設置場所、まあ基金の作る場所、もしくは分配、分配っていうか、まあ割り当ての率とかです、そういうふうなものを内々相談しておかないとおかしいのではないかなと思うわけですよ。

それとですねもう一つ懸念、一番懸念されるのは、その売電価格が国の入札制度によって変化するわけですから、0.5%程度って今想像した1,000万円、まあ1,800万円ぐらいが下がれば下がるほど、20円が15円になったりするとですね、もうどんどん下がっていくわけですね。国は将来的には8円、9円まで下げるっていう、こんなことではね、その海を明け渡した漁業者の意思報われないというふうなことになるわけですね。ですから、0.5%というふうなその比重っていうか比率だけで決められたんではですね、後に後悔する。ですから、今の前段階である程度の大きい基金というものを確保すると。それを要求する。で、それで初めて事業者が納得して設置するというふうな成功事例を作っておかないと駄目だというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 能代市長さんの場合は、もう既に経験者でありますので、1回目の議論の中で参加して、能代・三種・男鹿沖の部分の協議会の意見を取りまとめる部分に参加してますから、経験者です。その部分については、私も1回目は打ち合わせしませんでしたけれども、私も1回目に参加して、この後の流れが見えてきましたので、そういう部分についてあらかじめ能代市長とは十分協議しながら、その法定協議会の場に臨みたいというふうに思います。

もう一つ何だったっけ。もう一つだす。まあまあ取りあえず、すいません。もう一つ何か。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今まだ協議中なので、まあこれ以上は突っ込まないというか質問しないわけですが、いずれ、いかに町のためにその振興資金を多く勝ち取るか。まあ代表だわけですよ、町民の代表。ですから、まあ景観に対する代償。漁業に将来もし支障があるとすれば、その代償。それをいかに勝ち取るかにかかっているわけですから、協議会の場で大いにその点を主張して獲得するよう努力してもらいたいと思います。

次に、産業振興条例についてですが、条例を制定する気はないということだわけです

けども、まあ非常に不満だわけですが、仮に条例がなくてもまあそれは今運用しているわけですからそれはそれでよしとしてもですね、私は、この漁業でも農業でもグランドデザインが何もないんじゃないかなと。八峰町の漁業・農業をどうするのかっていう大まかな構想。まあそれは活字的にはいいことばかり書いてますよ。でも、実際にやるその中身が何もない。まあ例えばですよ、ここの農地はこういうふうに整備して何を植えらせて、将来的にはまあこういうふうにやっていくんだというふうな具体的なものが何にもないというふうな印象を私は常に持ってるわけですね。まあそれは農業でも漁業でも同じなんです。だとすると、今まで町長は農協組合長と漁業の組合長と年に1回か2回懇談会やってるようですけど、両組合長だけの話聞いて、それを良しとしてやってるとしか思えないわけですよ。やはりもう少し広く漁業者、直接漁業者、直接農業者、まあもしくは大いに何ていうの、まあ法人している農家とかですね、それらを数人でも10人でも集めてですね意見を聞いて、それで八峰町の農地、漁業であればこの海面使用の状況、まあ先ほど町長が言った新規漁業の許可の問題、それらを話し合う協議会が必要だと思うわけですよ。そうでないと、将来的な農業と漁業も振興できないというふうに思いますので、時間もないですけども手短かに答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 条例については、まあ私、今回の法定協議会の中で、まあ前回の部分に基金が出た場合の部分想定したので、農業・農村の条例はいらぬというふうなお答えしました。で、漁業・漁村の部分の条例は総合振興計画であるからいらぬと言いましたが、基金が町に設置されるということになれば基金設置条例になりますから、その中で具体的にどういう支援策すればいいかっていう部分は盛り込まなきゃいけないので、その中では出てくると思います。

あと協議会の部分については、JA関係、農業関係はJAと、それから若手農業者、教産建の議員の皆さんも今回参加しましたけれども、ああいう意見交換の場でいろんな意見交換しています。あと漁業振興、これはまだないんです。それで今ようやく岩館漁港の静穏域エリアの関係で、青年部の方々が初めて出て意見交換の場できましたし、来週の金曜日、地域活性化の懇談会の部分でも議論することになってます。

○議長（門脇直樹君） これで時間となりましたので、2番議員の一般質問を終了します。

答弁書を作成する当局は、くれぐれも誤りや訂正を指摘されないように十分に精査・注意してくださるよう、よろしくをお願いします。

換気のため、5分間休憩します。11時3分より再開します。

午前10時57分 休 憩

午前11時02分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

10番議員の一般質問を許します。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 傍聴者の皆さんは、昨日に続きご苦労さまです。議席番号10番、芦崎です。

通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

最初に、公用車の車庫についてであります。

最近の車は、以前と違ってですね道端で故障してる車はほとんど見る事がありません。これは皆さんもご承知かと思えます。町では今、バス、重機、除雪機含む公用車が117台保有しております。しかし、その中でもですね数十台が青空車庫、要するに野ざらしということでありまして。我々の目から見てもですね、またあそこを通るよその人が、あるいは住民の目から見てもですね、良い管理とは決して思えないのであります。よって、早急に車庫を造る考えはないか。

次、2問目につきましては、公用車、各課の使用台数は適切か。

合併されてからもう十数年経っておりますので、それなりに少ないところは少ない、多いところは多い、適切な台数とは思うが、使用されてないで駐車場で休んでいる車が少なからず目につきます。よって、庁舎全体でのですね車の利用方法を考えてみてはどうか。

以上2点について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 芦崎議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「公用車の車庫」についてお答えします。

令和2年11月末現在で、町は117台の公用車を保有しております。このうち役場庁舎敷地内を保管場所としている車両は34台であり、ご質問の「青空車庫」となっている車両は、その7割強に当たる26台となっております。

「早急に車庫を建てる考えはないか」とのご質問でありまして、現在の役場庁舎敷地

内に「青空車庫」を解消する規模の車庫を建設できるほどの空き地がなく、車庫建設のためには新たな用地を確保する必要があります。さらに、庁舎建設時には、合併特例債という有利な地方債を活用しましたが、車庫建設には地方債が使えないため、財源の調達も難しい状況です。

このため、芦崎議員ご指摘のとおり、車庫による公用車の管理が望ましいことは十分理解しておりますが、新たな車庫の建設は難しいものと考えております。

次に、公用車の台数に関するご質問にお答えします。

公用車の調達については、車両の仕様や調達方法を含め、必要性を十分に検討した上で決定しておりますが、芦崎議員ご指摘のとおり、全ての車両が同時に稼働していることは、ほぼないのが現状であります。

現在、自動車による出張の際には、専用車両の共同利用を行っておりますが、今後は、町道や林道の維持管理、上下水道の施設点検や事故対応、交通弱者の送迎等、特定の目的に使用する車両を除き、公用車の共同利用をさらに進め、適切な台数に調整する必要があると考えておりますし、将来的には公用車を一元管理することも検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 10番議員、再質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今、町長の答弁の中で、まあ敷地、要するに用地ですね、駐車場の場所がないというふうな答弁でありましたが、私見るには今置いている所に建てればそれでいいのかなと、まあ簡単にそう思ってるわけですが、まずそれ1点どうですか。今置いている所に屋根をかけてやればいいんじゃないですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ現実問題として前後左右に壁ができる話なので、あその部分すると通路の方にはかなりはみ出すような格好なると思いますし、まあ場所もそんなんですけど、やっぱりもう一つの部分の財源の部分が全て一般財源対応というような形になるので、この部分もやっぱり車庫を建てるには非常に難しい問題だというふうに思います。

もともと私自身も、議員もご指摘になってますけど、今の台数でいいのかって思ってますので、まあその部分はやっぱり将来的に減らしていかなきゃいけないし、あと各課でみんな管理してるんですけど、これもやっぱり一元的に管理していくことによって必要な台数そのものも減らすことができるので、まあそういう方向の流れにあるので、

そういう面からもやっぱり車庫建設っていうのはまだ難しいかなというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） まあ最近の車は、エンジンも塗装も技術力が良くなってる関係上ですね、非常にその青空車庫してもこう見た目は非常にいいように見えますが、なかなか実際こう見てみますと、錆びは非常に多く見ます。私もですね、自分も車庫に入ってる車と車庫に入れてない車まああるわけですが、断然に違います。これは、このことによってどうなるかという、まあ皆さんも知ってると思いますが、やはり更新時にですね、やはりランクが上がります、良い車ですと。いくら年数が何年と言われても、手入れのされた車庫に入ってる車は、錆びも見えないし、やっぱり外観もいいし、購入の時にもランクが上がるということになります。それなりにですね査定の評価というものも上がりますので、これは何ととってもですね青空車庫というのは経済の面からいってもですね周りから見た目でも、車を野ざらしにしておくことはですね非常に私は残念だと、まあこのように思っております。

ただ、今の答弁で、敷地とか、あるいはその建てる関係のことで、またあるいは車を減らしていくからまあまあ今の状態でもいいように聞こえましたが、まあ車が例えば3台であろうと4台であろうと野ざらしにすることはいかななものかと、このように自分は思うわけでありまして。特にですね、町には研修バス、大きいバスが5台ですか、それから最近購入された園児の送り迎えの新車のバスがあるわけですね。これも当然、青空だと思えます。やはり子ども園は子どもを乗せる。大きいバスは住民の方々を乗せる。いずれにしても人間の命を預っておる車であります。それがなぜ車庫かという、やはり運転手さんはその日のお仕事で、「ああ、ここちょっと直せば良かったな」「ここちょっと見たいな」と、当然あるんですよ。そんな時に、いつも天候が良ければいいですけど、雨、風、特に最近は雪ですよ、雪、ワイパーに雪があって凍みついてしつかりと掃除しないうちに走ると、雪を取らないで走ると、これも事故に繋がる関係もあります。そういう大きなメンテナンスは専門の工場に入れてもいいわけですが、やはりちょっとした、次の日誰が乗ろうと、また次の日利用する車もですね、やはり終わってきたらちょっと掃除や、あるいはこうライトの点検とかも簡単にできるのは運転手さんがやるんですよ。そういう面からも、車庫というものはもしあればですね、屋根の下でゆっくり自分のできる小さなメンテナンスはできるのかなと、まあこのように思いますので、今一度その辺のところ、車庫ありと車庫ないのと人の命を守る車をどうする

のか、もう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 芦崎議員がおっしゃっている部分はもっともなんですけど、現実には私、町長3年目になりまして、実はあれもやりたい、これもやりたいという事業が目白押しであります。だけれども、来年の予算どうやって組まれるのかっていう部分の不安もありますので、車庫の部分は、車っていう部分に関しては議員おっしゃる部分はもっともでそのとおりだと思うんですが、それよりも優先度が高い政策の部分に予算を分配していかないといけない。それでも、それすらも難しい状況も一方にあるので、だからそういう意味も含めて、まず車庫の部分については、今ある台数を保管する車庫の部分を作ってしまえば、その今の保管する必要台数そのものがこう多いと感じてるので少なくしなきゃいけないと思ってますので、そして子ども園のバスの車庫、あるいは町の大きなバスの車庫、そういう部分を全部一般財源で建てるとなれば、ほかに必要だと思ってる事業がほとんど先送りしなきゃいけないようなそういう金額なると思います。そういう意味で非常に今のところは難しいなというふうな形で答弁させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） この前の、この前じゃない昨日ですね、一昨日ですか、一昨日ですね、予算の審議の中で、町の2t車更新ですよ、町の更新と聞いております。それから、体験センターのバスの修繕ですか、まあこれもまあ年数やら、あるいはいろいろキロ数によっていろいろあるわけですが、2t車なりますと自分の知ってる、これはまあ必ずしもそれと比較するというわけではないですが、町の今更新しようとするダンプは十二、三年ですか、12年ぐらいですか、で、キロ数が9万ぐらいと、あ、そうですよね、9万ぐらいと聞いておりましたが、自分の知ってる車は、今十五、六年なって、ざっと15万キロぐらい乗れる。今現在も乗っていると。それは車庫ありの車であります。車庫ありの車。そういう観点からいっても、車庫に入ってる車と野ざらしの車とではやっぱり違うんだなと。まあそれは私まあ比較したことは、まあ町の2t車はいろいろ作業が、錆びやすいような作業もあるだろうし、冬も使用しなければいけないだろうし、まあそれも一概には比較ならないわけですが、まあそういう面も車庫に入ってる車は長持ちができるということでもあります。

まあ町長の気持ちは、いろいろ財源的な問題もある、あれもやりたい、これもやりた

いということですが、財源的な問題もありますのでなかなか厳しいということですが、まあ良い管理するために、また物の大切さということを考えてみてもですね、一日も早く計画される年度が来たらですね、まあ今日明日というわけではなく、必ずしももうできないやということではなくて、やはり財政をためておくのばかりが脳でないから、やはりある時は使って、またためる時はためるとね、そういう気持ちになっていただきたいと、こう思います。

これで1問目の再質問を終わりたいと思います。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。
- 10番（芦崎達美君） 2問目の質問をさせていただきます。

自分もよくこの仕事柄ですね、この道路をよく頻繁に走るわけですが、先ほども申しましたが、結構休んでる車が目につきます。まあ必ずしも全部の車が全部出なければ車求められないのかということでもないわけですが、やはり結構走ってるたびに車が結構ありますので、本当にこれ、この台数必要なのかなど。課がいっぱいあるんですから、休んでる課から借りることもできるだろうし、あるいは仕事の時間をちょっとずらす、まあ早く行くとか遅く来るとか帰ってきてから利用するとか、何かそういう工夫ですか、あればですね、経済面でも、小さな経済でもですね積もれば大きくなると思いますので、やはり町の車だから、まあ管理職の方はそう思ってないかもしれませんがね、やはり自分の車だと思ってね、自分の車なんだよという気持ちでですね、まあ必要として思うのが、十分にですねそういうことを考慮しながらですね、やはり公用車だということではなく、自分の車なんだよという気持ちを持ったならばですね、いろいろこう工夫、創意工夫があるだろうと、このように思うわけであります。今一度考えをお聞かせ願います。

- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 芦崎議員がご懸念されてる部分、私も同じ思いをあります。それは、各課ごとに各課ごとの業務の必要性があって車は購入されているんですが、通年を考えた場合に、1年中その車が必要かということそうではありません。だから一時期季節によっては車の使用頻度が高まる時もありますけれども、年柄年中、車使われてれば芦崎議員がご指摘のような形の風景にはならないはずです。したがって、そこの空いてる部分を、縦割りではなくて、今現在は各課ごとに縦割りで管理しているのを横串で管理できるような形の仕組みを検討していかなければ、この後も各課ごとの必要に応じて車が更新されていきますから、それによって今のここに、庁舎内にやってる34台の部分

が果たして34台なるのか、30台なるのか、25台なるのか、まあそういうふうな形で少なくしていく、そういうことも必要かと思えます。

それともう一方は、買い取りでやるのか。買い取りでやれば車検から何から全てまた各課ごとにやってるんですが、それをリースでやればどうなのかとか、いろんな今、カーシェアリングとかそういうふうなことも出てきてますので、そういう形の部分も比較検討しながらどうすればいいか。で、最終的には、いわゆるどっかの課が窓口となって、使用する課がそこに何日何時から何時まで借りたいというような形がなれば、これが一番効果的・効率的な運用方法なると思えますので、それを目指して今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今の答弁のやはりその車を貸し出すというか、どっかその人がいてね、今同感です。今の答弁は同感です。まあいずれにしてもですね、車庫の件についても、また台数についてもですね、しっかりと検討して前向きな姿勢で要望して終わります。

○議長（門脇直樹君） これで10番議員の一般質問を終了します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 8番、通告に従いまして、一般質問をいたします。最後となりました。

私は、コロナ対策について質問をいたします。

今、日本、世界が大変な事態となっております。毎日のように更新される感染者、重症者、そして死者の数が更新されますが、昨日は東京で800人を超えた感染がありました。いずれ収まるだろうと、この期待もむなしく、未だ見通しがつきません。国、地方とも戦々恐々としているわけですが、これが実態であります。現在のこの状況を町長としてどのように分析しているのか、尋ねるものであります。

次に、コロナ対策予算の執行率、町のコロナ対策の交付金事業の効果検証、そして支援策はこれで十分なのか、お尋ねいたします。

町長の行政報告や昨日の一般質問において、コロナ対策の動きがここに来てやって見えてきました。既に回答済みの質問もあるわけですが、再度答弁を求めるものであります。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 菊地議員のご質問にお答えします。

はじめに、「国内のコロナ感染状況をどのように分析し認識しているか」についてお答えします。

我が国においては、4月上旬に1日の感染者数が700人台をピークとする「第1波」が過ぎ一旦終息に向かっているように思いましたが、5月下旬の「緊急事態宣言」の解除や6月下旬からの県境をまたぐ移動自粛の全面解除が契機となって感染者が増え続け、8月上旬に1日の感染者数が「第1波」のピークの2倍以上の1,600人台をピークとする「第2波」が到来いたしました。その後しばらく小康状態が続いていましたが、10月下旬から全国的に増加傾向となり、11月に入ってから急激に増加し、先日は1日の感染者数が第2波の2倍近くの3,000人を超えるなど、「第1波」の2倍以上の「第2波」の2倍近くの「第3波」が到来し、まだピークが見えない状況にあると認識しています。

人の移動が多くなっても、マスク着用や手洗い、3密回避やソーシャルディスタンスなど、基本的な感染防止対策を徹底すれば、感染を予防できることは分かってきましたが、人の移動が多くなれば、これらの基本的な感染防止対策を守らない方々も増え、こうした方々を介して感染が拡大していると考えております。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」の関連予算につきましては、総額で3億4,976万6,000円を予算措置しておりますが、11月末時点で予算執行が確定している分は1億7,169万1,000円、49.1%の執行率となっております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベントや行事の中止、縮小による影響につきましては、ポンポコ山音楽祭や雄島花火大会、んめものまつりなどのイベントにつきましては、主催者側をはじめ、開催を楽しみにしていた地元住民や近隣市町村の住民にとっても大変残念なことと思っています。また、消防操法大会が中止となり、日頃の訓練の成果を披露する場を失った消防団員、一番の楽しみにしていた修学旅行だったのに変更を余儀なくされた小・中学生、様々な事業の開催を楽しみにしていたことぶき大学の学生の方々、さらには、町民バレーボール大会において県外在住者のふるさと選手が参加できなくなるなど、様々な分野の方々に極めて大きな影響を与えており、元気な八峰町づくりの観点からも大きなダメージになっていると感じています。

また、これらのイベントや行事などが中止または縮小になったことにより、2,069万1,000円の予算を減額しております。

給付金事業につきましては、特別定額給付金事業において3,059世帯へ6億9,390万円を給付したほか、子育て世帯緊急支援事業として、367世帯へ828万円を、大学生等臨時支援事業として、122世帯へ685万円を交付しています。

事業所等に対する経済支援については、事業継続臨時交付金として193事業者へ3,780円を、雇用維持臨時給付金として4法人事業者へ259万円を交付しているほか、宿泊業を営む事業者に対しましては、感染予防対策事業補助金として9カ所の宿泊施設へ225万円を交付しています。さらに、現在進行形であります宿泊助成事業では、10月と11月の2カ月間での利用実績が、ハタハタ館やあきた白神温泉ホテルをはじめとする町内宿泊施設では、延べ1,043人となっているほか、トレーラーハウスとポンポコ山バンガローの延べ利用棟数は48件となっており、また温泉利用促進事業では、11月の1カ月間の延べ入浴者数がハタハタ館では852人、あきた白神温泉では838人と合わせて1,690の方々が利用しています。

現在のところ、事業収入の減少による雇い止めや離職、あるいは勤務調整等による収入減などの相談がないことや、宿泊分野においては持ち直しの動きが見られるなど、国の雇用調整助成金や「Go To トラベル」、県の支援策とも相まって一定の効果を上げていると考えています。

「コロナ対策支援が十分か」どうかにつきましては、雇用維持臨時給付金の交付が4法人事業者にとどまったという結果から見ますと、新型コロナウイルス感染症により事業活動へ大きな影響を受けた町内事業者が予想より少なかったという印象はありますが、新型コロナウイルス感染症については今なお猛威を振るっており、宴会やイベントなどの中止により関連する飲食業や小売業やサービス業などへの影響が拡大してきているなど、今後の経済対策については息の長い取り組みが必要であると考えております。

このため、6月補正予算に計上し実施した「事業継続臨時交付金」の支給基準を一部見直ししながら、「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」の中で「第2次事業継続臨時交付金」として対応することを検討するとともに、先般国が閣議決定した追加経済対策の第3次補正予算等を見極めながら、町内事業者への支援策をタイムリーに構築してまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 8番議員、再質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） コロナ対策の事業が国・県、そして町と、いろいろ様々な今町長が述べられたような対策を行ってきました。これらの支援事業もですね、コロナの第1

波、大変混乱している時になされたものであります。しかしその後、隣の市・町では第2弾、3弾と対策が、支援策が打ち出されました。八峰町はどうするのかなど、こう思っていた時に出されたのが雇用維持臨時給付金であります。この事業に少し触れたいと思います。

町長は、この事業の効果等々、声高に一般質問等述べておられますが、この事業にハタハタ館は、支援先にハタハタ館は含まれておりますか。もしおりましたら金額の方をお知らせいただきたい。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

4事業者のうちにハタハタの里観光事業株式会社は入っております。金額は178万円でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） ハタハタ館に178万円。交付金が259万円ですよ。この事業の予算が4,000万円。4件に259万円を交付して、そのうちハタハタ館が178万円というこういう結果になりました。私はこの事業はハタハタ館の支援策だと、こう思っておりますが、町長どう思われますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この事業は、全事業所を対象として6カ月間の前年との売り上げの減少幅が30%以上なった企業について、1人当たり10万円、まあ企業が健康保険とかの事業主負担している、まあいわゆる正職員という意味ですけれども、その部分に対して10万円交付するというふうなそういう事業であります。したがって、結果的にはハタハタ館が、まあ地元、全従業員じゃなくて町内に住んでいる従業員ですけれども、一番多くなったのは確かでありますけれども、全事業所を対象とした事業でありますので、ハタハタ館のためにやった事業ではありません。結果としてそうなってしまったのは、30%以上を影響を受けてる事業所が少なかったのか、あるいは、その30%以上減収になった事業所の中で正職員が少なかったのか、まあいろんな原因があると思いますけれども、この部分については想定よりも相当見込みが甘かったというふうな結果になります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 結果がこうなったということですね、これで影響がそんなになかった事業所が多い、これでは困るんですよ。町長は一般質問等々の答弁で、住民からの、事業者からの相談事、対策室にもない、商工会にもない、こう述べております。この事業が対象者が200事業所くらい。そして60事業所くらい見込みしたと、こう報道等にもありました。事前調査が全くないんですよ。でしょう。そういう相談がなかったら4,000万円の大きな予算組む必要ないでしょう。それが259万円しかなかったから、この後の事業継続第2弾、3弾に使うというような話も昨日述べておりました。まあそれは別として、この事業がですね対象が200事業所と言いますけれども、社会保険を扱っている事業者なんですよ。2分の1負担ですよ、事業者が。だからそれが影響あれば大変困るだろう、こう思いでの事業だと思っんです。それは分かります。しかしですね、今現実に延々と困っている事業者というのは、家族従業員、家族経営であったり、パート従業員を使ったり、そういう大きな事業所でないんですよ。ハタハタ館は別として、体力があるんですよ、そういう会社は。このね、コロナがいつ終わるかも分からない。そういう状況下でね、少なくとも冬場を迎える。例年でも暇になってきますよ。これがどうなるんだろうか。こういう思いですね待っていた事業者がたくさんいるんですよ。それが相談事もない、商工会にもない、そういうことで片づけられて私困るんですよ。そうでしょう。100事業所くらいあります、商工会に。社会保険導入してない事業所が。そういう人方が大変なんですよ、ね。

それでですね、私がちょっとがっかりしたのはですね、当初想定したよりも町内では長期的に大きな影響を受けた事業者が少なかったと捉えている、今述べられましたが、本当に支援が必要なところには交付金を届けることができたと思う、こうなんです。私はですね、ハタハタ館に対して支援をするなということとは私は今までも言うておりません。しかし、支援の仕方が違う。私は、この事業は成功したというのは、第一にハタハタ館に届けることができた、私はそう思いますよ。まあ言葉きついかもしれませんが、どうですか、町長。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員がハタハタ館っていう形で結果から見ればそう見えてますけれども、現実的には町内の全事業所を対象とした事業でありますので、ハタハタ館のために使った事業ではありません。見込みが甘かったのは、まあ結果的にはそうなります。

それと、先般、商工会との役員の方々と町長と意見交換する場がありました。その場でもそういう話、話題が出てこない。さらに、この雇用維持調整給付金については、対象となる事業所等へ事業の内容をまとめたチラシ等も配付して、その上でやってきてますので、まあ見込みが甘かったのは結果的に甘んじてそのとおりでと思うんですが、決して議員がおっしゃってるようなハタハタ館のためにやったような形ではありません。

また、この事業計画に当たっては、国の地方創生臨時交付金っていうのは枠が、金額の枠が来て自由でこちらでやってもいいよっていう話じゃなく、内閣府の方に計画を、実施計画を作って上げて、その了承を得た段階で実施するって運びになってますので、じっくりと事業内容を検討するというふうなそういう状況にもありませんでした。まあその中で現実的に1カ月間の雇用維持の臨時交付金の実績見れば相当数あるだろうなというふうな思いの中で始めましたので、まあその部分の見込みは甘かったというのは事実でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） ハタハタ館のために、まあ私こう述べましたが、町長としてそう言えないですよ、言えませんよ。私はそう理解しました。しております。

まあいずれこの支援策がまだまだいろんな形でどういうふうになされていくのか、まあしていかなきゃいけない、こう思いますし、第2弾、今継続給付金も検討されております。これはですね早々にやはり詰めてですね対応していただきたい、このように思います。

それから、このコロナの様々な状況というのが広報に記事として載っておるわけですが、対策やら何やらですね。防災無線をこの頃全く使ってないんですよ。まあ広報は見れば分かるでしょうと言うんだけど、やっぱり町の姿勢として、防災無線で定期的にですね、状況なり、気をつけるそのね、住民に危険ということをですね、やはり徹底して、3密も何も言葉では聞いているけれども、マスクも堂々としてない人が多いんですよ。だからそういう部分も含めてですね、まだまだ徹底して定期的にやっぱり防災無線で呼びかける。耳には入ってきます。広報見ない人もいるんですよ。そういう意味でそれをお願いしたい。

それからですね、G o T o イートが今スタートして利用されておるわけですが、G o T o イートはこれ秋田県版なわけですよ。まあどこもそうなんです。これがどこでも買えるんですね。ですから、例えばスーパーあたりでも買える。県外の人が

県内に来て、そっから買うんですよ、G o T o イート券を、食事券。それを使われる。そういう方が実際おるんです。それで、事業者もですね、そういうことを意識してか、G o T o イートに参加してない事業者が多い。八峰町でもG o T o イートを扱ってる事業、そんなにないですよ。そういう傾向もあるんですね。ですからですね、この食事券含めて、あ、それから県のプレミアム飲食券、宿泊券。宿泊券は、まあ早々にもうこれ完売という形になりましたけれども、飲食券が非常にまだまだ余っている。そういうことからしてですね、その券の使い道というものも県と自治体間で考えられないかということをおもったりするんですね。

先ほど来、宿泊業者に対する支援策、いろいろとなされてきました、ずっとね。しかし、飲食業、小売業者、そういう手当はまず限って特定ではないわけです。入浴券も住民に向けて、そして温泉業者のためにも効果があるということでね配布しました。であるならばね、どうも片手落ちなんですよ。やはり事業者に対する食事券、あるいは小売業者に対する買い物券等々、まあそれに限らずね、そういうこともやはり少しもんでみる必要があるんじゃないのかな、このように私は思います。どうですか、そこら辺は。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） こうコロナ禍の、まあコロナウイルス感染症の影響が予想されていたとは言いながらも、第3波という巨大な波となってきました。で、この先またどのくらいまでピークが上がっていくのか。まあいつも土曜日が最高の感染者なってますので、まあ明日の、明日、明後日の結果がまたあれですけども、もう既にもう3,200人超えていますから、これをさらに上回るというふうな形、見込まれます。そういうコロナウイルスの感染症がずっとまだ続いておりますので、それに伴って、何回か答弁しておりますが、じわりじわりと様々な職種の部分に影響を及ぼしております。菊地議員がこう営業されてるお店も影響を受けておられると思いますし、で、菊地議員に材料等を納めている企業、あるいはイベント等がなくなったことによってパーマ屋さんとかそういう方々への影響も出てきております。そういう部分については、今後どういう形で手当てするか検討しなきゃいけません、ありとあらゆる部分で検討支援策を考えていかなければいけない、そういう認識でおりますので、とりあえずは今のところは個人事業主も対象にした雇用維持調整交付金の部分をできるだけ早くスタートさせますけれども、それ以外にも個人事業者向けの影響を受けておられるようなそういう方々への支援策についても、並行して検討していかないとはいけませんというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） 町長、防災無線。

○町長（森田新一郎君） 防災無線についていろいろ私の中でジレンマがありまして、一方で北東北4県の対象にした宿泊助成券っていう形の部分の支援策やっています。県境を往来する、あるいは県内を往来する部分を奨励しておく一方で、住民の皆さんにこう感染防止って、いわゆる感染防止から見ればアクセルとブレーキ両方な形の中でどうすればいいかなって形で悩みつつ、それで広報等でお知らせするという形で今とっていますけれども、今こういう状況になった場合は、まあご批判はあるかと思いますが、県外との往来、あるいは県内の移動を促進しておきながらも、防災無線についてもそういう方向でやっぱり呼びかけていかなきゃいけない時期に来てるなって、これは感じてますので、対策本部会議を開いてその部分について方向を出したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 県外からの往来の話なればね、もうGo To トラベルも停止したんですよ。そういう考え方もあるわけで、今この4県の移動をやめるというわけではないんですが、それなりのね、やはり住民に対する報道の仕方あるんでないのかなと、私はこう思いますんで、今答弁されましたようにそういう部分も含めて協議していただきたい、こう思います。

それから、支援策の中でですね大学生等への支援策も行いました。5万円でしたけれども、大変これ厳しいんですね。やはりバイトをしながら生活費に充てている学生が多いということ、それは依然としてあるわけで、5万円という額がですね適当かどうかという、足りないと思う。そういう相談も受けてますんで、個人的にね。その辺も検討させていただきたい、このように思います。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 第1波の時に行っていた支援策、そこの部分がコロナウイルス感染症の影響が今なお猛威を振るっている状況でありますので、もう一度その部分、地域住民一人一人に給付金を交付するというのは、交付金を交付するっていうのは、これはやっぱり例えば7,000人の、まあ7,000いませんけど、そこの部分に1万円給付するだけで7,000万円かかりますから、やっぱり今の議員おっしゃったような大学生等、それから今日の新聞に書いておりました、さすがだなと思ったんですが、能代市さんではひとり親の方々とか、そういう形、影響が長引いたことによってさらに苦しい状況になっているそういう方々への支援も、もう一度検討していかなければならないというふうに思

います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 事業者にとっても、現場で直接対応する事業者、私ども含め、宿泊業もそのとおり、戦々恐々としてる。毎日やはり、誰だか分からない人を相手にしてる。どっから来たか分からない。その部分があるということですね、やはり本当に認識していただきたい。やはりその対面的なそういう接触のない方はですね、まあそれなりに意外とまた平然としておる方たくさんいるんですよ。でも商売しなきゃいけない。そういうことを踏まえながら、やはり手厚くですね、これから支援策を十分に練っていただきたい、このようにお願いをして質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） これで8番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開します。

午前11時59分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から、付託中の陳情第8号から陳情第11号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務民生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、八峰町委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会定規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和2年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時02分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 4 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣